

# 第一章 市政の動向



## 第一節 市勢の変遷

### 一 土地利用と人口の推移

今期の二三年間に限らず、本市の人口と面積には他の自治体と比して著しい特徴がある。本市の人口が一三万人台に乗ったのは昭和四〇（一九六五）年のことだが、以来五〇年近く、一三万人台（各年一月一日現在）で推移していることである。人口一〇万を超える自治体でこんな例はない。面積となると、明治二二（一八八九）年の開村以来、実に一二〇余年、測量上の誤差による以外変わっていない。昭和の大合併、平成の大合併で全国の市町村の数は激減したが、その波に乗ることもなく今日に至っている。

なお、本市の面積は『武蔵野市百年史』が「一一・〇三」平方キロメートルとしていたとおり、長年この面積を公式なものとしてきたが、平成元年一月一日付官報の国土地理院公告で「二〇・七五」、さらに二年一月一日付国土地理院の「全国都道府県市町村面積調」で「二〇・七三」に変更、以降、市でも一〇・七三平方キロメートルを採用している。測量による誤差修正の結果である。

本項で扱う土地や人口の変遷については、この期と比較対照する年を、多くの場合、昭和四〇年に設定した。前述のとおり、人口が一三万人台となり、今と似た規模の自治体になったからで、他に大した意味はない。あくまでも参

表1-1-1 地目別面積（構成比）の推移  
（各年1月1日、単位：%）

地目	昭和40	昭和58	平成6	平成17
畑	13.1	5.9	4.4	3.6
宅地	70.7	72.0	74.8	74.7
山林	1.3	0.1	0.0	0.0
雑種他	2.3	5.8	2.1	2.0
その他	12.6	16.2	18.7	19.8

〔市勢統計〕

注：地目は現況。「雑種他」は鉄軌道用地、鉄塔地、  
私道、ゴルフ練習場、野球場、テニスコートなど。  
「その他」は公道、水道用地、公園など

地目別面積の構成

表1-1-1の右側三欄（年）は、昭和五八（一九八三）年から平成一七（二〇〇五）年に至るこの期の地目別面積の構成比を、期初（昭和五八年）・期の半ば（平成六年）、期末（同一七

年）の三時点にとらえ、また左端の一欄は今期と対比するために前記した理由で設定した昭和四〇年の構成比を載せている。

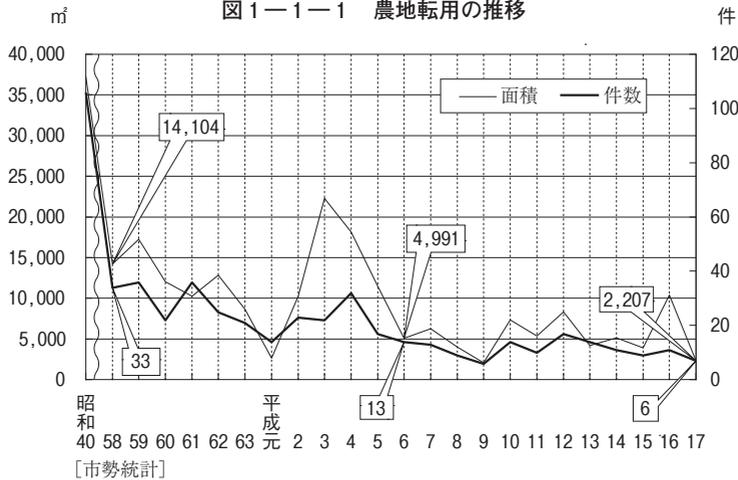
昭和四〇年と期初の対比では、畑は一八年間で半分以上に、また山林は一三分の一となり、その分、宅地、雑種地、その他、中でも鉄軌道用地、ゴルフ練習場、自動車教習場などを含む「雑種地」の構成比が倍以上に増えている。

期央の構成比で目立つのは、山林の〇・〇パーセント。実は山林がゼロになったのはそれより五年前の昭和六四（平成元年）年からで、実際には三五四四平方メートルあったものの統計では捕捉外とらへずとなったからだ。山林は以降も減少が続き、期末の平成一七年には五五四平方メートルを残すのみになった。もはや「山林に自由存す」と書いた「国木田独歩の武蔵野」は過去のものになった。他に畑は漸減、宅地、その他は漸増したが、雑種

（一）地目別面積の推移

考程度にとらえていただきたい。

図1-1-1 農地転用の推移



地は逆に三分の一近くに減っている。

期末も同様の傾向を示しているが、では、期初と期末の二三年間ではどうなのだろう。著しいのは畑の約六割・二万平方メートル減で、半面、宅地が二・六ポイント・二九万平方メートル、公園などを含む「その他」も三・七ポイント・三七万平方メートル、それぞれ増えていること。

この変化を、構成比でなく実際の面積で見るともつと違った特徴が読み取れるが、紙幅がないので省略する。都市化・宅地化に限界が見えてきたことを指摘するにとどめる。

### 農地転用の状況

地目別面積の構成比で明らかかなように、農地の減少は小幅ながら今期も止まることはなかった。図1-1-1は、この期の年毎の農地転用件数と転用面積を表している。

農地転用面積のグラフがピークを指しているのは平成三二(一九九一年)の二万二一六四平方メートル。翌四年の一八〇三九平方メートルが次に多いが、一年置いた六年には前年の半分以下に減り、以降のこの期の一二年間は一年を除いて年間一万平方米以下で推移した。この間、件数は平成八年に一桁台に落ち、以降、期中の一〇年間

表 1-1-2 用途別農地転用の推移

用途別	昭和40		昭和58		平成6		平成17	
	面積 m <sup>2</sup>	%						
総 数	37,193	100.0	14,104	100.0	4,991	100.0	2,207	100.0
自己用住宅	7,503	20.2	4,082	28.9	461	9.2	1,254	56.8
共同住宅	10,435	28.1	3,597	25.5	3,292	66.0	953	43.2
店舗・事務所	7,133	19.2	0	0.0	336	6.7	0	0.0
駐 車 場	3,775	10.1	5,667	40.2	687	13.8	0	0.0
道 路	1,123	3.0	98	0.7	215	4.3	0	0.0
公 共 用 地	0	0.0	660	4.7	0	0.0	0	0.0
そ の 他	7,224	19.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0

[市勢統計]

に一桁台が五年を数えている。

これをもって「農地転用に歯止め」を云々するより、農業を営む農家がほぼ適正規模に落ち着いたと見たほうがいい。こうした傾向を裏づけているのは、第四章第一節の三に示している「農地面積の推移」の図である。その年毎の変化で、平成四、五年にかけて「生産緑地」が倍増しているのと農地転用は無関係ではない。平成三年に改正した生産緑地法によって、農家は将来も農業を継続することを条件に「生産緑地」の指定を受けると、税制面で優遇されることになり、この時「宅地化農地」に振り分けられた農地が半減、それが六年以降の農地転用の減少に反映されたのだろう。生産緑地は自由に手放せない。

農地転用は平成一六年に前年の二・七倍増えて一一年ぶりに一万平方米のメートルのメートルのメートルに乗っているが、これは相続税絡みで四六五〇平方メートルを手放した農家などがあつたせいりで、件数に大きな変化はなかった。

表 1-1-2 は、用途別農地転用の推移を昭和四〇年とこの期の期初、期末、期末でとらえたものだが、人口が一三万人台に乗った四〇年が自己用住宅、共同住宅、店舗・事務所、その他と各用途とも二〇パーセント前後を占めていたのに対し、五八年は駐車場が四〇・二パーセントと突出し、

自己用住宅、共同住宅が二五パーセントを超え、期末になると自己用住宅、共同住宅ですべてを占めている。年々、農家が農地を自己の生活防衛に使うようになってきているのだろう。

#### 地価高騰と農

この期は「バブル経済」の影響で土地が異常に値上がりした時期と一部重なる。昭和六〇（一九八

#### 水省倉庫跡地

五）年九月の先進五か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）で決議された「プラザ合意」を受けて日

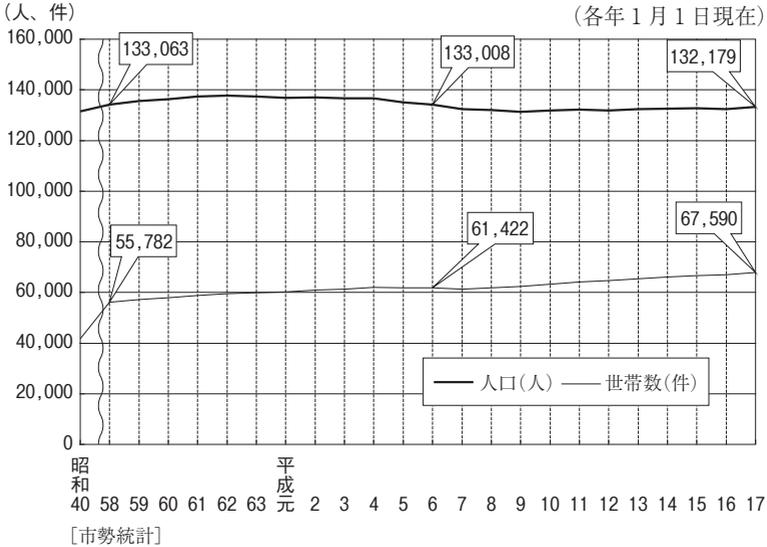
本政府は金融緩和政策を実施、超低金利時代に突入した。このため借金による投機が増えて、地価や株価が急騰した。投機が過熱すると悪質な地上げや土地転がしが横行する。地価はますます上がり、周辺の地価まで押し上げた。

国土交通省では毎年一月一日現在の地価を調べて四月に公示しているが、調査地点の一つ吉祥寺本町一丁目の商業地では昭和六一年に一平方メートル（以下同）三九〇万円だった地価が、翌年は八〇〇万円、二年後の六三年には一一〇〇万円まで高騰した。一〇〇〇万円の大台を割るのは平成五（一九九三）年だった。住宅地として例外ではなく、中町二丁目の調査地点では昭和五八年に三五万七〇〇〇円だった地価が六二年に倍増して八九万五〇〇〇円、六三年には一一二万円に達した。

バブルは平成二年に弾けて地価もだんだん沈静化していくが、尋常ならざる地価が都市計画の遂行に大きな障害となったことはいまでもない。

皮肉なことに本市でバブルの恩恵を受けたケースがあった。武蔵境駅南口の「武蔵野プレイス」が建つ土地（元農水省食糧倉庫跡地）の取得をめくり、地価が高騰した時期に一一〇〇億円とされた土地が、交渉が遅れているうちにバブルが去り、七年後、半額以下で取得できた。本稿で他に地価に触れるスペースがないので、あえて記述した。

図 1-1-2 人口・世帯数の推移



(二) 人口および世帯数の推移

人口と世帯数

図 1-1-2 は、今期、つまり昭和五八(一九八三)年から平成一七(二〇〇五)年の年毎の人口と世帯数の推移(一月一日現在)を表している。

冒頭に記したとおり、人口はこの間二三万人台で推移し、ピークの昭和六二年と最も少なかった平成九年との差は僅か六三二九人。今期はこの範囲内で増減したわけで、期初と期末の差となると八八四人にすぎない。ちなみに人口が初めて一三万人台に乗った昭和四〇年の人口は一三万〇四八一人だったから、わずか一七三人とはいえ、平成九年より多かった。人口で見る限り、当市の成長は限界に達しているのがよく分かる。(↓資料編)

一方、世帯数を見ると、同期間中に一万一八〇八世帯増えている。期中、平成五年から三年連続、小幅ながら減少したが、八年以降は再び増加に転じた。さまざまな要因が絡み合っていて一概にはいえないが、人口に対し世帯数が増える傾向

表 1—1—3 地域別・町別面積および人口の推移

(各年 4 月 1 日)

町名	面積		昭和40人口		昭和58人口		平成6人口		平成17人口		
	m <sup>2</sup>	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
東部	吉祥寺東町	899	8.4	11,959	9.1	11,995	9.0	11,776	8.9	11,794	8.9
	吉祥寺南町	962	9.0	13,118	10.0	13,632	10.3	13,068	9.9	13,196	10.0
	御殿山	391	3.6	4,133	3.2	4,487	3.4	4,326	3.3	3,848	2.9
	吉祥寺本町	839	7.8	15,382	11.7	11,216	8.5	10,792	8.2	11,226	8.5
	吉祥寺北町	1,396	13.0	13,179	10.1	15,507	11.7	15,749	12.0	15,527	11.7
	計	4,488	41.8	57,771	44.1	56,837	42.9	55,711	42.3	55,591	42.0
中部	中久保町	680	6.3	10,145	7.7	9,833	7.4	10,382	7.9	11,101	8.4
	西久保町	640	6.0	12,373	9.4	11,139	8.4	11,250	8.5	10,923	8.2
	緑幡町	536	5.0	8,940	6.8	8,342	6.3	7,740	5.9	8,351	6.3
	八幡前	532	5.0	3,903	3.0	3,686	2.8	4,282	3.3	4,230	3.2
	計	3,468	32.3	41,021	31.3	40,969	30.9	42,196	32.0	43,279	32.7
西部	境南町	1,152	10.7	10,309	7.9	12,257	9.2	12,429	9.4	14,037	10.6
	境南町堤	1,032	9.6	11,846	9.0	14,502	10.9	14,422	11.0	13,987	10.6
	桜堤	590	5.5	10,114	7.7	8,055	6.1	6,921	5.3	5,621	4.2
計	2,775	25.9	32,269	24.6	34,814	26.3	33,772	25.6	33,645	25.4	
総数	10,730	100.0	131,061	100.0	132,620	100.0	131,679	100.0	132,515	100.0	

[市勢統計]

はなおしばらく続くのだろう。

**地域別・町別面積と人口の推移** 表 1—1—3 は、前期を扱った『武蔵野市百年史』に倣い、

市内を三地域に分け、それをさらに一三の町別に分けて、「面積と、期初と期央、期末の人口をまとめてみる。参考までに記せば、東部は吉祥寺地区が大半、中部は旧関前・西窪（西久保）と一部旧吉祥寺地区、西部は境地区である。

人口を地区別で見ると、東部は期初、期央、期末と僅かずつだが減少している。とはいえ、三地区の構成比では四二パーセント台に収まっている。西部も同様の傾向を示しており、構成比では市内の四分の一を占めている。逆に中部は漸増して期初と期末で一・八ポイント差、面積と同様、市内のほぼ三分の一に達した。

期初と期末の町別の変化を見ると、一〇〇〇人以上増えているのは境（一七八〇人）と中町（一

表1-1-4 地域別・町別世帯数の推移(1)

(各年4月1日、単位：世帯、%)

町名		昭和58	平成17	世帯 平17/昭58(A)	人口 平17/昭58(B)	(B)/(A)
東部	吉祥寺東町	5,131	6,169	120.2	98.3	81.8
	吉祥寺南町	5,903	6,971	118.1	96.8	82.0
	御殿山	1,954	2,213	113.3	85.8	75.7
	吉祥寺本町	4,908	6,493	132.3	100.1	75.7
	吉祥寺北町	5,823	7,123	122.3	100.1	81.8
	計	23,719	28,969	122.1	97.8	80.1
中部	中町	4,417	6,023	136.4	112.9	82.8
	西久保	5,129	6,021	117.4	98.1	83.6
	緑町	3,154	3,775	119.7	100.1	83.6
	八幡町	1,368	1,864	136.3	114.8	84.2
	関前	3,300	4,150	125.8	108.8	86.5
計	17,368	21,833	125.7	105.6	84.0	
西部	境	5,144	6,952	135.1	114.5	84.8
	境南町	6,336	7,332	115.7	96.4	83.3
	桜堤	3,145	2,723	86.6	69.8	80.6
	計	14,625	17,007	116.3	96.6	83.1
総数	55,712	67,809	121.7	99.9	82.1	

[市勢統計]

二六八人)で、次いで関前、八幡町が五〇〇人以上増となっている。

逆に減ったほうでは桜堤が二四三四人と群を抜き、次いで御殿山、境南、吉祥寺南町が四〇六〇〇人台の減少となった。期央を無視して見ると、緑町、吉祥寺本町、吉祥寺北町の三町は一〇人前後の変動しかなかった。

総じて変動幅は小さく、市の人口と同様、町別人口も安定期に入っていると見えていい。

表には、参考までに人口が一三万人台に乗った昭和四〇(一九六五)年の地域別・町別人口も載せている。地域別の構成比は東部、中部、西部の順で今と変わらないが、五八年と対比して見ると東部が九三四人減、中部は五一人減でほぼ横這い、西部が二五四五人増えている。この間全体では一五五九人増えているから、計算上は東部と中部の減少をそっくり西部が吸収したことになる。当然、

表 1-1-5 地域別・町別世帯数の推移(2)

(各年 4 月 1 日)

町名	昭和40世帯数(A)		平成17世帯数(B)		(B)/(A)	
	数	%	数	%	%	
東部	吉祥寺東町	4,075	9.7	6,169	9.1	151.4
	吉祥寺南町	4,549	10.9	6,971	10.3	153.2
	御殿山	1,289	3.1	2,213	3.3	171.7
	吉祥寺本町	5,027	12.0	6,493	9.6	129.2
	吉祥寺北町	3,643	8.7	7,123	10.5	195.5
	計	18,583	44.4	28,969	42.7	155.9
中部	中町	3,295	7.9	6,023	8.9	182.8
	西久保町	3,891	9.3	6,021	8.9	154.7
	緑幡町	2,617	6.2	3,775	5.6	144.2
	八幡町	1,099	2.6	1,864	2.7	169.6
	関前	1,721	4.1	4,150	6.1	241.1
	計	12,623	30.1	21,833	32.2	173.0
西部	境南町	3,380	8.1	6,952	10.3	205.7
	境南町	4,268	10.2	7,332	10.8	171.8
	桜堤	3,043	7.3	2,723	4.0	89.5
	計	10,691	25.5	17,007	25.1	159.1
総数	41,897	100.0	67,809	100.0	161.8	

〔市勢統計〕

三地区の構成比はそれにつれて僅かながら変化した。

同様の变化を町別に見ると、少しでも増えているのが七町、逆は六町でほぼ半々、最も増えたのは境南町で二六五六人、逆に最も減ったのは吉祥寺本町で四一六六人だった。一見変化は少なそう

で、実はそうでもない一面を表している。

**地域別・町別 世帯数の推移** (一九六五) 年と五八年の一八

年間の变化を見ておく(表1-1-4と表1-1-5)。この間、人口は一五五九人しか増えていないのに、世帯数は一万三八一五、率にして三三パーセントも増えている。今期の二三年間はいえ一万二〇九七世帯・二・七パーセント増だっ

た。時代背景や期間を無視しての比較はほとんど意味がないが、相変わらず世帯数はかなりの高率で増えているのが分かる。

同様に、昭和四〇年と五八年の変化を地域別に見ると、中部が四七四五世帯・三七・六パーセント、西部が三九三

四世帯・三六・八パーセントとそれぞれ増えたが、実数が五一・三六世帯増と最も多い東部は、二七・六パーセント増にとどまった。町別では、世帯数が減つたのは吉祥寺本町のみ（一一・九世帯・二・四パーセント減）で他は軒並み増えており、最高は関前で実に倍近い九一・七パーセント増、逆に小幡だったのは三・四パーセント増の桜堤だった。

次に、今期の変化を主に、期初と期末の対比で見つめる。特徴的なのは、三地域・町別ともに、桜堤を除いて、一〇パーセント以上増えていること。地区別では中部、東部、西部の順だが、中部、東部はともに二〇パーセントを超えており、中部に至っては四分の一も増えている。これを町別に見ると、三〇パーセント以上増えたのが中町、八幡町、境、吉祥寺本町の四町で、中町と八幡町は三六パーセントを超えた。二五・八パーセント増の関前を加えた五町で約三割増えたことになる。

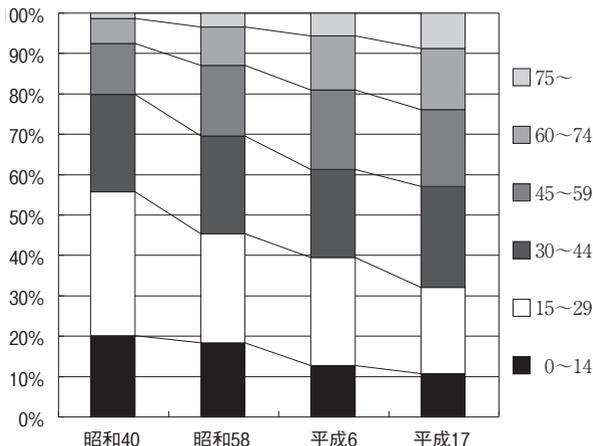
唯一世帯数の減つた桜堤は、一三・四パーセント減。世帯・人口ともに減つたのは、同町の中核を成す桜堤団地の動向と深く関係している。

桜堤団地の居住人口は町全体の七割を占める。築四〇年を経て居住者の年齢構成が大きく変わった。核家族化も進む。加えて、平成九（一九九七）年から全面建て替えが始まった。さまざまな要素が重なった特異なケースといつていい。

表1—1—4の右端の欄は、今期を通しての一世帯あたりの人数の変化、つまり昭和五八年と比較した平成一七年の家族数の比を表しているが、いずれの地域も一〇パーセント以上減っており、最も減っている御殿山と吉祥寺本町は五八年比二四・三パーセント減。人口、世帯数とも減っている桜堤も平均を超える一九・四パーセント減。少家族化の傾向が全市的であることが読み取れる。

図 1-1-3 年齢階層別人口比率の推移

(各年 1 月 1 日)



[住民基本台帳]

表 1-1-6 年齢階層別人口比率の推移

(各年 4 月 1 日、単位：%)

年齢	昭和40	昭和58	平成6	平成17
0~14	20.2	18.4	12.7	10.7
15~29	35.6	27.0	26.8	21.4
30~44	24.1	24.3	21.8	25.0
45~59	12.7	17.4	19.7	19.0
60~74	6.2	9.6	13.4	15.2
75~	1.3	3.4	5.6	8.7

[住民基本台帳]

(三) 人口構成の推移

居住年限別 表 1-1-6 は、この期の期初（昭和五八年）、期央（平成六年）、期末（同一七年）時点での人口の  
 人数の状況 年齢階層別の比率を示している。参考に、前項と同じ理由で昭和四〇（一九六五）年の数字も載せた。

図 1-1-3 は、それをそのままグラフ化したものである。

市の人口は四〇余年間、一三万人台で推移しているが、年齢階層別に見ると少子化、高齢化がどんどん進んでいるのが分かる。

昭和四〇年には一四歳以下が二〇・二パーセント、六〇歳以上が七・五パーセント、学生・労働者層にあたる一五〜五九歳が七二・四パーセントだったが、期初の五八年にはそれぞれ、一八・四、一三・〇、六八・七パーセント、期の央の平成六（一九九四）年は一二・七、一九・〇、六八・

表 1-1-7 乳幼児・高齢者人口

(各年1月1日)

年	市内人口	乳幼児人口 (0~5歳)	人口に 占める率 (%)	高齢者人口 (65歳以上)	人口に 占める率 (%)
昭和58	133,063	9,169	6.9	12,249	9.2
59	134,590	9,007	6.7	12,605	9.4
60	135,223	8,823	6.5	12,921	9.6
61	136,344	8,603	6.3	13,453	9.9
62	136,637	8,368	6.1	13,970	10.2
63	136,291	8,060	5.9	14,357	10.5
平成元	135,758	7,786	5.7	14,853	10.9
2	135,923	7,472	5.5	15,350	11.3
3	135,594	7,073	5.2	15,908	11.7
4	135,519	6,792	5.0	16,525	12.2
5	133,916	6,441	4.8	17,119	12.8
6	133,008	6,248	4.7	17,718	13.3
7	131,310	6,070	4.6	18,229	13.9
8	131,021	5,977	4.6	18,849	14.4
9	130,308	5,795	4.4	19,469	14.9
10	130,720	5,856	4.5	20,169	15.4
11	131,111	5,889	4.5	20,779	15.8
12	130,747	5,823	4.5	21,310	16.3
13	131,345	5,758	4.4	22,079	16.8
14	131,466	5,702	4.3	22,608	17.2
15	131,675	5,669	4.3	23,206	17.6
16	131,287	5,511	4.2	23,559	17.9
17	132,179	5,556	4.2	23,983	18.1
18	133,722	5,623	4.2	24,605	18.4
19	134,074	5,637	4.2	25,180	18.8
20	134,253	5,606	4.2	25,773	19.2

[地域生活環境指標 住民基本台帳]

より高齢化のテンポの方がずっと速い。  
表1-1-7は、それを〇〇五歳の乳幼児人口と六五歳以上の高齢者人口で見ようとしたものだが、当然ながら同じ傾向が出ている。

乳幼児人口は期初（昭和五八年）の九一六九人から期末（平成一七年）の五五五六人まで緩やかな下降線をたどっ

三パーセント、そして期末の一七  
年が一〇・七、二三・九、六五・  
四パーセントだった。学生・労働  
者層の比率が下がってゆく一方  
で、一四歳以下は昭和四〇年と五  
八年で一・八ポイント、期末とで  
は九・五ポイントも下がっており、  
逆に六〇歳以上は同期間にそれぞ  
れ五・五ポイント、一六・四ポイ  
ント増えている。今期の二三年間  
で見ても、一四歳以下は七・七ポ  
イント減り、六〇歳以上は一〇・  
九ポイント上がっている。少子化

表 1—1—8 地域別・町別高齢化状況

(平成18年4月1日)

町 名		人口	高齢者人口	対町人口比 (%)	対市人口比 (%)
東 部	吉祥寺東町	11,730	2,458	21.0	9.9
	吉祥寺南町	13,513	2,643	19.6	10.7
	御 殿 山	3,629	655	18.0	2.6
	吉祥寺本町	11,147	1,978	17.7	8.0
	吉祥寺北町	15,810	2,938	18.6	11.9
計		55,829	10,672	19.1	43.1
中 部	中 町	11,220	1,892	16.9	7.6
	西久保	10,983	1,996	18.2	8.1
	緑 町	8,624	1,702	19.7	6.9
	八幡町	4,291	774	18.0	3.1
	関 前	8,767	1,573	17.9	6.3
計		43,885	7,937	18.1	32.0
西 部	境	14,408	2,173	15.1	8.8
	境南町	14,141	2,522	17.8	10.2
	桜 堤	5,727	1,472	25.7	5.9
計		34,276	6,167	18.0	24.9
合 計		133,990	24,776	18.5	100.0

[市勢統計]

注：高齢者とは65歳以上。 対市人口比は市の高齢者総人口に占める比率

ているが、途中、平成一〇、一一年は小幅ながら増えて、再び減っていく。そして期末（一七年）から三年間、また僅かながら持ち直す。その間の変化を一〇〇〇人台毎の階段に見立てて追ってみると、ほぼ四年刻みで一段下りるペースが七年まで続き、八年以降は一〇年間、五〇〇〇人台でとどまっていた。少子化の流れ、とまではいえないが、乳幼児人口は下げ止まりの状態に近づいている。

一方、高齢者人口の方は、期初の一万二四九人から期末の二万三九八三人まで、一貫して増え続けている。その間の変化を、乳幼児人口と同様、一〇〇〇人台毎の階段で見ても、期初の三年間で一〇〇〇人の後は二年で

一段上るのが七回、一年でクリアが三回あり、期末に近くなって二万三〇〇〇人台が三年続いた。やはり、高齢化のペースは相当地に速い。表には人口に占めるそれぞれの比率も載せている。両者の勢いの差は一目瞭然である。

#### 地域別・町別

その高齢化がこの期、地域別・町別に見てどの程度進んだかを、集計上の都合で期末に一番近い平  
**高齢化状況** 成一八(二〇〇六)年四月一日の時点でもとらえてみたのが表1-1-8である。六五歳以上の人が地域別・町別にどのくらいの比率で住んでいるか、また全市の見るとどうなのかが分かる。

地域別の比率では、東部、中部、西部の順になるが、三者の差は僅かで、一ポイント差の中に全て収まっている。しかし町別に見ると相当のばらつきがある。一番比率の高い桜堤は二五・七パーセントを占め、住民の四分の一が高齢者ということになる。次いで吉祥寺東町が二〇パーセントを超え、以下緑町、吉祥寺南町が一九パーセント台で続く。

ここには載せていないが、期初の昭和五八(一九八三)年の統計(『武蔵野市百年史』記述編Ⅳ所収)を見ると、全町で高齢者の比率が一〇パーセントを超えていたのは三町だけで、しかもいずれも東部だった。それと比べると二三年後はまさに様変わりしたといつてよい。特に五八年に九・六パーセントだった桜堤は前述のように一六ポイントも増えている。公団入居者がそっくり高齢化しているのだろう。

一方、全市の高齢者人口に占める割合を見ると、地域別では東部、中部、西部の順に高く、東部と西部の間には一八・二ポイントの差がある。町別で一〇パーセントを超えるのは吉祥寺北町、同南町、境南町の三町で、逆に八幡町は三・一パーセント、一番少ない御殿山は二・六パーセントに過ぎない。

ついで表1-1-3にある全市に占める地域別人口の比率と対比してみると、市民の四二・〇パーセントが住む東

表 1-1-9 居住年限別人数

(各年 6 月 1 日)

区 分	昭和58		平成17	
	人 数	%	人 数	%
1年未満	14,763	11.0	12,470	9.4
5年未満	52,795	39.3	43,341	32.5
10年未満	78,163	58.2	66,093	49.6
10年以上	56,041	41.8	67,115	50.4
合 計	134,204	100.0	133,208	100.0

〔地域生活環境指標 住民基本台帳〕

部の高齢者比は全市の四三・一パーセント、三二・七パーセントが住む中部は同三二・〇パーセント、二五・四パーセントが住む西部は同二四・九パーセントとなり、絶対数では東部にやや高齢者が多く、西部はやや少ないことが分かる。なお、表 1-1-1-3 と表 1-1-1-8 の二つの表は調査年が一年ずれているので、あくまでも参考でしかないと断っておく。

**居住年限別**

表 1-1-1-9 は、期初と期末の居住年限別の人数を示している。

**人数の状況**

人数のうち、五年未満には一年未満が、また一〇年未満には五年未満が含まれている。

期初の昭和五八（一九八三）年と期末の平成一七（二〇〇五）年とを比べてみると、一七年は一年未満、五年未満、一〇年未満とも、人数・比率が減っているのに対し、一〇年以上の居住者は二三年間に一万一〇七四人増えて、比率も五割を超えている。また一年未満の居住者は期末に至って一割を下回った。これをもつて流動性が鈍り、定住人口が増えたと結論づけるのは早計に過ぎるが、その傾向にあることは否定できない。

ここには載せていないが、今期以前からの推移を見ると、昭和五〇年頃には五年未満が約五割を占めていたが、今期の初め（五八年）には四割を切り、期末（平成一七年）には三分の一を割り込んだ。同じ期間の一〇年以上の居住者は逆に、三分の一強から四割、五割と推移している。やはり定着性が高まっているというものだろう。

表 1—1—10 地域別・町別・居住年限別人数の比率

(各年6月1日、単位：%)

町 名		1年未満		10年以上	
		昭和58	平成17	昭和58	平成17
東 部	吉祥寺東町	10.5	7.8	45.1	54.7
	吉祥寺南町	11.2	8.5	41.9	50.9
	御 殿 山	12.6	10.2	34.1	44.3
	吉祥寺本町	10.1	8.2	44.5	48.4
	吉祥寺北町	10.7	7.2	37.2	52.4
	計	10.8	8.0	41.2	51.2
中 部	中 町	15.9	10.9	37.3	46.1
	西 久 保	11.6	9.2	42.6	51.7
	緑 町	8.8	13.7	44.2	46.6
	八 幡 町	6.7	7.5	50.6	51.4
	関 前	12.1	7.4	43.4	54.1
	計	11.8	10.0	42.5	49.7
西 部	境 町	10.6	13.3	40.2	45.6
	境 南 町	11.9	9.3	38.6	50.1
	桜 堤	7.2	7.8	50.6	60.3
	計	10.4	10.7	41.9	49.9
合 計		11.4	9.4	41.8	50.4

[地域生活環境指標 住民基本台帳]

地域別・町別の 表1—1—10は、居住年限別人数 限別人数のうち、一年未満と一〇年以上の人について、期初の昭和五八（一九八三）年と期末の平成一七（二〇〇五）年をとって、地域別・町別の比率を見たものである。

地域別では、一年未満の人の比率は期初が中部、東部、西部の順だったが、期末には東部、中部が二・八〇一・八ポイント下がり、逆に西部の比率が〇・三ポイント上がった結果、西部、中部、東部の順に変わった。

一方、一〇年以上の居住者を見ると、昭和五八年は僅か一・三ポイント差の範囲ながら中部、西部、東部の順だったのが、期末には差は大して変わらないが東部、西部、中部と順位が変わった。

そのうち西部は〇・三ポイントだけ一年未

満が増え、逆に東部は一〇年以上が一〇ポイントも増えた。地域別で見ると、総じて一年未満の変動は少なく、一〇年以上が軒並み比率を上げている。

とはいえ、町別に見ると結構ばらつきが目につく。一年未満では、昭和五八年段階で一〇パーセントを割ったのは緑町、桜堤、八幡町の三町で、中町の一五・九パーセントを除けば、他の九町は一〇〜二・六パーセントの中に収まっていた。それが二二年後、一三・七パーセントで比率が一番高い緑町を含めて一〇パーセントを超えたのは四町だけ。他はすべて一〇パーセントを切っている。中でも、五八年には五町とも一〇パーセントを上回っていた東部では、御殿山を除いて八パーセント台以下となった。

変動幅で見ると、増えた四町の中では緑町の四・九ポイントが目立ち、減った方では中町の五・〇、関前の四・七、吉祥寺北町の三・五ポイントが目立った。

では、一〇年以上の居住者はどうだろうか。昭和五八年では八幡町、桜堤が共に五〇パーセントを超え、以下四五・一〜四〇・二パーセントの間に七町が収まり、他の四町では三四・一パーセントの御殿山以外は三五パーセントを超えていた。それが期末になると、桜堤の六〇・三パーセント以下、五〇パーセント台が七町、四〇パーセント台が五町で、それ以下は皆無である。全市平均が五〇・四パーセントだから当然のことだが、ここにも流動性が減って定着性が増しているのが見てとれる。

また、一〇年以上を期初と期末で比べて見ると、全市平均の八・六ポイントを上回っているのは九町で、一〇ポイント以上は四町に及ぶ。逆に伸びが少なかったほうでは八幡町の〇・五ポイント、緑町の二・四ポイントが目立った。いずれにせよ数字のみでいえることは少なく、開発余地の有無、持ち家率、マンションの多寡なども加味しないと実

表 1-1-11 常住地による就業地・通学地別人数の推移

(各年10月1日)

区 分		昭和40			昭和60		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市常住者		78,057	61,898	16,159	83,671	68,752	14,919
就業・通学地	市内	26,401	22,816	3,585	26,092	22,361	3,731
	都内	50,063	37,964	12,099	54,784	44,338	10,446
	他県	1,593	1,118	475	2,795	2,053	742
区 分		平成7			平成17		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市常住者		83,169	70,038	13,131	74,774	65,374	9,400
就業・通学地	市内	25,841	22,459	3,382	24,922	22,325	2,597
	都内	53,592	44,693	8,899	46,644	40,355	6,289
	他県	3,736	2,886	850	3,208	2,694	514

〔国勢調査報告〕

注：(1)15歳以上 (2)都内は本市を除く区市町村

相は見えてこない。

## 二 産業構造と就業構造

吉祥寺駅周辺の副々都心化、三鷹、武蔵境両駅周辺の再開発が進み、本市の産業構造と市民の就業構造は、第三次産業への傾斜がいつそう鮮明になった。

都心に向かう就業者、通学生の数に相変わらず多いが、逆に市外から本市に通ってくる人も増え、今期に入って夜間人口(市の人口)より昼間人口の方が多くなり、その流れが定着した。

### (一) 市民の就業構造とその推移

#### 就業・通学先状況

就業・通学先をまとめた市独自の統計がないので、五年ごとに行われる国勢調査の数字を援用したのが表1-1-11である。前項ではおおむねこの期の始まった昭和五八(一九八三)年と期半ばの平成六(一九九四)年、期末となる同一七年の数値で二三年間の推移を見

てきたが、ここでは国勢調査の実施年である昭和六〇年、平成七年、同一七年の数値を中心に推移を見ることになる。前項と同様、比較の対象に昭和四〇（一九六五）年、ないしはその前後の数値も載せた。

まず、市の人口が今と同じ一三万人台に乗った昭和四〇年と六〇年を比べてみると、就業・通学者の総数はこの二〇年間に五六一四人増えたが、就業者に限るとそれを上回る六八五四人増となり、その分通学者は減少した。

一〇年後の平成七年も総数は横ばいだったが就業者は一二八六人増え、通学者は逆に一七八八人減った。さらに一〇年後の一七年を見ると就業者も通学者も、当然のこと総数も相当減少し、特に通学者は五五一九人も減って一万人の万台を割った。

総数・就業者・通学者それぞれの最大値（必ずしもピークではない）を見ると、総数では昭和六〇年、就業者は平成七年、通学者は昭和四〇年である。人口が大して変わらないのにこうしたばらつきが出るのは、少子化・高齢化との関連が大きいのだろう。

就業・通学者が通っている先を、市内・都内・他県に分けて見ると、最も多い都内は昭和四〇年から六〇年の二〇年間に就業者数は六三七四人も増えたが、次の二〇年間には逆に一割近く減っている。その平成一七年、都内への就業・通学者は昭和四〇年以來維持していた五万人台を大きく割り込んだ。特に通学者は対四〇年比で五割弱、六〇年比でも四〇・〇パーセント減っている。

注目したいのは、他県への就業・通学者数。昭和六〇年には対四〇年比七五・五パーセント増え、就業・通学者とも最多となった平成七年にも対昭和六〇年で三三・七パーセント増えた。一七年には一四パーセント減るがなお三〇〇〇人台を数えた。その八割以上が就業者である。

## 就業・通学先の区市

次に、市内から都内あるいは他県へ通う先の区市町村を少し詳しく見てみる。都内に通う人は表1-1-11で示したとおり、昭和四〇（一九六五）年に五万人を超えていた。総数で最もとなるのは昭和六〇年だが、就業者に限ると平成七（一九九五）年が最も多かった。

昭和四〇年に都区内へ通った人では千代田区の一〇万〇六三五人が最も多く、六一二八人の中央区、四一〇四人の新宿区と続き、以上の三区で二万人を超えていた。六〇年になると一位の千代田区は一人を割るが、続く新宿区、港区の三区合計ではやはり二万人を超えた。以降、平成七年、一七年と上位三区の順番は変わらないが、三区の総数は徐々に減って、一七年には対昭和六〇年で二三・六パーセント減の一万五六八九人だった。

そのうち、就業者は昭和六〇年以來ずっと千代田区、新宿区、港区、中央区、渋谷区の順だった。一方、通学者は昭和六〇年が千代田区、新宿区、杉並区、世田谷区の順だったが、平成七年は新宿区、千代田区、杉並区の順に、一七年は杉並区、新宿区、千代田区の順に変わり、数も減っている。一七年の二〇三五人は、二〇年前の昭和六〇年と比べ四〇・九パーセント減だった。

二三区以外では隣の三鷹市に通う人が圧倒的に多い。昭和六〇年の二六九七人は四〇年比一〇五人増に過ぎないが、次の二〇年間には一三パーセント増えて三〇四八人になった。うち通学者は増減するが、就業者は一貫して増えている。三鷹市に次ぐのはやはり隣の西東京市（平成一三年合併の田無・保谷市の合計以下同）だが、三鷹とは倍以上の開きがある。

他県への就業・通学者で目立つのは広範囲化である。昭和四〇年は九県だったが、六〇年には大阪を含む一二府県に、平成七年には一四府県に広がった。新幹線網の拡大などが大きな要因で、七年には宮城、新潟が加わっている。

表 1-1-12 昼間人口の推移

(各年10月1日)

区 分	昭和40	昭和60	平成7	平成17	
昼 間 人 口	118,662	143,994	153,379	154,448	
流 入 人 口	総 数	36,802	64,077	77,395	67,804
	通 勤 者	19,708	41,603	52,995	49,933
	通 学 者	17,094	22,474	24,400	17,871
流 出 人 口	総 数	51,656	58,681	58,526	50,869
	通 勤 者	39,082	46,391	47,579	43,049
	通 学 者	12,574	12,290	10,947	7,820
夜 間 人 口	133,516	138,598	134,510	137,513	
昼間人口指数	89	104	114	112	

〔国勢調査報告〕

注：60年以降の昼・夜間人口は年齢不詳者を含まない

く、生活都市としてしっかり機能している。

流入人口の最大値は、総数・通勤者・通学者とも平成七年で、昭和四〇年と比べるとそれぞれ、一一〇・三、一六八・九、四二・七パーセント増、六〇年比でも二〇・八、二七・四、八・六パーセント増えている。後者では増えた大半を通勤者が占めている。

同年の場合、昭和六〇年に比べて三三・七パーセント・九四一人の増、四〇年比では一三四・五パーセント増となった。一七年になると減少に転ずるが、統計の基準が変わったのでこれ以上言及するのは控える。

### 昼間人口の推移

表 1-1-12 は、昼間人口と夜間人口の推移を示している。昼間人口は通勤・通学者で市を出入りする数で変わる。夜間人口は市の人口と考えていい。

昭和四〇（一九六五）年と六〇年以降の間に大きな変化がある。六〇年以降は昼間人口が夜間人口を上回っていること。六〇年の両者の差は五三九六人だが、一〇年後には二万人近くに開いた。平成一七（二〇〇五）年も一万七〇〇〇人近い差がある。他に市外から吉祥寺駅周辺に来る買い物客も多いので、昼間人口はもともと膨らんでいる。といって都心の区部のように夜間人口が激減することはない。

表1-1-13 就業地・通学地による常住地別人数の推移

(各年10月1日)

区 分		昭和40			昭和60		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市での就業・通学者		63,203	42,524	20,679	87,441	63,964	23,477
常住地	当 市	26,401	22,816	3,585	26,092	22,361	3,731
	都内から	34,362	18,538	15,824	51,460	36,002	15,458
	他県から	2,440	1,170	1,270	9,889	5,601	4,288
区 分		平成7			平成17		
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
当市での就業・通学者		100,027	75,454	24,573	89,814	72,258	17,556
常住地	当 市	25,841	22,459	3,382	24,922	22,325	2,597
	都内から	58,832	44,161	14,671	51,209	41,121	10,088
	他県から	15,354	8,834	6,520	13,683	8,812	4,871

【国勢調査報告】

注：(1)15歳以上 (2)都内は本市を除く区市町村

一方、流出人口の最大値は昭和六〇年で四〇年比一三・六パーセント増だった。しかし通勤で流出する人は平成七年の方が多く、昭和六〇年に比べて僅かながら上回った。

それに比べて市外に向かう通学者は昭和四〇年の国勢調査以来一貫して減り続けているが、四〇年からの二〇年間は二・三パーセント減だったのに対し、六〇年からの一〇年間は一〇・九パーセント、平成七年からの一〇年間は二八・六パーセントとそれぞれ減って、一七年には一万人を大きく割った。それが、昼間人口を押し上げている一因でもある。

**本市への就業・通学者の常住地** 表1-1-13は、本市への就業・通学者の常住地、つまりどこから通ってきているかを、市内、都内、他県別に示している。

まず、市内の職場や学校に通っている人は昭和四〇（一九六五）年から六〇年までの二〇年間に三〇九人減、六〇年からの二〇年間で一一七〇人に減っているが、そう大きな変化ではない。

しかし、市外から通ってくる人は昭和四〇年からの二〇年

間の総数で六六・七パーセント増え、その後も平成七（一九九五）年より減った一七年でも昭和六〇年と比べると五・八パーセント増えている。それを都内からの就業者について見ると、昭和六〇年は四〇年比九四・二パーセント増、平成七年は昭和六〇年比二二・七パーセント増で四万四一六一人と最大値になり、一七年は減少したが、なお四万人を超えている。

それに対して都内からの通学者は減少傾向にあり、平成一七年の一万〇〇八八人は二〇年前に比べて三四・七パーセント減である。

市外からの就業・通学者で目覚ましいのは他県から通って来る人の急増ぶり。昭和六〇年の九八八九人は四〇年の四倍以上で、最大値となる平成七年には一〇年間で五五・三パーセントも増えて一万五三五四人になった。

それでは市内に通って来る人は、具体的にどこの市区町村から来ているのだろうか。まず都内から。昭和四〇年は多い順に、杉並区、三鷹市、西東京市（旧保谷・田無の合計）、小金井市の順で、うち就業者は三鷹市、杉並区、西東京市、通学者は杉並区、三鷹市、西東京市の順に多かった。

総数が四九・八パーセント増えた昭和六〇年には三鷹市、杉並区、西東京市の順となり、うち就業者は三鷹市、杉並区、小金井市、通学者は杉並区、西東京市、三鷹市の順となる。

この間、昭和四〇年に総数で三〇〇〇人を超えたのは二区市、一〇〇〇人以上は一二区市だったが、六〇年には一〇〇〇人以上が一六区市に増え、三鷹市、杉並区のほか、西東京市、小金井市、練馬区から来る人も三〇〇〇人を超えた。

さらにそれぞれが最大値となった平成七年は、総数・就業者では三鷹市、杉並区、西東京市、通学者は杉並区、西

東京市、練馬区の順となり、総数で一〇〇〇人を超えた区市は一七を数えた。

平成一七年には総数で七年比一三・〇パーセント減つたのに伴い、一〇〇〇人以上の区市も一四に減るが、西東京市、府中市の二市から通つてくる人は僅かながらも増えている。

一方、昭和四〇年に二四四〇人だった他県から通つてくる人は、六〇年に四倍以上の九八八九人に激増した。この間に、就業者と通学者の人数が逆転して六〇年には前者の方が多くなり、以降両者とも増えるが差はどんどん広がっていく。そして総数で神奈川県、埼玉県、千葉県、立川市や府中市から通う人の上回った。また、埼玉県では所沢市から来る人が三割を占め、昭和六〇年の九三七人は、立川市や府中市から通う人の上回った。前に方を超える市民が通っていると指摘した都内の三区から通つてくる人は昭和四〇年が四一三人、六〇年三六四人、平成七年三三二人、一七年二七四人だけ。それに対して三鷹市との間では、たとえば平成一七年の場合、三〇四八人が三鷹市に通い、五六〇九人が通つてくる。本市との一体化がどんどん進んでいると見ることが出来る。

**産業別就業** 表1-1-14は、市内常住者の産業別就業者数の推移を、第一次・二次・三次産業別に示している。

**者数の推移** 第一次産業といつても大半は農業で、しかも全体の一パーセント以下に過ぎないが、昭和六〇（一九八五）年の二八一人は対四〇年比四割以上の減で、その後も同じ傾向が続いている。林業に至っては平成一七（二〇〇五）年の国勢調査でゼロになった。

昭和四〇年に全体の三分の一を占めていた第二次産業も、六〇年には四〇年比二三・一パーセント減つて全体の二二・七パーセントに、さらに平成七、一七年もそれぞれ一九・〇、一三・三パーセントと比率を落としている。

表 1-1-14 産業別就業者数（15歳以上）の推移

(各年10月1日)

分類(旧)		昭和40	昭和60	平成7	分類(新)		平成17
第一次	農林業	494	281	259	農林業	業	253
	漁業	14	4	4	漁業	業	1
	計	557	301	270	計		254
第二次	鉱業	345	132	80	鉱業	業	85
	建設業	4,759	4,301	4,002	建設業	業	2,799
	製造業	15,215	11,187	9,223	製造業	業	5,834
	計	20,319	15,620	13,305	計		8,718
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	425	335	385	電気・ガス・熱供給・水道業	業	265
	運輸・通信業	4,037	3,604	3,624	情報通信業	業	6,233
	卸売・小売業、飲食店	15,835	18,705	16,995	運輸業	業	1,969
	金融・保険業	4,898	4,776	5,032	卸売・小売業	業	10,391
	不動産業		1,694	2,279	金融・保険業	業	3,631
	サービス業	13,444	21,206	25,246	不動産業	業	2,596
	公務(他に分類されないもの)	2,363	2,252	1,958	飲食店、宿泊業	業	3,988
					医療、福祉	業	5,167
					教育、学習支援業	業	4,382
					複合サービス業	業	442
					サービス業(他に分類されないもの)	業	13,139
				公務(他に分類されないもの)	業	1,885	
	計	41,002	52,572	55,519	計		54,088
分類不能な産業		20	259	944	分類不能な産業		2,314
総数		61,898	68,752	70,038	総数		65,374

[国勢調査報告]

注：昭和40年の金融・保険業は不動産業を含む

業種別では製造業の退潮が著しい。昭和六〇年の一万一一八七人は二〇年前の四〇年比二六・五パーセント減、その二〇年後の平成一七年にはさらに半減した。六〇年に対四〇年比一割減で四三〇一人だった建設業も、平成一七年までの二〇年間に三四・九パーセント減って二七九九人となった。

一、二次産業退潮の穴を補ったのは当然、第三次産業である。昭和六〇年には四〇年比二八・二パーセント増えて全体の四分の三を超え、平成七年には七九・三パーセント、一七年には八二・七パーセントを占めるに至った。

それを業種別に見るとサービス業

と卸売・小売業・飲食店（以下、卸売と略）の比重が圧倒的に高く、昭和六〇年で見ると、対四〇年比五七・七パーセント増のサービス業と、やはり二割近く増えた卸売を合わせた三万九九一人は全体の四分の三を超え、平成七年も二業種でほぼ同じ比率を占めた。昭和六〇年から一〇年間で他に、金融・保険業、運輸・通信業、不動産業、電気・ガス・熱供給・水道業も漸増したが、公務は減少した。

平成一七年の国勢調査では職業分類が変わったため同様の比較は出来ないが、七年の調査で四分の三を超えたサービス業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業はなお半数を超えている。

同年の調査では新たに情報通信業、「医療、福祉」「教育、学習支援業」が加わった。従来は他の業種に含まれていたものを独立させたのだが、それだけ全体に占める比重が高まっているのを示していることになる。業種別の順位でもサービス業、卸売・小売業に次ぎ、それぞれが三、四、五位で続いている。三業種の総数は全体の二九・二パーセントを占め、一〜五位を合わせると七二・七パーセントに達する。昭和六〇年以來増勢にある不動産業も、なお平成七年比一三・九パーセント増えたが、金融・保険業は二七・八パーセント減、公務も微減。

その結果、全体では第三次産業が八割前後、二次産業が一三・三パーセントとなった。

**職業別就業** 次に、同じく市内常住者について職業別就業者数の推移を見たのが、表1—1—15である。総数の**推移の推移** 移は前表と同じなので触れない。

昭和六〇（一九八五）年、平成七（一九九五）年、一七（二〇〇五）年を通じて最も多いのは事務従事者で、比率で見るとそれぞれ二七・一、二六・九、二七・九パーセントと常に三割近くを占め、次いで多いのが専門的・技術的職業従事者でそれぞれ一九・八、二〇・九、二二・八パーセント、続いて販売従事者が一八・一、一八・六、一六・

表 1—1—15 職業別就業者数（15歳以上）の推移

(各年10月1日)

分 類	昭和40	昭和60	平成7	平成17
専門的・技術的職業従事者	7,448	13,619	14,669	14,901
管理的職業従事者	4,190	4,668	4,576	2,382
事務従事者	17,410	18,624	18,832	18,262
販売従事者	10,088	12,431	13,033	10,949
サービス職業従事者	5,190	6,212	6,498	6,822
保安職業従事者	548	647	700	653
農林漁業作業者	497	290	252	258
採掘作業者	6	8		
運輸・通信従業者	2,080	1,525	1,324	1,019
生産工程・労務作業者	14,426	10,477	9,427	7,937
分類不能の職業従事者	15	251	727	2,191
総 数	61,898	68,752	70,038	65,374

〔国勢調査報告〕

注：(1)生産工程・労務作業者のうち、生産工程作業者とは技能工、採掘・製造・建設作業者をいう

(2)平成7・17年の採掘作業者は生産工程作業者に含まれる

七パーセントであった。販売従事者は平成一七年に比率を落としているが、以上の上位三者は昭和四〇年の五六・五パーセントから六〇年には六五・〇パーセント、平成七年六六・四パーセント、一七年六七・五パーセントと増え続け、全体の三分の二に達した。昭和四〇年に二八・一パーセントを占めた事務従事者に次ぎ、二三・三パーセントを占めていた「生産工程・労務作業者」は六〇年に一五・二パーセントと四位に後退、その後も漸減傾向をたどっている。逆に昭和六〇年の四〇年比で目を引くのは、専門的・技術的職業従事者の急増ぶり。六一七一人増は八二・九パーセントの伸びで順位も四位から二位に浮上、以降も二位のままで推移している。

順位といえば昭和六〇年以降、一〜六位は変わっていないが、六〇年と平成一七年の二〇年間の変化を実数で見ると、最も増えたのは専門的・技術的職業従事者で一二八二人、次いでサービス職業従事者

表 1-1-16 産業別事業所数の推移  
(昭和47年9月1日、昭和61年7月1日、平成8年以降は10月1日)

産 業	昭和47	産 業	昭和61	平成8	平成18
農 業	9	農 業	1	-	-
漁 業	-	漁 業	-	1	-
鉱 業	1	鉱 業	-	-	-
建設業	333	建設業	404	411	350
製造業	349	製造業	331	245	163
電気・ガス・熱供給・水道業	7	電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	6
運輸・通信業	63	情報通信業	99	161	222
卸売・小売業、飲食店	2,899	運輸業	212	185	103
金融・保険業	105	卸売・小売業	2,395	2,349	2,122
不動産業	543	金融・保険業	156	185	124
サービス業	1,303	不動産業	747	932	947
公務(他に分類されないもの)	28	飲食店、宿泊業	1,554	1,529	1,444
		医療、福祉	367	431	638
		教育、学習支援業	287	398	421
		複合サービス事業	21	19	25
		サービス業(他に分類されないもの)	1,131	1,356	1,402
		公務(他に分類されないもの)	28	27	25
総 数	5,640	総 数	7,739	8,237	7,992

[市勢統計]

注：(1)昭和61年以降は平成14年3月改訂の新産業分類  
(2)新旧分類から件数が0の林業を除いている

の六一〇人だが、逆に「生産工程・労務作業者」の二五四〇人減、管理的職業従事者の二二八六人減が際立ち、特に後者はほぼ半数に減った。他に販売従事者が一四八二人、一・九パーセント減ったのが目立った。

## (二) 産業構造の推移

### 産業別事業所数の推移

各種調査は時々、分類法などを変更する

ことがあり、そのため推移などを正確に捉えられなくなることもある。産業別事業所数の変化を見る表1-1-16も総数の推移は分かるが、産業の分類は表の「注」にあるとおり、平成一四(二〇〇二)年三月に改訂されたのに合わせ、昭和六一(一九八六)年まで遡って修正され、なおかつそれ以前の分類は旧来のままのため、比較に用いた四七年との間にそこを生じること

になる。

まず、総数の推移を見る。昭和六一年の七七三九は一四年前の昭和四七年に比べ三七・二パーセントの増。一〇年後の平成八年も六・四パーセント増えたが、一八年には若干減少する。とはいえ、昭和六一年比では三・三パーセント増えて七九二二となった。

昭和四七年の調査で一三だった産業の分類は六一年以降一八に細分化された。参考までに四七年の産業別事業所の数は「卸売・小売業、飲食店」、サービス業、不動産業の順に多かったが、「卸売・小売業、飲食店」は全体の五割以上を占めて二位以下に大きく水を明け、なお一、二位では四分の三近くを占めている。

今期に入って昭和六一年になると一位の卸売・小売業が比率で三〇・九パーセント、以下飲食店・宿泊業、サービス業がそれぞれ二〇・一、一四・六パーセントで続き、一〜三位の合計五〇・八〇は全体の六五・六パーセントを占めている。

その二〇年後の平成一八年も三者の順位は変わらず、昭和六一年比一一・四パーセント減だった卸売・小売業は全体の二六・六パーセント、同じく七・一パーセント減の飲食店・宿泊業が一八・一パーセント、二四・〇パーセント増のサービス業は一七・五パーセントで、この三者が全体の六二・二パーセントになる。

平成一八年の調査で昭和六一年より事業所数が減つたのは前記二業種の他、製造業、運輸業、建設業などで、うち建設業、金融・保険業は八年に微増したが、一八年には減少している。

逆に、二〇年間に増えた業種を実数で見ると、一位が「医療、福祉」の二七一、次いで不動産二〇〇、「教育、学習支援業」一三四の順。伸び率で見ると情報通信業が一四・二パーセントで群を抜き、「医療、福祉」、「教育、学

表 1-1-17 産業別従業者数の推移  
(昭和47年9月1日、昭和61年7月1日、平成8年以降は10月1日)

産 業	昭和47	産 業	昭和61	平成8	平成18
農 業	21	農 業	2	-	-
漁 業	-	漁 業	-	5	-
鉱 業	X	鉱 業	-	-	-
建 設 業	3,120	建 設 業	3,056	3,119	2,343
製 造 業	9,822	製 造 業	7,830	7,408	5,982
電気・ガス・熱供給・水道業	556	電気・ガス・熱供給・水道業	523	436	346
運 輸 ・ 通 信 業	2,934	情 報 通 信 業	2,556	3,832	4,395
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	15,905	運 輸 業	2,276	2,149	2,188
金 融 ・ 保 険 業	3,289	卸 売 ・ 小 売 業	16,807	18,760	18,030
不 動 産 業	1,180	金 融 ・ 保 険 業	4,536	4,102	2,147
サ ー ビ ス 業	12,400	不 動 産 業	2,400	3,316	3,952
公務(他に分類されないもの)	1,374	飲 食 店、 宿 泊 業	10,196	13,054	14,166
		医 療、 福 祉	3,409	5,360	8,262
		教 育、 学 習 支 援 業	5,143	7,051	8,019
		複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,288	554	523
		サ ー ビ ス 業(他に分類されないもの)	6,816	11,554	12,969
		公務(他に分類されないもの)	1,519	1,537	2,069
総 数	50,601	総 数	68,357	82,237	85,391

[市勢統計]

注：(1)昭和61年以降は平成14年3月改訂の新産業分類

(2)Xは公表をしていない

習支援業」が続く。以上、登場する四業種は実数と率でいずれも昭和六一年以来増え続けているが、全て合わせても二二二八（平成一八年）で全体の三割には届かない。

また、昭和四七年からの推移では不動産業が一貫して増えているのが目立ち、逆に製造業は四七年から六一年では微減だったが、その二〇年後には激減して半分以下になった。

### 産業別従業者数の推移

表 1-1-17 は、産業別従業者数の推移

を示している。言うまでもなく前項の事業所数は何人働いていようと一か所は一か所だが、従業者は産業別にひとくくりになるので、事業所の推移とは違う傾向が表れる。比較の対象には、前項と同じ昭和四七（一九七二）年を載せた。

まず総数では昭和四七年の五万〇六〇一人が六一年には三五・一パーセント増の六万八三五

七人に、その一〇年後の平成八（一九九六）年には二割増の八万二二三七人、さらに一〇年後は伸び率こそ低かったが三一五四人増えて八万五三九一人となった。過去最多である。

昭和六一年以降の産業分類は前述のようにそれ以前と変わっているので四七年との比較はやめる。六一年以降の調査で業種別に多い方から三者を挙げ、総数に占める比率を見ると、昭和六一年は卸売・小売業二四・六パーセント、「飲食店、宿泊業」一四・九パーセント、製造業一一・五パーセントだったが、平成八年になると卸売・小売業は二二・八パーセント、「飲食店、宿泊業」一五・九パーセント、サービス業一四・〇パーセントとなり、さらに一八年は順位は同様で、それぞれ二一・一、一六・六、一五・二パーセントとなった。六一年に三位だった製造業は「医療、福祉」（九・七パーセント）、「教育、学習支援業」（九・四パーセント）にも抜かれ、七・〇パーセントで六位に後退した。

上位三業種が全体に占める人数は、昭和六一年三万四八三三人、平成八年四万三三六八人、一八年四万五一六五人、いずれも五割強となる。

次に昭和六一年から平成一八年の二〇年間の業種別推移を見てみると、従業者が一〇〇人以上いる業種で減ったのは、実数で五二・七パーセント・二三八九人減の金融・保険業、二三・六パーセント・一八四八人減の製造業、五九・四パーセント・七六五人減の複合サービス事業、また率では複合サービス事業、金融・保険業、製造業（二三・六パーセント）の順となった。

逆に増えた業種は、実数で九〇・三パーセント・六一五三人増のサービス業、一四二・四パーセント・四八五三人増の「医療、福祉」、三八・九パーセント・三九七〇人増の「飲食店、宿泊業」と続き、率では「医療、福祉」、サー

表 1-1-18 従業者規模別事業所数の推移

年度	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～人	派遣・下請け従業者のみ
昭和56. 7. 1	7,631	4,930	1,602	616	175	158	100	31	19	-
昭和61. 7. 1	7,739	4,845	1,620	739	211	179	89	36	20	-
平成 3. 7. 1	8,102	4,720	1,816	853	288	233	123	54	15	-
平成 8.10. 1	8,237	4,767	1,799	914	298	253	136	53	17	-
平成13.10. 1	8,042	4,603	1,717	928	328	236	128	64	15	23
平成18.10. 1	7,992	4,475	1,714	957	358	277	126	48	21	16

[市勢統計]

ビジネスに続き七一・九パーセント・一八三九人増の情報通信業の順だった。このうち、卸売・小売業以外はいずれも一貫して増えている。

もういちど総数の増加に触れる。二〇年間に一万七〇三四人増えているが、うち多い方から三業種で一万四九七六人（八七・九パーセント）を占め、単純計算では前記三業種の減った分をほぼカバーしていることになる。

#### 従業者規模別

次に、市内の従業者規模別事業所数の推移を見てみる。や

#### 事業所数の推移

は本期が始まる二年前の昭和五六（一九八一）年、そして本期は六一年以降五年毎の数字を載せている。

総数では、平成八（一九九六）年をピークに減少しているが、五回の調査での最大値と最小値の差は四九八で、特筆するほどの差ではない。

規模別に見ると、従業者四人以下の事業所が全体に占める割合は前期（昭和五六）の六四・六パーセントから一貫して減り続け、平成一八年には五六・〇パーセントまで低下した。とはいえ依然、市内の事業所の半数以上は四人以下である。五～九人は昭和六一年の二〇・九パーセントが最小だが、二一～二パーセントで推移、一〇～一九人、二〇～二九人は僅かずつとはいえ増え続けている。

表 1-1-19 産業別（工業）事業所数・従業者数の推移

(各年12月31日)

分類	昭和40		昭和58		平成7		平成17	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
食料品	41	361	38	450	21	200	6	53
衣服・その他	11	77	17	119	-	-	-	-
木材・木製品	11	53	-	-	-	-	-	-
家具・装備品	22	436	22	279	11	246	-	-
紙・紙加工品	7	151	-	-	-	-	-	-
出版・印刷	24	255	46	278	26	253	10	162
化学工業	-	-	6	200	3	143	-	-
金属製品	30	278	20	112	11	48	-	-
一般機械	23	381	20	252	19	104	5	62
電気機械	67	4,269	59	3,057	19	3,218	8	65
輸送用機械器具製造業	8	128	-	-	-	-	1	4,477
精密機械	16	289	18	936	10	543	9	114
その他製品	17	152	29	173	-	-	-	-
総数	295	7,325	299	5,995	147	4,939	52	5,036

〔市勢統計〕

注：工場数10以上、従業者数100以上の業種のみ、ただし平成17年度については従業者数50以上

以上の数値をくくり直して九人以下の事業所の比率を見ると、昭和六一年の八三・五パーセントを最高に少しずつ減って、平成一八年には七七・四パーセントとなった。つまり同年の時点で四分の三強の事業所が九人以下だが、同様に一九人以下をくくると昭和六一年の九三・一パーセントからやはり少しずつ減って、平成一八年には九割を少し下回った。これを四九人まで広げると、多少の増減はあるが、平成三年以降、九七パーセント台で推移している。

逆に一〇〇人以上の事業所は昭和五六年の五〇から増え続けて平成一三年には一〇〇の全台を超えるが、一八年には八五に減った。率でいうと全体の一パーセント強。市内の事業所はほとんどが一九人以下で、一〇〇人以上はほんのひと握りであることが分かる。

### 農業に続き工業も衰退

すでに表 1-1-16 や 17 などでも明らかなように本

市の農業は都市化の波にほぼ飲み込まれた。詳細は第五章第二節の九「農業を守る」などで触れているので重複は避ける。

農業ほどではないが、工業もまた元氣とはいえない。表1—1—19は、工場が10以上ある業種について、工場の数と従業者の推移を扱っている。

工場について見ると、昭和五八（一九八三）年の二九九は四〇年に比べて僅かに増えているが、一二年後に約半数の一四七に、さらにその一〇年後の平成一七（二〇〇五）年には六四・六パーセントも減って五二となった。

従業者数も昭和五八年の五九九五人（四〇年比一八・二パーセント減）から平成一七年には九五九人減っている。調査法の変更で一七年の業種別の推移との比較は難しいので、以下では昭和四〇年を視野に入れつつ、昭和五八年と平成七年の変化を見てみる。

業種別の減少率を昭和五八―平成七年の一二年間で見ると、工場数では電気機械六七・八パーセント、家具・装備品五〇・〇パーセント、食料品四四・七パーセントが、また従業者数では唯一増えた電気機械を除くと衣服・その他七九・〇パーセント、一般機械五八・七パーセント、金属製品五七・一パーセントが多かった。

昭和四〇年、五八年、平成七年における事業所数の上位三業種（括弧内は従業者数の順位）はそれぞれ電気機械（同）、印刷（電気機械）、食料品（精密機械）、一般機械と電気機械（出版・印刷）であった。

この流れの中から読み取れる特徴を、幾つか挙げておく。①従業者数は三期を通して電気機械が圧倒的に多く、それぞれ全体の五八・三、五一・〇、六五・二パーセントを占めた。②昭和四〇年に一六事業所・二八九人だった精密

表 1-1-20 産業別（商業）事業所数・従業者数の推移  
 （昭和41年7月1日、同57年6月1日、平成6年7月1日、同16年6月1日）

分類	昭和41		昭和57		平成6		平成16	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
卸売業	197	1,900	246	1,694	287	2,341	259	2,424
各種商品小売業	3	203	5	2,097	7	2,089	9	2,103
身の回り品小売業	263	1,867	467	2,385	575	2,680	497	2,835
飲食物品小売業	639	2,626	734	3,359	547	3,759	530	5,026
自動車・自転車小売業	19	42	53	354	50	381	46	231
家具・じゅう器小売業	153	735	195	780	147	756	163	940
その他の小売業	384	1,318	600	2,307	590	2,814	551	3,248
飲食店	478	2,528	1,501	5,321				
総数	2,136	11,219	3,801	18,297	2,203	14,820	2,055	16,807

〔市勢統計〕

- 注：(1)身の回り品小売業は織物・衣服・身の回り品小売業  
 (2)自動車・自転車小売業の昭和41年は自動車・荷車小売業  
 (3)家具・じゅう器小売業は家具・じゅう器・機械器具小売業  
 (4)昭和57年の飲食店にバー・酒場などの飲食店を含んでいるが従業員数は含んでいない  
 (5)平成6年・16年の飲食店は調査が中止になった

機械はその後増減しながらも従業者数は五位から二位にアップ、③事業所数一〇以上の業種は昭和四〇年の一〇から九、七と減り、④昭和五八年から平成七年の一二年間では事業所数の増えた業種はゼロ、従業者が増えたのは電気機械のみだった。

**吉祥寺中心に** 最後に商業について。表1-1-20  
**発展する商業** は産業中分類別商店数・従業者数の

推移である。紙幅の関係で表を載せるとどめるが、「注」を参考に眼光紙背に徹して頂きたい。本市の商店の勢いも数字から伝わってくる。表1-1-21は、地域別・町別の商店数の推移を表している。調査年の関係で、今期に入って三年目の昭和六〇（一九八五）年と平成六（一九九四）年、一六（二〇〇四）年の統計で見ることになるが、昭和五九年以前の同様の調査で古いのは五一年のものしかないので、同年の数字も比較対照のために載せた。平成六、一六年の調査では飲食店は調べていない。

まず、商店の総数を見ると、昭和六〇年の二九九五は九年前の調査より二二七も減っているが、実は飲食店の三五三減が大きな要因で、卸・小売業の総数は増えている。卸・小売業は九年後三八店増え、その一〇年後は一四八店減っているが、小売業に絞って見ると昭和五一年、六〇年が全体の五六・八、六四・六パーセント、平成六年六三・五パーセントと商店数のほぼ三分の二を占めている。他方、飲食店は五一年三六・七、六〇年二七・七、平成六年二七・〇パーセントと比率を落とし、卸売業は小幅ながら増勢で、六年には九・五パーセントを占めている。

地区別の比率を総数の推移で見ると、調査年順に東部が五三・八↓五六・八↓五九・六↓六三・一パーセントと増え続け、その分中部（二五・二↓二三・四↓二二・二↓一九・七パーセント）と西部（二一・〇↓一九・八↓一八・二↓一七・二パーセント）は比率を落としている。

同様に小売業の推移を見ると昭和六〇年以降、東部が六〇パーセント前後を占め、中部と西部はやはり比率を落としているが、昭和六〇年に二・六ポイントあった中部と西部の開き（中部優位）は平成一六年に至ってほとんどなくなった。

町別の細かい動きは表を見てもらうことにして、総数で六三・一パーセント（平成一六年）を占める東部、なかんずく中心を占める吉祥寺駅周辺の吉祥寺本町、同南町の小売業、飲食店の推移を少し見ておく。昭和五一年に東部の四七・九パーセントを占めた吉祥寺本町の小売業はその後、六〇年五三・八、平成六年五三・七、一六年五六・四パーセントと推移し、それに吉祥寺南町の同じ年の数を加えると、両町の東部地区に占める比率は昭和五一年以来八一・二↓八四・一↓八七・〇↓八八・一パーセントと増勢が続いている。

また吉祥寺本町の飲食店の比率は調査年毎に減っているが、吉祥寺南町との合計ではずっと八八パーセント前後の

表 1—1—21 地域別・町別商店数の推移

(昭和51年5月15日・60年5月1日・61年10月1日、  
平成4年10月1日・6年7月1日・16年6月1日)

地域・町別		昭和51				昭和60			
		計	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店
東部	吉祥寺東町	96	9	63	24	98	12	66	20
	吉祥寺南町	541	21	312	208	523	27	336	160
	御殿山	44	4	25	15	46	4	30	12
	吉祥寺本町	917	33	450	434	911	31	597	283
	吉祥寺北町	135	11	89	35	124	12	81	31
	計	1,733	78	939	716	1,702	86	1,110	506
中部	中町	311	28	133	150	242	36	125	81
	西久保	211	17	127	67	208	22	134	52
	緑町	157	12	116	29	138	11	101	26
	八幡町	52	12	29	11	47	8	32	7
	関前	81	11	54	16	65	8	46	11
	計	812	80	459	273	700	85	438	177
西部	境	262	21	167	74	247	27	171	49
	境南町	318	28	184	106	273	27	162	84
	桜堤	97	3	80	14	73	4	55	14
	計	677	52	431	194	593	58	388	147
合計		3,222	210	1,829	1,183	2,995	229	1,936	830
地域・町別		平成6				平成16			
		計	卸売業	小売業	飲食店	計	卸売業	小売業	飲食店
東部	吉祥寺東町	88	14	58	16	74	17	57	—
	吉祥寺南町	605	40	390	175	401	26	375	—
	御殿山	42	9	21	12	35	13	22	—
	吉祥寺本町	945	45	631	269	713	48	665	—
	吉祥寺北町	118	13	74	31	73	12	61	—
	計	1,798	121	1,174	503	1,296	116	1,180	—
中部	中町	245	44	126	75	152	47	105	—
	西久保	188	27	110	51	97	21	76	—
	緑町	131	11	88	32	80	8	72	—
	八幡町	42	15	22	5	33	10	23	—
	関前	63	11	40	12	43	10	33	—
	計	669	108	386	175	405	96	309	—
西部	境	228	26	156	46	160	28	132	—
	境南町	268	27	162	79	167	16	151	—
	桜堤	54	5	38	11	27	3	24	—
	計	550	58	356	136	354	47	307	—
合計		3,017	287	1,916	814	2,055	259	1,796	—

〔市勢統計〕

注：(1)飲食店はバー・酒場を除いた数値

(2)平成16年については飲食店のみの調査数値はない

高率で推移している。吉祥寺本町は小売業が増え、同南町は飲食店が増える傾向が続いている。

総数、小売業、飲食店とも東部が圧倒する中で、唯一、昭和六〇年の卸売業の数で中部の中町が最多になったが、平成六年には再び吉祥寺本町にトップの座を譲った。

## 第二節 市の政治・行財政の歩み

### 一 市政選挙と議会会派の動向

(一) 昭和五八年～平成一七年 市長選・市議選の概説

#### 市長選

昭和五八（一九八三）年四月の市長選で、保守層をバックにした土屋正忠（無所属）が、社会・共産両党の推薦を受けた現職の藤元政信（無所属）に競り勝って第四代武蔵野市長に就任した。昭和三八年以来、後藤喜八郎（社会）、藤元と五期・二〇年続いた革新市政に代わり、保守系の土屋市政が、以後六期目の半ばまで、約二二年四か月続くことになる。

その間、市長選は六回あり、二回（五八年と六二年）が一騎打ち、三回（平成三、一一、一五年）が三つ巴の戦いになったが、四期目の平成七（一九九五）年には市制施行後初の市長選だった昭和二六年以降、最多の四人が立候補した。

土屋の投票総数に占める得票率は四八パーセント台が二回で、あとはいずれも五〇パーセントを上回った。三期目の平成三年には実に六九・六パーセントの支持を得た。

また、次点候補との得票差を見ると、一期目こそ八五九票の僅差だったが、三期目には六回の選挙で最大の二万七七六九票の差をつけた。この票差は、後藤の三期目、昭和四六年の二万九五四票に次ぐ数字だった。以下一万票差以上だったのが二回、五〇〇〇票差以上が一回、二〇〇〇票台が一回と続く。

四人が争った平成七年には共産党が初めて公認候補を立てたが、あとは土屋を含めて全てが無所属だった。政党公認候補は過去に遡っても四期続いた社会党の後藤しかない。

土屋は六期目半ばの一七年八月に辞職して衆議院選挙に出馬し、同年一〇月の市長選でむらかみ（邑上）守正が当選、第五代市長に就任した。

### 市議選

今期、市議選も市長選と同日投票で六回行われた。（↓資料編）

土屋市政が誕生した昭和五八（一九八三）年の市議選は、自民、社会が各七議席、共産六議席、公明五議席と、四党が定数三六のうち二五議席を占めた。四党ともこの年の獲得議席が六回の市議選で最も多かった。続く六年から定数が六減の三〇となったせいもあるが、六二年に現有議席を維持したのは四党のうち共産党だけ。共産、公明の二党は三度目の選挙となる平成三（一九九一）年は四議席、七年、一一年、一五年は三議席を維持するが、自民、社会の両党は大幅に議席を減らしていく。特に、後藤市政下で二期（昭和四二・四六年）にわたり議席の三分の一にあたる一二議席を得ていた社会（現社民）の退勢が著しく、今期二度目の六二年に四議席を失い、六度目の平成一五年にはゼロとなった。ちなみに、一五年の選挙で前記四党の獲得議席は八にとどまった。

同じ減少でも自民の場合は事情が違う。今期四度目となる平成七年以降、一↓一↓二議席で推移するが、主たる原因は候補者の多くが無所属を選択したこと。無所属で当選した後、多くの議員が議会では「自由民主クラブ」に所属

し、土屋市政を支えてきた。選挙は無所属、議会は自民クという棲み分けの定着についての是非は問わないでよく。

参考までに、無所属候補の当選は昭和五八年の八人から、定数が六減となった六二年も八人、次の平成三（一九九一）年以降は一・二→一・七→一・五→一・七と推移し、政党公認を大きく上回った。

今期を通しての特徴の一つに、市議会と中央政党との関係強化が挙げられる。中央政党の離合集散を受けて昭和五三年結成の社会民主連合が四期（昭和五四～平成三年）、平成七年には五年に結成した新党さきがけが、また同年には落選したが新進党（六年結成）も公認候補を立てている。

同時に、市議会独自の会派も何回かの選挙で一～三議席を獲得しているが、定着したのは武蔵野・生活者ネットワーキだけで、同会派は七年以降、一議席を確保している。

平成八年に発足した民主党は一年の市議選に初めての候補者を立てて三議席を確保、二度目の一五年には一議席増やした。四議席は無所属を除くと第一勢力ということになる。

女性の議会進出にも触れておく。昭和五八年以降、四→五→四→五→七と推移し、平成一五年には八議席を得ている。八議席は、定数三六だった昭和四六年に並ぶ記録だが、議席獲得率で見ると四六年が二二パーセント、平成一五年は二七パーセントだから、後者を最多としていいだろう。

最後に投票率も見えておく。昭和四二年に六割を割って以来、五〇パーセント台で増減してきたが、今期に入って六二年以降の四回はいずれも前回を下回ってきた。平成一一年に前回比三・八ポイント増となったが、一五年には五〇・四二パーセントに急落した。次期になるが、一九年の市議選では遂に半数を割ってしまう。

表 1—2—1 昭和58年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
立候補者	5	1	8	6	7	2	13	42
当選者	5	1	7	6	7	2	8	36
落選者			1				5	6

表 1—2—2 昭和58年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
当選	5		5	6	6	2	3	27
現元			1		1			2
新		1	1				5	7
落選			1				1	2
現元							1	1
新							3	3

表 1—2—3 昭和58年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	無所属	合計
得票数	6,077	3,101	11,710	6,991	9,021	2,559	14,253	53,712
得票率(%)	11.3	5.8	21.8	13.0	16.8	4.8	26.5	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、公明は「公明党」、社会は「日本社会党」、社民連は「社会民主連合」、自民は「自由民主党」、共産は「日本共産党」、民社は「民主社会党」の略（以下共通）

### (1) 昭和五八年の市長選・市議選

#### 市長選

昭和五八（一九八三）年四月二四日  
投票の市長選は、再選を目指す藤元

政信（無所属）と新人の土屋正忠（無所属）の一騎打ちとなった。

藤元は市議会与党の社会、共産の推薦を受け、昭和三八年以来続く革新市政の継続を訴えたのに対し、市役所勤務九年、市議二期の土屋は自民、新自由クラブの推薦、保守層中心の市民の支持を受け、市職員のいわゆる「四〇〇〇万円退職金問題」（↓本節二）に的を絞って藤元市政を批判、激戦を制した。

当選 土屋 正忠（新）二万七一一六

落選 藤元 政信（現）二万六二五七

投票率五六・九二パーセント。

#### 市議選

定数は、市制施行後初の市議選だった昭和二六（一九五二）年以降同数

の三六だったが、立候補者は前回より三人減の四二人だった。

結果は表1-2-1のとおりで、自民と社会が各七議席、共産六、公明五、民社二など。以上五党のうち、一人落選した自民以外は全員当選。候補者減で社会は二人減ったが、他四党は前回の議席数と同じ。自・社の各一人は返り咲き。新人は自民と社会民主連合の各一人と無所属の五人だった。無所属は五人が落選したが、議席は一増。

前回初めて候補者を立てた社会民主連合（落選）は候補者が代わってトップ当選。

社民連候補は平成七（一九九五）年の市長選に立候補するまで三期連続トップを維持した。三期連続トップは昭和三八、四二、四六年の民社候補と並ぶ記録である。

投票率五六・九五パーセント。

### 会派

五月の新議会に際し、議会内会派の届け出があり、自民七人と無所属二人で構成する自由民主クラブが九人、次いで無所属一人が加わった社会が八人。共産六、公明五、民社二は市議選の当選者と同じ。残る無所属議員のうち四人が市民クラブを形成、二人が会派に加わらなかった（無会派）が、翌年六月の第二回定例会から社民連の議員が社会に加わり、会派名が社会党・市民連合（九人）と変わった。

### 五八年議長・副議長

市議選直後の第二回臨時会で正副議長の選出などが行われた。与野党伯仲で議長を出したほうが議案採決で不利になることが予想されて調整が難航、話し合い四日目の五月一九日にやっと投票へ。議長には望月彰夫（社会）が満票で、副議長には竹田たかし（公明）二二票、荒木幹郎（民社）一〇票、白票四で竹田が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同一九日の全員協議会の投票で小美濃基二（自由民主クラブ）二二票、植竹三郎（共産）一

○票、白票四で小美濃が推薦され、翌二〇日の本会議で正式に決まった。

### 六〇年議長・副議長選

昭和六〇年六月の第二回定例会で、二年交替の議長・副議長選が行われた。定例会直前、会派の一部に異動があり、社会・市民連合、市民クラブから各一人が脱会して無党派となったため、無党派は一人から三人となった。

議長選は前回同様に難航、調整二日目の六月五日深夜の投票となった。議長には金子武（自由民主クラブ）二二票、荒木幹郎（民社）一四票で金子が、副議長には井出義明（社会・市民連合）二三票、市川一郎（共産）一三票で井出が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員も議長選同様、調整が難航、同六日午前零時すぎの全員協議会で赤松清（公明）二三票、杉山順（市民クラブ）一三票で赤松が推薦され、翌七日の本会議で正式決定した。

### (2) 昭和六二年の市長選・市議選

#### 市長選

昭和六二（一九八七）年四月二六日投票の市長選には再選を目指す土屋正忠（無所属）と新人で弁護士の上しざき和彦（無所属）が立候補、前回と同様に一騎打ちとなった。

土屋は自民に加え、前回自主投票だった公明、民社の推薦も受け、退職金問題、吉祥寺駅北口広場の整備など四年間の実績をアピール、対するしざきは福祉切り捨てや国会で争点となっていた売上税反対を訴えたが、投票日直前の国会で売上税の事実上廃案が決まったこともマイナスに働いて敗退した。

当選 土屋 正忠（現） 三万二六八四

表 1—2—4 昭和62年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
立候補者	4	1	6	6	3	2	1	14	37
当選者	4	1	6	6	3	1	1	8	30
落選者						1		6	7

表 1—2—5 昭和62年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
当選	現元新	4	1	6	5	2	1		6	25
					1	1		1	2	5
落選	現元新						1		1	2
									1	1
									4	4

表 1—2—6 昭和62年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	MPD	無所属	合計
得票数	5,407	2,604	10,466	8,243	4,841	2,534	1,280	16,971	52,346
得票率(%)	10.3	5.0	20.0	15.8	9.3	4.8	2.4	32.4	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、MPDは「MPD・平和と民主運動」の略

落選 いしざき和彦(新) 一三万二一四二

投票率は五三・三三パーセント。

### 市議選

市議選も市長選と同日投票。今回から定数が六減の三〇となった。立候補者三七

人は前回比五人減。

表1—2—4で分かるように、自民、社会、共産、公明は全員当選を果たしたが、立候補者四減の社会は結果的に四議席を失った。民社も現職一人が落選して一減。革新系のMPD・平和と民主運動が初めて一議席を得た。新人の当選はMPD、社会、共産の各一人と無所属二人の計五人だった。

政党別では自民、共産が各六人、以下公明四、社会三など。無所属で一四人が立って八人が議席を得た。表1—2—6のとおり、共産の得票率一五・八パーセントは今期六回の市議選だけでなく、過去最高だった。

投票率は五三・三四パーセント。

## 会派

市議選直後の第二回臨時会に際し会派の届け出があり、自民と無所属議員三人の自由民主クラブ九人、次いで社会と無所属二人、社会民主連合の一人が参加した社会・市民連合と共産が各六人、公明四人。他に無所属議員三人の市民クラブ。MPDと民社の計二人が議会では無会派となった。

また、六三年六月の第二回定例会を前に異動があり、無会派の一人(民社)が自民クに加わって同会は一〇人となり、同九月には共産の一人が会派離脱したため無会派は再び二人となった。

なお、平成元年四月、四期目で自民ク所属の女性議員が死去、同会は九人となった。市議会は一人欠員に。

## 六二年議長・副議長選

市議選直後の第二回臨時会で正副議長選が行われた。「効率的議会」を目指して定数を減らした後の初議会とあつて議長選も積極的な話し合いが行われ、五月一九日の投票で議長は田中福一(自由民主クラブ)二三票、白票七で田中が、副議長は杉山順(市民クラブ)二三票、白票七で杉山が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は、同一九日の全員協議会で近藤利治(社会・市民連合)が指名推薦され、翌二〇日の本会議で正式決定した。

## 平成元年議長・副議長選

第二回定例会で六月九日、正副議長選が行われた。議長には井口一男(自由民主クラブ)二六票、山本あつし(無会派)一票で井口が、副議長には坂本章子(社会・市民連合)が二九票を得て、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は、同日の全員協議会で有馬利勝(公明)が指名推薦され、引き続き開かれた本会議で正式に決まった。

表 1—2—7 平成 3 年市議選党派別当落選者数

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
立候補者	4	1	4	5	5	1	1	13	34
当選者	4	1	4	4	3	1	1	12	30
落選者				1	2			1	4

表 1—2—8 平成 3 年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
当選	現元新	4	1	3 1	4	1 2	1	1	7 1 4	21 2 7
	落選				1	1 1				2 0 2

表 1—2—9 平成 3 年市議選党派別得票数・率

	公明	社民連	自民	共産	社会	民社	大衆	無所属	合計
得票数	6,150	2,336	6,874	6,074	6,548	1,315	2,281	21,433	53,011
得票率(%)	11.6	4.4	13.0	11.5	12.4	2.5	4.3	40.3	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点 2 位で四捨五入

③党派名のうち、大衆は「大衆党」の略

### (3) 平成三年の市長選・市議選

#### 市長選

平成三（一九九一）年四月二一日投票の市長選は、三期目となる土屋正忠（無所属）に、社会党市議六期で議長も務めた喜多克雄（無所属）と市長選初の女性候補となるかじまさこ（無所属）の二人が挑む、一二年ぶりの三つ巴の争いになった。

「高齢化社会への対応」を掲げる土屋は前回と同様、自民、民主の推薦。野党側は三八年以来共闘してきた社会、共産の足並みがそろわず、「反自民、非共産」の社会が先に喜多の推薦を決めたため、共産は反発して「ふたたび武蔵野革新市政をめざす会」代表世話人のかじを推した。

当選 土屋 正忠（現） 三万六八九一

落選 喜多 克雄（新） 九一二二

落選 かじ まさこ（新） 七〇〇九

土屋の得票数は前後六回の市長選で最多、得票率

も六九・六パーセントで最高だった。

投票率五二・五二パーセント。

### 市議選

市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に三四人が立つ少数激戦となった。

表1—2—7のとおり、前回より候補者が二減の自民、一減の共産と、公明の三党が四議席獲得で肩を並べ、前回より二増で五人を立てた社会は三議席にとどまり、民社と社会市民連合が各一議席を得た。一議席の大衆党は前回のMPDが名称を変更したもの。

一三人の無所属候補は一二人が当選した。無所属の議席が二桁に乗ったのは昭和三四年の市議選以来。また全体で新人が七議席を獲得した。落選した四人は現職と新人各二人だが、党派別では社会二、共産一。革新勢力の退潮が目立った。公明の得票率一一・六パーセントは昭和三八年の市議会進出以来最高だった。

投票率五二・五三パーセント。

### 会派

新議会に先立って届け出のあった会派構成は、自民と無所属議員六人の自由民主クラブが一〇人で議会の三分の一を占め、無所属議員五人で構成する市民クラブが五人で続き、以下社会プラス無所属一人の社会・市民会議（会派名一部変更）、共産、公明の三会派が各四人。民社、大衆、社会民主連合の議員は無会派になった。

その後、同年九月に入って市民クから一人、自民クから一人が会派を離れ、その二人が一〇月無会派の二人と計四人で21クラブを結成した。その結果、自民ク九、市民ク四、無会派一、となった。

### 三年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会で五月二二日正副議長選が行われ、議長には榎本重夫（自由民主クラブ）二五票、栗原信之（共産）四票、白票一で榎本が、副議長には水野学（市民クラブ）

二五票、白票五で水野が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同二二日の全員協議会で杉田昇（公明）二五票、白票五で推薦された杉田が、翌二三日の本会議で正式に決まった。

#### 五年議長・副議長選

六月一日の第二回定例会で正副議長選が行われ、議長には竹田たかし（公明）二五票、白票四で竹田が、副議長には近藤利治（社会・市民会議）がやはり二五票（白票四）を得て、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同日の全員協議会で畠山よし子（市民クラブ）二二票、野村武男（共産）四票、白票二で畠山の推薦が決まり、同一四日の本会議で正式決定した。

#### (4) 平成七年の市長選・市議選

平成七（一九九五）年四月二三日投票の市長選には市制施行以後最多の四人が立候補した。

#### 市長選

四期目となる土屋正忠（無所属）に対し、元代議士秘書で市議選三回連続トップ当選した深沢達也（無所属）が「市民が主人公の市政」を掲げ、廃棄物処理の専門家で「市民参加の市政」を訴える市民グループが推す桜井くにとし（無所属）、またオール与党化体制を批判して共産党が初めて公認した佐久間正勝が立った。多選の是非も争点になったが、土屋が圧勝した。但し、土屋の得票率は五割を割った。

当選 土屋 正忠（現） 二万四八八七

落選 深沢 達也（新） 一万三三五〇

表 1—2—10 平成 7 年市議選党派別当落選者数

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
立候補者	3	1	3	1	4	2	1	2	21	38
当選者	3	1	2	1	3	2	1		17	30
落選者			1		1			2	4	8

表 1—2—11 平成 7 年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
当選	3	1			2	2			11	19
現元新			2	1	1		1		6	11
落選										0
現元新			1		1			2	4	8

表 1—2—12 平成 7 年市議選党派別得票数・率

	公明	自民	護憲	さきがけ	共産	社会	ネット	諸派	無所属	合計
得票数	5,120	1,371	3,119	1,863	5,029	3,200	1,475	982	29,022	51,181
得票率(%)	10.0	2.7	6.1	3.6	9.8	6.3	2.9	1.9	56.7	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点 2 位で四捨五入

③当選者のいない党派は「諸派」としてくくった

④党派名のうち、護憲は「新党・護憲リベラル」、さきがけは「新党さきがけ」、ネットは「武蔵野・生活者ネットワーク」の略。公明党は「公明」で届け出た

落選 桜井くにとし(新) 一万〇九〇〇  
 落選 佐久間 正勝(新) 二五四五  
 二月に元市議も立候補を表明、新進党に推薦を求めていたが、健康上の理由で断念した。  
 投票率五一・二パーセント。  
**市議選** 市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に対し前回と同じ三八人が立候補した。  
 無所属で当選して議会では自由民主クラブへ、という流れが定着して、自民の公認候補は昭和五八年以降七↓六↓四と減り続け、今回は遂に一人。三〇年の市議選(前身の日本民主党から一人)と並び最小だった。逆に無所属の立候補者は今期初めて二〇人を超えた。  
 結果は表 1—2—10 が示すように、四人立って一人落選の共産、全員当選の公明が各三人、社会二、自民一議席。中央政界の再編

で平成五年に誕生した新党さきがけ、同六年結成の新進党からも各一人が立ったが、新進党の議席獲得は成らなかつた。三人を立てた護憲リベラルは、前回までのMPD↓大衆党の流れで、二人が当選。初めて候補を立てた武蔵野・生活者ネットワークが一議席を得た。二人の無所属候補は一七人が当選。

新人の当選は一人。定数の三分の一を超えたのは、今期六回の市議選でこの年だけ。

政党別得票率で目立ったのは候補者一人の自民の激減ぶり。前回比一〇ポイント以上落ちて二・七パーセント。ちなみに、ピークの昭和三八（一九六三）年には三五・三パーセントもあった。

投票率五一・二三パーセント。

## 党派

新議会に際し党派の届け出があり、自民一人と無所属一〇人が結成する自由民主クラブが一人で三分の一を超えた。無所属議員で構成する市民クラブが五人、無所属一人が加わった社会・市民会議（平成八年四月、社民・市民会議と改称）と公明、共産の三会派が各三人、無所属一人と新党さきがけ議員の党派21さきがけと護憲リベラルが各二人、生活者ネットワークの議員は無党派となった。

九年六月、市民クラブ所属議員が都議選出馬のため辞職、同会は四人になった。市議会は一人欠員に。

## 七年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会の五月二二日、正副議長選が行われ、議長には常田幸次（自由民主クラブ）二四票、栗原信之（共産）三票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票、白票一で常田が、副議長には赤松清（公明）二四票、本間まさよ（共産）三票、山本ひとみ二票、白票一で赤松が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員は同二三日の全員協議会で山下倫一（市民クラブ）二四票、山本ひとみ二票、白票四で山下が

推薦され、同二六日の本会議で正式に決まった。

### 九年議長・副議長選

九年六月の第二回定例会で九日、正副議長選が行われ、議長には石井一徳（自由民主クラブ）

二七票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票で石井が、副議長には畠山よし子（市民クラブ）

二二票、大野まさき（護憲リベラル）二票、白票五で畠山が、それぞれ選出された。畠山は女性としては四人目の副議長。

議会選出の監査委員は同一〇日の全員協議会で杉田昇（公明）二七票、山本ひとみ（護憲リベラル）二票で杉田の推薦が決まり、翌一日の本会議で正式決定した。

### (5) 平成一一年の市長選・市議選

#### 市長選

平成一一（一九九九）年四月二五日投票の市長選には五期目を目指す土屋正忠（無所属）と、前回も立っ

た民主推薦の桜井くにとし（無所属）、共産推薦で市議五期の栗原信之（無所属）の三人が立候補した。

桜井、栗原は共に多選批判を展開した。四年間の日常活動に加え、三年前に結成した民主の支援も受けた桜井が前回に一万四千余を積み増し、前回の土屋票を上回ったが、自民に加え自由党の推薦も受けた土屋に二二〇票及ばなかった。

当選 土屋 正忠（現） 二万七五九〇

落選 桜井くにとし（新） 二万五四七〇

落選 栗原 信之（新） 三九六四

表 1—2—13 平成11年市議選党派別当落選者数

	公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
立候補者	3	3	1	1	4	3	1	22	38
当選者	3	3	1	1	3	3	1	15	30
落選者					1			7	8

表 1—2—14 平成11年市議選党派別現・元・新別当選者数

		公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
当選	現元	1	2	1	1	2	1	1	11	20
	新	2	1			1	2		3	9
落選	現元								4	4
	新					1			3	4

表 1—2—15 平成11年市議選党派別得票数・率

	公明	市民	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
得票数	4,810	6,088	1,695	1,556	5,110	6,697	1,364	29,169	56,489
得票率(%)	8.5	10.8	3.0	2.8	9.0	11.9	2.4	51.6	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、市民は「市民の党」、民主は「民主党」の略。社民は平成8年1月、社会が「社会民主党」と党名変更

投票率五五・〇四パーセント。

### 市議選

市長選と同日投票の市議選には、定数三〇に前回と同じ三八人が立候補した。

八年に結成し初の市議選となる民主の動向が注目されたが、政党別の当選者は表1—2—13のとおり。共産、公明、民主と護憲リベラルから名称を変えた市民の党の四党が各三人、自民、社民、武蔵野・生活者ネットワークが各一人だった。二二人が立候補した無所属は一人が当選。

党派公認の候補者は、共産（一人落選）を除いて全員当選。注目の民主の得票率は、表1—2—15で見るとおり一・九パーセントで、党派では唯一、二桁に乗せた。

新人は公明・民主の各二人、共産・市民の党各一人に無所属の三人を加えた九人で、前回より二人減った。

投票率五五・〇四パーセント。

## 会派

新議会発足に際し会派の届け出があり、自民と無所属七人の自由民主クラブが八人で第一勢力。以下生活者ネットと無所属の各一人が入った21民主（八年九月、民主が改称）が六人、無所属議員でつくる市民クラブ四人、公明・共産と、護憲リベラルが改称した市民の党が各三人、無所属一人が入った社民・市民会議が二人で、無会派は一人だった。

無会派の一人は六月の第二回定例会で21民主に加わり、同会は七人、無会派はゼロに。また一三年六月に都議選出馬のため自民クの一人が辞職したため、同会は七人となり、さらに翌一四年一月、同会所属議員死去で同会は六人に。市議会は二人欠員となった

### 一一年議長・副議長選

市議選直後の五月一九日の第二回臨時会で正副議長選が行われ、議長には中里崇亮（自由民主クラブ）一七票、小川将二郎（21民主）一〇票、白票三で中里が、副議長には寺山光一郎（市民クラブ）一七票、山本ひとみ（市民の党）三票、白票一〇で寺山が、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同二〇日の全員協議会でたき美世子（社民・市民会議）一七票、古林わか子（21民主）七票、大野まさき（市民の党）三票、本間まさよ（共産）三票でたきが推薦され、同二四日の本会議で正式決定した。女性の監査委員は歴代三人目。

### 一三年議長・副議長選

第二回定例会の六月五日、正副議長選挙が行われ、議長には井口良美（自由民主クラブ）二六票、大野まさき（市民の党）三票で井口が、副議長には小川将二郎（21民主）が満票の二九票で小川が、それぞれ選出された。

議員選出の監査委員は同八日の全員協議会で桜井和実（社民・市民会議）二二票、山本ひとみ（市民の党）三票、

表 1—2—16 平成15年市議選党派別当落選者数

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
立候補者	3	1	2	3	5	1	26	41
当選者	3		2	3	4	1	17	30
落選者		1			1		9	11

表 1—2—17 平成15年市議選党派別現・元・新別当選者数

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
当選	現元	2		1	2	2	11	18
	新					1	2	3
落選	現元	1	1	1	1	1	4	9
	新		1			1	4	6
							1	1
							4	4

表 1—2—18 平成15年市議選党派別得票数・率

	公明	社民	自民	共産	民主	ネット	無所属	合計
得票数	4,924	984	2,321	3,979	8,141	1,135	31,545	53,029
得票率(%)	9.3	1.9	4.4	7.5	15.4	2.1	59.5	100.0

注：①党派は正式党名の五十音順

②得票率は小数点2位で四捨五入

③党派名のうち、公明は「公明党」、社民は「社会民主党」、自民は「自由民主党」、共産は「日本共産党」、民主は「民主党」の略

白票四で桜井が推薦され、同一日本会議で正式決定した。

なお、九月の第三回定例会に際し、21民主の会派名が民主・市民ネットと変わり、同時に二人が脱会して同会は五人に減り、無会派が二人となった。

#### (6) 平成一五年の市長選・市議選

##### 市長選

平成一五(二〇〇三)年四月二十七日投

票の市長選は六期目となる土屋正忠(無所属)に、都市計画コンサルタント会社々員で民主・市民ネットと共産の推すむらかみ守正(無所属)、市議五期(社会)・都議一期を務めた新実信正(無所属)の二人が挑む戦いになった。

市民参加、徹底した情報公開を主張するむらかみは「多選自粛条例」も公約に挙げて土屋を追い上げたが、ムーバス実現などの実績や「四年ごと

の信任を得ている」と多選批判をかわす土屋に及ばなかった。新実は頼りの社民の退潮も響いて大きく差を開けられた。

当選 土屋 正忠(現) 二万七七七一

落選 むらかみ守正(新) 二万二〇六八

〃 新実 信正(新) 三四五一

投票率五〇・四四パーセント。

なお、六選を果たした土屋は、任期半ばの一七年八月二十九日、衆議院選出馬のため辞職。同年一〇月九日の市長選では前回次点のむらかみ(邑上)守正(無所属)が民主・市民ネット、共産、社民の推薦を受け、土屋市政の継承をうたう前市教育企画課長の落合恒、元市議の山本あつしの二人を振り切って第五代市長の座に就いた。

当選 むらかみ守正(新) 二万二〇一三

落選 落合 恒(新) 一万九六九八

〃 山本 あつし(新) 七四六一

投票率四四・六七パーセント。

### 市議選

市長選と同日投票の市議選には、昭和六二(一九八七)年に定数三〇になってから最多の四一人が立候補した。二度目の市議選となる民主は五人を立てて前回より一増の四議席を確保した。得票率では前回を三パーセント余上回った。共産、公明の各三人、自民の二人は全員当選。新人を立てた武蔵野・生活者ネットワークも一議席を維持したが、党勢退潮に歯止めのかからない社民は昭和二六年の市議選以来の議席を失った。

今期六回あった市議選で最多となる無所属候補は、二六人のうち一七人が議席を得た。

当選者のうち一八人が現職。新人は前回同様九人。復帰を目指した自由民主クラブ所属の無所属候補は二九票差で涙をのんだ。現職六人落選は今期六回の市議選で最多。世代交代が目立った。

表1―2―18に見るように、民主の得票率は一五・四パーセントだったが、無所属を除く党派で一五パーセントを上回ったのは四期ぶり。無所属の得票率五九・五パーセントは、昭和三〇年に次ぐ高率だった。

投票率五〇・四二パーセント。昭和二六年の第一回市議選以降最低となった。

### 党派

新議会に際して会派の届け出があり、自民と無所属七人が構成する自由民主クラブが九人で最大勢力。生活者ネットと無所属各一人が加わった民主・市民ネットが六人、無所属議員がつくる市民クラブ五人、公明、共産が各三人、市民の党二人。無党派は二人だった。

#### 一五年議長・副議長選

市議選直後の第一回臨時会の初日、五月一日に正副議長選が行われ、議長には田中節男（自由民主クラブ）二七票、山本ひとみ（市民の党）二票、白票一で田中が、副議長には露木正司（民主・市民ネット）が満票の三〇票で、それぞれ選出された。

議会選出の監査委員には同日の全員協議会で寺山光一郎が指名推薦を受け、同二日の本会議で正式に決まった。

#### 一七年議長・副議長選

六月の第二回定例会に先立ち会派の一部異動があり、市民の党の一人と無党派の一人が新たにむさしのリニューアルを結成、一人になった市民の党の議員は無党派に。無党派二人は変わらず。

三日の定例会で正副議長選が行われ、議長には山下倫一（市民クラブ）二四票、大野まさき（むさしのリニューア

ル)三票、白票三で山下が、副議長には深沢達也(民主・市民ネット)二七票、白票三で深沢が、それぞれ選出された。

同六日の全員協議会で鈴木有臣(自由民主クラブ)が議会選出の監査委員に指名推薦され、同九日の本会議で正式決定した。

表1-2-19 今期の市長・助役・収入役

役職	氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
市長	土屋正忠	昭和五八年五月一日	平成一七年八月二九日	六期目、二二年三か月余
	邑上守正	平成一七年一〇月一〇日		二期目、在任中
助役	松原清一	昭和五四年二月五日	昭和五八年七月五日	三年八か月
	井上文三	五八年七月六日	平成四年一〇月一〇日	三期目、九年三か月余(死去)
	丸山 巖	五八年七月六日	三年七月五日	二期 八年
	松原圭甫	平成三年七月六日	七年七月五日	一期 四年
	木村日出夫	四年二月二八日	八年二月二七日	一期 四年
	齋藤勝男	七年七月六日	一一年七月五日	一期 四年
	尾崎光二	八年二月二八日	一二年二月二七日	一期 四年
	板橋信行	一一年七月六日	一五年七月五日	一期 四年
	相川福一郎	一二年二月二八日	一三年五月一日	四か月余
	古田土一雄	一五年七月六日	一七年一〇月一四日	二年三か月余
	永並 讓	一五年七月六日	一七年一〇月一四日	二年三か月余
(副市長)	会田恒司	一七年二月二二日		二期目在任中
収入役	塩沢忠彦	一七年二月二二日	平成一八年八月二九日	八か月余
	下田保一	昭和五四年一月五日	昭和五八年七月五日	三年八か月
	並木昭夫	五八年七月六日	六二年七月五日	一期 四年
	松原圭甫	六二年七月六日	平成三年七月五日	一期 四年
	木村日出夫	平成三年七月六日	四年二月二七日	一年五か月余
	幸池稔晴	四年二月二八日	一二年二月二七日	二期 八年
	古田土一雄	一二年二月二八日	一五年七月五日	二年六か月余
	山梨 榮	一五年七月六日	一九年七月五日	一期 四年

注：「在任中」は平成22年3月の時点

平成19年4月1日付で助役は副市長に名称変更した

## (二) 市長・助役・収入役

## (三) 市議会の動き

市議会は三月、六月、九月、一二月に定例会が、また市議選直後など必要に応じて臨時会が開かれる。各議会とも原則として、議会運営委員会で日程や会議の進め方を協議し、本会議と四つの常任委員会で審議をつくした後、最後に再び本議会で質疑・討論が行われ、議会の最終的な意思を決めている。

また議会には総務・厚生・文教・建設の四常任委員会とは別に、特に必要があると認められる大きな案件を審査する特別委員会がある。予算案を審査する予算特別委員会(三月)と決算を審査する決算特別委員会(九月)はよく知られているが、ほかにおおむね二年を設置期限とする特別委員会もある。ここでは今期設置されたそれら特別委員会のおおよそをなぞっておく。

**今期スタート時** 今期がスタートした昭和五八(一九八三)年六月の定例会で、改選前から設置されていた五つの**は四特別委員会** 特別委員会のうち、五五年一〇月に設置された「市民ホール(注・市民文化会館の仮称)建設特別委員会」が市民文化会館建設に目的が立って五八年三月で廃止され、引き続き活動が必要とされた四特別委員会が新たに設置された。即ち、中央線三鷹―立川間の高架化、高架下利用、吉祥寺駅への特快停車などの問題解決を図ることを目的とした「国鉄等対策特別委員会」、東京都市計画街路外郭環状線の建設に反対することを目的とする「外環道路反対特別委員会」、廃棄物の処理やその対策を目的とする「廃棄物対策特別委員会」、そして近鉄裏のピンク街に代表される環境悪化の問題や浄化対策に取り組む「環境浄化対策特別委員会」の四特別委員会である。

いずれも六〇年六月定例会の最終日までが設置期間で、同議会で「活動報告」が行われ、どの特別委員会もまだ目

的が達せられていないとして二年間延長された。

期限切れとなる六二年三月定例会でそれぞれ「最終報告」が行われた。

市議改選後の同年六月定例会では、前期四特別委員会のうち「廃棄物対策特別委員会」はクリーンセンター完成（五九年一〇月）とその後の推移から設置を見送られたが、国鉄高架化問題などは「鉄道対策」と名称を改め、「外環道路反対」、「環境浄化対策」と合わせた三特別委員会が引き続き設置された（期限二年間）。同定例会では地価高騰に対応すべく「地価抑制等対策特別委員会」の設置を求める動議も提出されたが、否決された。

三特別委員会は、設置期限が切れる平成元（一九八九）年六月定例会で「環境浄化対策特別委員会」は近鉄裏などの環境が市民運動の成果もあって大幅に改善されたとして廃止になったが、他の二特別委員会はさらに二年間、延長となった。

**外環道路反対特別委員** 市議改選後の平成三（一九九一）年六月定例会で「外環道路反対」「鉄道対策」の二特別会から「反対」を削除 委員会は引き続き設置され、期限の切れる五年六月定例会でさらに二年間延長、七年三月定例会で「最終報告」が行われたが、同年六月定例会でどちらも改めて設置を議決、結局、期限延長で一一年三月定例会まで継続した。

平成元年以来八年間、特別委員会は二本立てで推移してきたが、九年九月定例会で昭和四〇年代から懸案となっていた武蔵境駅南口前の農林水産省食糧倉庫跡地の払い下げ問題が大詰めを迎えていることを受けて、「農水省跡地利用計画検討特別委員会」設置を求める動議が全会一致で可決され、平成一二年三月定例会最終日を期限に新たに設置された（この時点で特別委員会は三つになる）。

三つの特別委員会は一一年三月定例会で「最終報告」を行い、「外環道路反対」と「鉄道対策」の二特別委員会は期限切れとなったが、「農水省跡地利用計画検討特別委員会」は翌四月末まで期限延長となった。

市議選後の一一年六月定例会で、これまで別立てだった「鉄道」と「農水省跡地」の二つの特別委員会は一緒になって総合的に扱った方が目的に適うとして「鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会」としてスタート、同時に「外環道路反対」の特別委員会も設置された。

両特別委員会は今までたどってきたケースと同様に設置期限（二年）が来るとさらに二年間延長し、四年後の一五年三月定例会で「鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会」は継続審査の案件があつて翌四月末まで延長された。

一五年六月定例会の各派代表者会議で二特別委員会とも引き続き設置が決まったが、「外環道路反対特別委員会」は直後の議会運営委員会で市長が「反対」の二文字を削るよう異例の「配慮」を求めたのがもとで、結果として設置が取り止めになった。しかし、次の九月定例会で、同年三月に国と都が外環道路を大深度地下方式で整備する方針を発表したことを受け、さらに幅広い角度から調査・研究する必要があるとして、「反対」の文字を取った「外環道路特別委員会」として設置することが決まった。二つの特別委員会は今期の終わる一七年六月の定例会で設置期限が切れたが、さらに二年間の延長が決まった。各特別委員会の最後の報告などは、「資料編」に収録した。

**市制施行以来三度目** 地方自治法第一〇〇条は、自治体で問題が起きた場合、議会は議決によつて調査権を持った**の百条委員会設置** 特別委員会を設置できると定めている。一般に「百条委員会」と呼ばれている。

昭和六〇（一九八五）年五月、当市でも市制施行以来三例目となる百条委員会が設置された。

発端となったのは四月の臨時会で市職員の窃盗事件せつとうに関する「行政報告」が行われた際、関連質問で五七年当時、

市民文化会館建設の請負工事に市議会議員が介入し、多額の金銭が流れたとの噂がある、事実なら工事契約について疑惑が生ずる—といった趣旨の発言があったことである。質疑応答の中で、市議が市議会議長（当時）であり、二人の助役と市職員八人が警視庁の事情聴取を受けたことなどが明らかになった。しかし事情聴取を認めた二人の助役も内容に関しては言葉を濁し、市長も「地方公務員法上の守秘義務」を理由に細かい説明を拒んだ。またこの議員も「プライバシーの問題」として疑問には何も答えなかった。

その結果、疑惑が深まったとする議員の請求で開かれた五月二三日の臨時会で、①市民文化会館建設工事請負問題、②武蔵野クリーンセンター建設工事請負問題、③市民休暇村用地問題、の三点にかかわる疑惑の真相究明を目的に、「武蔵野市民文化会館建設工事請負問題等調査特別委員会」の設置が決まった。

同委員会は一人一人で構成、設置期限である九月定例会最終日まで一一回の委員会を開き、市長、助役、前市長、同助役、当該市議などを参考人や証人として喚問したが、重要証人となる空調・音響機器の業者側は「先約」や「病气」を理由に出席に応じず、肝心の真相究明は三月の臨時会当時からたいした進展がなかったため、さらに翌六一年三月まで期限を延長した。

**疑惑の市議を「偽** 同委員会は結局、前後一八回開かれ、市から提出された資料の審査、延べ一三人の証人・参考証」**一で地検に告発** 人への尋問などを行ったが、警視庁の事情聴取の中心は市民文化会館の請負契約事務の流れにあり、当該議員の名前を挙げての聴取を受けた、業者指名に当たって当該議員から依頼を受けた（本人は否定）ことなどが明らかになるにとどまった。しかも、当該議員は警視庁の取り調べ、金銭授受などを全面否定、疑惑の核心に迫るには至らなかった。

六一年三月三日の定例会で行われた委員会報告（↓資料編）では、「当該議員をクロだと断定できる具体的な事実はないまま告発するのは容認できない」とする「少数意見」を付したまま、当該議員を市民文化会館建設に絡む「偽証」で、また川島織物常務、東日商事代表の二人を「正当の理由のない不出頭」でそれぞれ東京地検に告発することを決め、翌四日手続きを取った。

前述したとおり、百条委員会が設置されたのは市制施行以来三度目だったが、「告発」に至ったのは初めて。しかし、結果は不起訴だった。

参考までに、過去に設置された百条委員会は、昭和二九（一九五四）年六月の「自動車濫用問題」、五二年九月の「週刊現代記事真相究明調査」の二件である。

ほかに否決はされたが、今期が始まって間もない五八年九月定例会で、武蔵野市開発公社の運営などをめぐって百条委員会設置を求める動議が一六議員から提出されたことがある。同月の定例会の一般質問で開発公社理事長の月額報酬が三五万円から六〇万円に引き上げられた経緯などが追及されたが、報酬を決める際の理事会の議事録がないことなどが明らかになり、「疑わしきは徹底的に究明すべき」として百条委員会設置の動議が出されたが否決された。

#### 市民団体などから議員

議員の定数削減を求める動きが今期最初に出てきたのは、昭和五八（一九八三）年六月。

#### 定数削減を求める請願

市民団体「住み良い武蔵野を作る会」から「定数削減条例の制定」を求める陳情が市議会に提出された。陳情は継続審議となり、九月定例会で不採択になった。

それから三年後、翌春に市議の改選期を控えて、定数削減運動は一気に盛り上がる。先鞭をつけたのは五八年の高額退職金引き下げ運動（↓次項）の先頭を走った市民団体「市政を考える会」である。六一年四月、定数削減を目指

す「市民集会」を開いた同会は、「全国八割近くの自治体の議員数は法定より少ない。多摩地区で法定ワクいっぱい  
の市は武蔵野市と立川市だけ。行政改革をうたう当市がこれでもいいのか」と訴え署名活動を展開した。

法定数とは地方自治法九一条で定める市町村議会の議員定数。「人口五万以上一五万未満」に含まれる当市の場合  
は三六。但し定数は「条例で減少することができ」とされており、前述のとおり、多くの自治体が削減している（注・  
同法は平成一五年一月に一部改正され、人口一〇万以上二〇万未満の市の定数の上限は三四となり、定数はそれを超  
えない範囲で「条例で定める」ことになった）。

考える会は五月末、三一〇九人の署名簿を添え、具体的な数字は示さないうまま、削減を求める請願を市議会に提出  
した。

続いて六月五日、行革をテーマにしたシンポジウムを開いた武蔵野青年会議所や武蔵野青色申告会が、「定数三六  
から二八に削減」するよう求めて、署名簿と請願を提出した。

一方、武蔵野民主商工会、武蔵野三鷹地区労働組合協議会など三団体からは逆に、現状維持を求める請願や陳情が  
出された。

削減と現状維持を求める合計六本の請願・陳情は総務委員会に付託されるが、「慎重に扱う必要がある」として継  
続審議になる。八月にもまた継続審議となり、翌九月には、一〇月に「公聴会」を開くことを決めて、またも継続審  
議となった。

当時の総務委員会（九人）の勢力比は委員長を除くと、定数削減推進派が三人と少数。反対に本会議は推進派が多  
数を占めており、委員会で採決を強行すると混乱が予想された。

三度の継続審議に業を煮やした考える会など推進派三団体は、公聴会（二〇月二二日↓資料編）の開かれる一週間前、初めて合同の「議員定数削減市民大会」（商工会館）を開き、「二八人に削減するよう強く望む」決議を採択して足並みをそろえた。

現状維持派も黙っていない。公聴会（市役所会議室）の一週間後、学者、文化人を中心とした五三人連名のアピールを発表、一月に入ると「市民集会」（中央コミュニティセンター）を開いて氣勢を上げた。

一二月三日、市議会の削減推進派である自由民主クラブ、公明党、市民クラブ、民社党の四会派が議長に対し、「総務委員会の審議がこれ以上長引くなら、議案を提出して本会議で決着をつける」と異例の申し入れを行った。

同月五日、総務委員会は一一月に提出された四本の陳情を含む賛成、反対、慎重審議を求めらる請願・陳情計一〇本を、またも継続審議とする。

この会期中に削減を決めないと次の市議選（六二年四月）に間に合わないとあって、推進派は硬化した。これ以上総務委員会に任せておいても成立の見込みはないと、議長に申し入れたとおり、本会議で決着をつける方針を確認した。そこで同月一三日、前記四会派・五議員の議員提案で、現行定数を六人削減して三〇人とする条例改正案を議長に提出した。

推進派・反対派の最後の攻防が始まった。議会のスジ論に立ち、委員会に付託していることを根拠に現状維持を図る議会内野党と、それを「時間かせぎ」と批判して本会議での採決を主張する与党の話し合いは平行線をたどって動かない。同日、削減に反対する団体・グループから三件の請願・陳情も出された。休日明けの一七日は定例会の最終日だったが終日空転し、予備日である翌一八日午後、議案が本会議に上程された。すったもんだの末、削減賛成一九、

反対一三で決着がついたのは会期を一日延長した一九日午前三時五分だった。(↓資料編)

市制施行以来四〇年近く、法定数の枠いっぱい定数としてきた市議會は、こうして初めて六人削減となり、翌六二年四月の市議選から三〇議席を争うことになる。

定数削減問題はさらに期を越えて平成一八(二〇〇六)年二月、「四人削減」を内容とする「定数条例の一部を改正する条例」が議員提案で出され、賛成二五、反対四で可決され、翌一九年四月の市議選から定数は二六となった。

**議会改革をめ** 定数削減は議会改革の大きな柱だが、他に市議會は平成八(一九九六)年七月、正面から「議会改革」を掲げ、副議長を座長とし、各派代表者一〇人から成る「議会改革懇談会」を設置、さまざまな協議を行った。

懇談会は設置期限の切れる一一年四月の定例会で成果を報告したが、①各常任委員会の役割を見直し、児童女性部児童女性課、市民部生活文化課のうち、美術館、文化事業団に関する課題は文教委員会の所管に移す、②映像による情報公開を積極的に進め、会議の録音テープは議員の要求によりダビングを可能にする、③会議中のお茶を廃止し、会議中は禁煙とする、また会議に伴う食事の支給を廃止する、ことなどを決めるにとどまった。

また一七年度当初、当時の議長の議会改革検討の呼びかけに一〇〇件の検討案が寄せられたことを受けて一七年七月から、議会運営委員会、各会派代表者会議、議会広報委員会の三委員会ですべてに割り振られた改革案の検討に入った。

各委員会は委員の顔ぶれが変わった一八年六月以降も協議を引き継ぎ、延べ五九回の会合を重ねた末、一九年三月定例会に「報告書」を提出した。後述する本会議、決算・予算特別委員会の会議内容、議長交際費などのホームページ

ジへの掲載、市政調査研究費の領収書の写しの添付など詳細にわたるので「資料編」に載せる。

市議会では平成元年九月、「虚礼廃止等に関する申し合わせ」を行い、公職選挙法の遵守に努めてきた。一七年一月には、それを廃棄し、改めて法令遵守を確認して、「市の公式的な行事への祝電・弔電や新聞・雑誌等への議員個人の名刺広告掲載も差し控えること」を確認する「申し合わせ」を行っている。これも前記報告書に盛り込まれており、報告書は「おわりに」の中で、「市民にとってよりわかりやすく身近な市議会になる」と締めくくっている。

**大幅に進んだ** 議会の様子は、傍聴に行く以外は「市議会報」（市議会だより）や議員個人の出す通信、あるいは「情報公開」メディアの報道を通してしか分からない時代が長く続いてきたが、コンピューター社会の到来などで今期、大幅に「公開」が進んだ。

まず平成九（一九九七）年三月の定例会から市長の施政方針演説と各会派の代表質問が、「むさしのFM」と「武蔵野三鷹ケーブルテレビ」の電波で茶の間に届けられるようになった。「FM」は同月三日の施政方針演説、五日の代表質問をそれぞれ同日午後八時から、「ケーブルテレビ」は同月二四日午前一〇時から初放送を行った。どちらも録音・録画だが、画期的な出来事だった。

続いて一〇年一〇月から会議録をコンピューターで検索できるシステムが導入された。平成二年八月以降の常任・特別委員会、同年九月定例会以降の本会議、五年一〇月以降の全員協議会に限られ、検索できるコンピューターも議会事務局にある一台だけだったが、一一年九月以降は他からの検索も可能になった。

一四年一月、市役所のホームページ（九年一二月開設）のリニューアルに合わせ、市議会もホームページを開設した。議会の概要、議員名簿、日程などのほか、会議録の検索も可能になった。また、一七年五月から議員の活動状況

や毎年五月の「市議会報」に載っていた「議員出席状況」もホームページに載るようになった。

さらに一五年六月定例会から施政方針、代表質問、一般質問のインターネットによる中継が始まった。都内の自治体議会では初の試みだった。一般質問の中継はケーブルテレビも扱っていないだけに注目された。期を越えて一八年九月定例会以降は本会議の他、予算・決算特別委員会にも拡大され、録画で見られるも可能になった。

市議会の広報紙である「市議会報」にも改革が及んだ。一〇年五月三日号から二色刷りとなり、創刊三〇〇号となる一四年五月一五日号から「より見易く」とカラー印刷となり、名称も「市議会だより」と改題した。

「市議会だより」は従来、新聞折り込みの形で各家庭に配布されていたが、一九年四月三〇日発行の三二二号からシルバー人材センターへの委託による全戸配布となった。

「公開」といえば、ボランティアグループ「朗読奉仕の会むさしの」が昭和五八（一九八三）年以来続けている活動がある。目の不自由な人のため、同年六月二二日発行の「市議会報」をテープに吹き込み、「声の議会報」（後に「声の市議会だより」として希望者に郵送したのが始まりで、活動は以来、ずっと継続している。（↓本章第三節七）

## 二 高額退職金の是正 全国が注目

### 問題の発端

昭和五七（一九八二年）一〇月から一二月にかけて、本市において市職員の不祥事が相次いで発覚し、新聞報道などによって明るみに出て問題となった。不祥事の一つに、市税を収納する担当の係長が、自らの職務権限を利用して本人の税金を納付しないで収納台帳に納入済みの処理をした「不正消込」（脱税）事件が

ある。この事件、本人は五七年三月に、勸奨退職（退職金が割り増しになる特例退職）で既に退職していたが、この退職金が約四二〇〇万円という高額であったことが報道されたため、その後五八年五月まで、「武蔵野市の高額退職金問題」として全国的規模で批判を受けることになる。

なぜ武蔵野市では市職員の退職金が四〇〇〇万円という高額なのか、おかしい、という声である。

### 高額退職金までの流れ

市職員である地方公務員には昭和五七（一九八二）年当時、定年という制度がなく（六〇年三月に定年制を実施）、人事が停滞していた。つまり、人事刷新がまったく図られなかったのである。三六年に、本市では職員退職手当支給条例の臨時特例に関する条例を当年限りの特例で制定した。一年限りの特例とはいえ、退職金が五割増しになるのである。この年に高齢職員（六一歳）が退職（一五人が退職）した時、退職金は最高で六〇〇万円という当時としては破格の額であった。

その後、特例条例は制定されなかったが、この間にも高齢の職員が増加するため、特例制度の導入を希望する声や、部課長その他の職員の間で高まっていた。四七年、従前の職員退職手当支給条例（普通退職）の改正案（支給限度額を六〇か月から七〇か月に）と、職員退職手当支給条例の特例に関する条例案（支給限度額一二五か月）が市議会に提案された。この条例案は二月一三日に可決され、同月一八日に施行された。翌四八年一月三十一日には、三二人（全職員数は一〇二〇人）が退職したが、退職金は最高額でも二七九八万円であった。

一方で四七年以降、高度経済成長が続き、またオイルショックによる物価の異常高騰に伴い、公務員の給与改定の人事院勧告も、毎年一〇パーセント以上アップが続くような世間の情勢であった。四九年の人事院勧告は二九・六四パーセント、武蔵野市の改定率は二九・五三パーセント。平均給与が三万一千八百二十円のアップである。その結果、同

一二月には、武蔵野市初の四〇〇〇万円を超える退職金受給者が出た。この時にも、「四〇〇〇万円」を一部マスコミが問題にしたが、対象者が少なかったために、まだ五八年度の騒ぎほどの大騒ぎにはならなかった。

市当局は、五一年度に、特例退職金の限度額一二五か月を一一〇か月に減額する改正を行ったものの、その後も毎年給与改定と定期昇給は行われた。給与水準を示すラスパイレズ指数（国家公務員の給料を一〇〇とした場合の指数）は依然として一二〇台で推移していたため、五三年度には退職金の平均が三〇〇〇万円を超えた。

このような給与改定と定期昇給は全国的な問題であったため、自治省（現総務省）は五四四年、五六年、五七年に、退職手当の適正化について通知を出している。また東京都からも強い指導があった。市は五七年八月、都に「給与制度等の適正化計画」を提出している。しかし、五七年度には五〇代の部課長が多く退職したこともあって、特例退職者の退職金の平均は三八二八万円、四〇〇〇万円を超えた者が二四人中一五人にも及んだ。

**退職金引き下げの** 昭和五七年三月の四二〇〇万円退職金支給の報道を契機に、日本婦人有権者同盟武蔵野支部（支  
**市民運動へ** 部長・小池順子）から五八年一月二四日、退職金引き下げの要望書が市と市議会に出された。

次いで二月二五日の市議会に「市職員の退職金に関する陳情」が出された。陳情は三月一日の総務委員会、同一八日の本会議で全会一致で採択された。

この三月一日の総務委員会で市は、議員の資料要求に従って、五七年度の退職金受給者二四人全員の、氏名を除く具体的な支給額などを載せた資料を提出した。

支給額の一覧表が日刊各紙に報道されたため、高額退職金問題が一挙にクローズアップされていく。四月の統一地方選挙。市長選には、藤元政信（当時市長）、土屋正忠（当時市議会議員）の両者が選挙戦に入った。選挙法定ピラ

に土屋候補は「市民の血税で四〇〇〇万円の退職金」の見出しで、前述の特例退職者中四二〇〇万円以上の一二人の一覧表を載せた。一方、藤元候補は退職金については触れていなかった。しかし選挙戦中盤に入ると新聞各社が退職金問題を大きく取り上げたこともあって、終盤戦には両候補とも退職金は正を中心に訴えるようになっていた。

市長選は結局、土屋候補二万七一一六票、藤元候補二万六二五七票、八五九票の差で土屋候補が当選し、五月一日に市長に就任した。翌二日初登庁した土屋正忠市長は、記者会見で、「民間や国家公務員に準拠した退職金改正案を遅くとも九月には市議会に提案したい」と語る。

市長の発言を受け、退職金が減額される前に退職を希望する職員（新聞などでは「駆け込み退職者」と報道）が続出した。連日、新聞はこれらの職員の取材を続け、早期退職希望者数が刻々と報道される。当事者はいやがらせを受けたりして困惑していた。市議会各会派からも、市民団体からも、次々と高額退職金は正の要望書や申し入れが出された。（↓資料編）

**職員組合との** 市長は昭和五八年五月九日に就任の挨拶のため鈴木俊一東京都知事を訪問した際、知事から「**団体交渉は難航** 長も退職金問題など大変でしょうが、鉄は熱いうちに」との激励を受けていたこともあり、早期は正の要請も多くあったので、当初は六月か九月に予定していた市議会提案を短期決着を図るべく、急遽、前倒しの決断をした。

退職金改正は勤務条件にかかわる問題であり、職員労働組合との交渉事項である。五月一〇日には第一回の団体交渉がもたれた。その席上で勸奨退職制度の改正案の提示と交渉を、市長が来週早々に、との申し入れをした。一七日に、市長は庁議で退職金は正の所信表明を行うとともに、臨時市議会を五月三〇日か三十一日に招集することを決め、

職員組合にも通告した。市長は市議会代表者会議に改正条例案骨子を説明し、同日の第二回団体交渉で職員組合に当局案を提示した。

### 市当局案

①特例条例は廃止。普通退職条例の一部改正で一本化、②国の準則（モデル）に基づいたものに、**（当初）の概要** ③昭和六〇年の六〇歳定年制施行を想定して作成、④算定基礎は給料のみとし、支給割合は通算方式から区分方式に変える、⑤上限は現行の三七年勤続で七〇か月だが、改正案は四四年勤続で六〇か月とする、⑥勤奨制度は考えていない、⑦整理退職制度は国や地方でも採用しているが慎重に、⑧経過措置は五七歳以下は切ることになった。

右の当局案は、五八歳以上六三歳以下の職員の退職金を五九年三月三十一日までは九五か月分とし、以降半年ごとに五か月分ずつ減額し、六〇年四月には東京都並みの八〇か月分とし、その後は、半年ごとに約二・七四パーセントの削減率をあてはめ、六三年四月一日までには国家公務員並みの六三・五二五か月分とする案である。改正案の施行日は昭和五八年七月一日の予定で、現行制度は六月三〇日までとなる。退職願の提出期限は一か月前の五月三十一日まで—などとしていた。

### 組合はストの構え

改正案提示後の報道機関の取材攻勢は熾烈を極めた。市役所には、ふだん市政を担当する記者のほかに、本社などから応援に来た記者も加わり、終日ごったがえし、市長室のある六階の廊下でTVカメラを担いだまま仮眠し、団体交渉の再開を待ち構えている姿も見られた。このような状況の中で、当局の報道機関への対応も職員課、広報課、秘書課などは忙殺を極め、特に改正条例案作成の担当課である職員課長などは、自席で執務できない状態となり、やむをえず親戚の家で議案作りに追われたりした。五月一九日には部課長会議

が開催され、改正案の概要説明が行われた。

一方、組合は、①普通退職手当削減反対、②整理退職制度の撤回、③調整手当の算入維持、④役職加算の廃止、⑤特例退職金の都並み・国並み反対、⑥特例退職経過措置の対象年齢の拡大、⑦一方的な議会上程反対、を主張、ただし役職加算の廃止については受け入れの意向を示していた。五月一八日には、自治労東京都本部の退職手当改悪反対現地闘争本部が組合事務所を設置された。当局案提示後、連日連夜、団体交渉や事務折衝が重ねられた。役職加算の廃止は労使とも合意に達し、その後整理退職条項の削除などで市側が譲歩したものの、基本的な姿勢は強固であったため、組合は超過勤務拒否闘争や二六日からのスト闘争を構え、二六日は早朝一時間のストを決行した。

二五日には午後〇時半から、組合の退職手当制度改悪反対労働基本権擁護総決起大会が市役所構内で開かれた。近隣の労働組合の動員を含め約二〇〇〇人が集まった。二五、二六、二七日と連日、徹夜に及ぶ団体交渉、事務折衝、トップ会談などが開かれた。結局、二八日午前四時過ぎに、改正原案のとおり団体交渉は妥結することとなり、同二九日、確認書が取り交わされた。

### 改正案の内容

一、自己都合退職 現行勤統三十七年で最高限度額七〇か月を勤統三十八年で六八か月（三十七年で六五か月）とする。

算定基礎を、現行が給料と調整手当であったものを給料のみの月額とする（公務上の死傷病による退職で最低保障を受ける部分を除く）。

二、公務外の傷病による退職（新設、従前は普通退職と同じ） 勤統三十八年で最高限度額を六八か月とし、勤統二〇年以上三五年以下である場合は一割加算される。勤統三五年で打ち切りとする。

三、公務外の死亡による退職 普通退職による場合の一〇〇分の三〇を加算する支給割合を、二〇年未満の勤続期間については自己都合と同じ、勤続三五年で最高限度額を六九・八七七五か月とする。勤続二〇年以上三五年以下である場合は、一割加算される。三五年で打ち切りとする。

四、公務上の死傷病による退職 普通退職による場合の一〇〇分の一〇〇を加算する支給割合を、勤続三五年で最高限度額を六三・五二五か月とする。勤続二〇年以上三五年以下である場合には、一割加算される。三五年で打ち切りとする。

最低保障として算定基礎（給料および扶養手当並びに調整手当の月額合計額）に勤続一年未満は二・七か月、一年以上二年未満は三・六か月、一年以上三年未満は四・五か月、三年以上で五・四か月が支給される。

五、特例退職金条例は廃止する。

六、経過措置 昭和五八年七月一日から六三年三月三十一日までの間に退職する者の退職手当の額は、新条例による退職手当の額に、旧条例により計算した額との差額に退職期間区分に応じた割合（一〇〇分の九〇から一〇〇分の一〇）を乗じて得た額を合算した額が支給される。

昭和五八年七月一日から翌五九年三月三十一日までの期間に、勤続二〇年以上かつ年齢が五八歳以上六三歳以下の者、および五九年四月一日から翌六〇年三月三十一日までの期間に勤続二〇年以上かつ年齢が五九歳以上六三歳以下の者で退職する者の退職手当は、新条例による公務外の死亡による退職の場合の退職手当に旧特例退職条例の規定と同様な計算をして得た額と、この新条例により計算した額との差額に表1―2―20のように「退職期間区分に応じた割合」を乗じて得た額を合算した額が支給される。ただし、六〇年三月三十一日までの退職については、表1―2―21のよう

表 1—2—20  
退職期間区分に応じた割合

退職期間区分（昭和）	割合
58.7.1～59.3.31	100分の90
59.4.1～59.9.30	100分の80
59.10.1～60.3.31	100分の70
60.4.1～60.9.30	100分の60
60.10.1～61.3.31	100分の50
61.4.1～61.9.30	100分の40
61.10.1～62.3.31	100分の30
62.4.1～62.9.30	100分の20
62.10.1～63.3.31	100分の10

[市条例]

表 1—2—21 退職金の支給上限額

退職期間区分（昭和）	支給上限額
58.7.1～59.3.31	退職時の給料月額に95を乗じて得た額
59.4.1～59.9.30	同上90
59.10.1～60.3.31	同上85

[市条例]

に退職期間区分に応じた支給上限額が定められた。

経過措置の適用を受けようとする者は、退職する期日の一か月前に申し出をしなければならぬ。退職期日は九月三日および三月三一日に限られる。

**新・旧退職手当** 参考までに在職三二年の比較（例） 年の部長が五九歳で

退職した場合で比較してみる。

職別在職年数を部長二年、課長一〇年、係長一〇年、主任五年、その他五年として最終給料三九万一七〇〇円とした場合、経過措置の終了する六〇年三月三一日に退職した場合、現行では四七六七万円であるが、改正後は三三七七万九〇〇〇円となり、その差は一三八九万一〇〇〇円となる。

### 市議会の対応

条例改正案は昭和五八年五月三〇日の臨時市議会に上程され、六月二日の本会議において全会一致で可決され、七月一日施行された。同時に議会には、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案が上程され、可決された。市長の退職金は任期四年間分一年につき給料の一〇〇分の三〇〇から、一〇〇〇分の二〇〇に減額されることになった。また同時に、退職金支払いのための一般会計補正予算と水道事業会計補正予算案が上程され、可決された。

退職者の増加に伴い、当初四七人分（うち特例退職者分二七人）の予算計上額七億五〇〇万円では、今回退職者九四人（うち特例退職者七四人）分は到底賅えず、一六億九〇〇万円を補正し、一般会計の退職金予算計二三億三〇〇〇万円とした。

なおこれらの充当財源は、当初、市の借金である起債（退職手当債）をあてるとの考えもあったが、結局、財政調整基金一〇億九〇〇〇万円と繰越金六億円を充当した。

このようにして新市長就任以来一か月に及んだ高額退職金問題は、全国の注目を浴びる中で短期間に決着を見た。一連の騒動は「武蔵野ショック」という呼称でその年の流行語となり、岩波書店発行の『近代日本総合年表』に四〇〇〇万円退職金として掲載された。

高額退職金は是正されてもお、職員の給与制度の見直しなど課題が山積していた。そのため市は、五八年の七月に、市政全般の総点検を行い、行政改革の方策および財政運営について調査研究をするため、行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授）を設置した。同委員会は翌五九年一月、中間答申を市長に提出している。

これを受けて高額退職金の一因ともなり、違法性の強かった給与制度の在職者調整制度（注①）や、わたり昇給制度（注②）の廃止など、市は逐一、行政改革を行っていく。市民参加の市民委員会方式、行財政点検委員会の設置と、答申に基づく行政改革は、後の自治省の地方行革大綱へとつながっていき、全国の地方公共団体の行革推進のモデルとなった。

その後、六〇年に、六〇歳定年制の実施を迎え、再び退職金支給条例の改正が行われた。

注① 在職者調整制度 学校を卒業して直ちに市に就職した職員が年一号給昇給したとしてモデル賃金をつく

り、それ以外の前職があったり浪人した期間があったりしてモデル給与に達していない場合に、入庁後四年ごとに最高二号を限度にその差を調整し、昇給させるという年齢に基づく給与体系。昭和五九年四月一日付で廃止した。

注② わたり昇給制度 一定の号給に達すると主任や係長、課長にならなくても上位の等級にわたっていけるといふ運用で、地方公務員法で職員の給与はその職務と責任に応じて定めるとした職務給の原則に反するもの。平成二年四月一日付で完全廃止した。

### 三 行財政改革

**行財政改革** 本市は、昭和五八（一九八三）年に土屋市長が就任以来、職員の高額退職金の引き下げ（↓前項）の先駆者として を第一弾として行った後、同年に第二弾の「行財政点検委員会」、平成七（一九九五）年に第三弾の「中期行財政運営懇談会」、一〇年に第四弾の新世紀委員会「新しい仕事のやり方委員会」（正式名称は「新世紀の市役所の組織・経営を考える委員会」、一五年に第五弾として「行財政改革検討委員会」を設置している。また昭和五九年八月から、市長自らが本部長となつて行財政改革推進本部を指揮してきたが、平成一五年まで間断なく、行財政改革を実施する地方自治体の先駆者として、委員会の提言を受け止めて市政を運営をしてきた。

行財政改革を提言してきた各委員会の指摘事項を中心に、改革の経緯をたどつてみよう。

## 行財政点検委員会

市は、昭和五八（一九八三）年七月一六日、武蔵野市行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授、委員六人）を設置した。委員会は市の行財政全般にわたる現状を総点検し、行政改革に関する方策と財政運営に関する方策についての諮問事項を答申した。（↓資料編）

委員会からの提言には、一、施策のスクラップ・アンド・ビルド、二、民間委託の推進、三、職員定数の抑制、四、受益者負担の適正化、五、職員の士気高揚施策、六、情報公開、などについて次の指摘があった。

（一）当面措置すべき方策―①給料表の適正化、②在職者調整・「わたり」運用制度の廃止、③特殊勤務手当・退職手当の適正化、④職務専念義務免除の明確化、⑤勤務時間の厳守、⑥昼休み窓口事務の実施、⑦職員定数を五八〜六一年度に一〇パーセント削減、⑧退職者不補充（清掃、学校給食業務）、⑨保母定数見直し。

民間委託するもの―①水道検針、集金、②街路灯維持、③学校警備、④クリーンセンターの維持管理など。

業務合理化―市役所出張所の統廃合、電子計算組織の導入。

（二）当面緊急に措置すべき財政運営―①市税等取納率の向上、②人件費の抑制、③一般行政経費の節減。

補助費などの整理合理化―①効率の明確でないもの、慣行で行っているものの点検、②サンセット方式（注①）の導入、③職員共済会交付金の定額化、④老人福祉手当・児童扶養手当の検討。

受益者負担の適正化―①保育園保母定数の削減、②保育園保育料の適正化、③学童保育の有料化、④使用料・手数料の適正化、⑤国民健康保険事業・老人保健事業の財政的基盤の検討、⑥上下水道使用料の見直し。

（三）職員の士気高揚と組織の活性化―①人事管理の適正化、②昇任基準の明確化、③人事考課制度の確立と管理監督者試験制度の検討、④研修の充実、⑤プロジェクトチームの活用。

(四) その他―①財政コスト指標の開発、②財政白書の刊行、③労使交渉の論点の公表、④情報公開制度の創設。

#### 中期行財政運営懇談会

平成七(一九九五)年六月二十七日、中期行財政運営懇談会(座長・鹿児島重治国士館大学教授、委員五人)が設置された。景気の低迷や政策減税による厳しい財政状況の中で、第

三期長期計画(五〜一六年度)の財政計画を見直し、簡潔で効率的な財政運営を行うためである。

主な検討事項は、①事務事業の見直し、②職員定数の適正化、③地方分権の推進、④適正な費用負担のあり方、⑤税財政制度の研究、⑥民間との役割分担、⑦事業団・第三セクターの管理などである。

先の行財政点検委員会で指摘、提言された事項に以下の項目が加わった。

①土地開発公社の用地取得の抑制と先行取得土地の有効活用、②公債費比率のガイドライン設定、③建設予定事業の見直し、④組織の大きくり化の推進(部課数を縮小)、⑤目標管理システム(注②)の導入、⑥パーソナルコンピュータやコンピュータネットワークの活用、⑦再雇用職員・嘱託職員・アルバイトの活用、⑧五か年間の職員定数適正化計画の策定、⑨給料表を職務給に沿ったものに改める、⑩特殊勤務手当の見直し(廃止または減額)。

**新世紀委員会「新しい仕事** 平成一〇(一九九八)年八月一九日、「新しい仕事のやり方委員会」(座長・鶴川正樹のやり方委員会」 公認会計士、委員九人)を設置した。委員会は、新世紀の課題に対応する市役所の組織・経営を検討して提言を行った。新しく加わったのは、次のような事項である。

①行政評価システムの開発、②企業会計制度の採用、③窓口事務の一本化・インターネット活用による在宅申請、受理、④サービス時間の延長、⑤中高年、障害者の雇用創出、⑥経営支配人制度の採用、⑦ボランティアやNPO(非営利活動団体)との連携、⑧事業本部制の採用、年間目標の設定、電話から電子メールへの移行。

### 行財政改革検討委員会

平成一五（二〇〇三）年一月二日、行財政改革検討委員会（委員長・辻塚也政策研究大学院大学教授、委員四人）を設置した。委員会は、前の新世紀委員会の提言から五年後に、三位一体の改革（地方分権の推進による国庫補助金・負担金の削減、地方交付税改革、税財源移譲）という新たな局面を迎えた。①市税の個人市民税の減少、②経常収支率の上昇（硬直化）、③人件費・扶助費・公債費などの義務的経費の増加、④人件費などの委託料・物件費の増加など、三位一体の改革による影響や景気の動向を楽観できないとして、純債務を一般財源の一年分程度にすること、公共施設の維持・更新計画を作ること、経常経費の削減を行うことなどを指摘している。

### 主な行政改革の成果

以上四つの委員会からの提言、指摘を受けて、市は順次、行政改革を行っていくことになった。改革の成果を「職員の人事・給与・定数・服務」「行政組織・業務の合理化」「民間委託等」「財政運営」「受益者負担」の五つの区分に分けて挙げてみた（表1―2―23）。その中から主なものを取り上げてみよう。

①在職者調整制度の廃止―採用前に他の仕事に就いたり浪人したりした期間があった職員がモデル給与に達していない場合、最高二号を限度に昇給させていたが、地方公務員法や市条例に基づく適正な制度ではない。昭和五九（一九八四）年四月廃止。

②「わたり」運用の廃止―一定の号給に達すると、昇任しなくても独自の基準の運用により上位の等級へ昇給を認める「わたり」は前述の在職者調整と同様、職務の複雑さと責任の度合いに応じて給与を定める地方公務員法の職務給の原則に反し、違法性が高い。平成二（一九九〇）年四月、全面廃止。

表 1—2—23 行財政改革の歩みと成果

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
職員の人事・給与・定数・服務	退職手当の引き下げ	昭和58年7月～	1	支給率最高110か月を69.8775か月に。経過措置として昭和62年3月31日までの退職者に83.5か月～82か月の激変緩和措置。さらに平成4年に62.7か月、同16年に59.28か月と減額
	保育園保母定数の適正化	平成16年	6	保母の定数を平成16年に12人削減
	管理監督者試験制度の導入	平成11年度	5	課長に昇格する場合、試験を選考の基準とする。係長の検定試験は平成12年度より実施
	人件費の抑制	昭和58年～	1	退職金は正、職員定数削減、期末勤務手当の支給率減、高齢職員の昇給率減、給与の引き下げ（平成15年4月1日）、特殊勤務手当の見直し
	勤務評定の完全実施	昭和58年	1	年2回実施、人事管理に反映
	プロジェクトチームの活用	昭和58年～	1	組織の横断的活用、若手職員の起用、平成17年までに105チームを編成
	在職者調整制度の廃止	昭和59年4月	1	違法性がある。年齢を基準にした給料にするため特別に昇給させる制度を廃止。昭和63年度から完全廃止
	職員研修の充実	昭和59年4月	1	研修担当課長を設置。基本研修、委託研修、派遣研修、実務専門研修、職場研修、自主研修
	「わたり」運用の廃止	昭和60年4月	1	職務給の原則に反する。給料の上級の号給に昇給する運用制度を廃止。平成2年4月1日完全廃止
	勤務時間の厳守	昭和61年12月	1	出勤時刻の8時30分を厳守（従前は8時45分）
	職員定数の削減	昭和58年～毎年	1～	職員不補充計画・3次にわたる定数適正化計画により昭和58年の1279人を平成17年に1113人に（166人を削減）
	保育園・学校用務員の嘱託化	平成8年～	4	正規職員を嘱託に切り替え
	特殊勤務手当の廃止と減額	平成10年4月、16年4月	4・6	運転士手当・技術手当・保母手当は廃止。21種類から11種類に。その他の手当も廃止または減額
	中高年・障害者雇用・再任用・再雇用	平成11年～	5	5年間で職員を100人削減し、500人の雇用を創出する計画。嘱託員を雇用、平成18年3月現在206人（40歳以上65歳未満）

109 第二節 市の政治・行財政の歩み

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
	給料表の適正化	平成13年4月	5	職務給の原則に基づき職務・職階制の給料表を1～8等級に。事務・技術系と技能労務系と給料表を分離
行政組織・業務の合理化	総合的電子計算組織の導入	昭和59年9月	1	委託していた電算処理業務を大型コンピューター導入により直営で処理、オンライン化
	出張所の統廃合	平成2年7月～	2	6出張所を3駅(吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅)周辺の市政センター3か所に統合
	夜間窓口の開設	平成12年5月	5	中央市政センター夜8時まで開設
	機構改革	平成14年4月	5	組織の大きくくり化。1室12部54課を1室8部47課に
民間委託等	市民文化会館、芸能劇場ほかの管理委託	昭和58年8月	1	(財)武蔵野文化事業団に市民文化会館、芸能劇場の管理を委託。スイングホール、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館ほかも
	ごみ収集(一部)委託	昭和58年12月～	1	有害ごみ収集を直営から民間委託
	クリーンセンターの維持管理委託	昭和59年10月	1	クリーンセンターの維持管理の一部を民間に委託
	水道検針・料金集金の委託	昭和60年7月～	1	職員が行っていたものを民間に委託。検針業務は平成2年4月～
	大型バス直営運行の廃止	昭和62年7月	2	スポーツバスなど大型自家用バス4台の直営運行を民間の借り上げ方式に
	保健センターの管理委託	昭和62年7月	2	(財)武蔵野健康開発事業団に保健センター施設の管理の一部を委託
	し尿くみとり全面委託	昭和63年6月	2	直営から民間委託
	学校警備の機械化	昭和63年10月	2	学校警備員を廃止し、機械警備を民間委託
	総合体育館ほか体育施設の管理委託	平成元年9月	2	(財)武蔵野スポーツ振興事業団に総合体育館、プール、陸上競技場などの体育施設の管理運営を委託
	国際交流事業の委託	平成元年11月	2	国際交流事業を武蔵野国際交流協会に委託
特別養護老人ホームの管理運営の委託	平成6年、8年	3	吉祥寺ナーシングホームは社会福祉法人「至誠学舎東京」に、桜堤ケアハウス・くぬぎ園などの軽費老人ホームの管理運営は同法人「武蔵野」に委託	

区分	改革項目	実施時期	任期	改革の内容
財政運営	市税収納率の向上	常時	1～	口座振替の奨励普及、納税意識の啓蒙
	補助金等の整理合理化	予算編成時	1～	補助金、交付金など見直し、職員共済会への交付金の交付率（会費の1.5倍）を定率から定額に改正、目的を達成したものは廃止、サンセット方式の採用
	使用料・手数料の適正化	昭和60年4月、平成5年4月	1・3	各市民施設使用料および各種手数料を適正な料金に改正
	老人福祉手当の廃止	平成9年4月	4	国の制度と重複して支給していた月額1300円の手当を廃止し、他の老人福祉事業の財源に
	一般行政経費の削減	平成10年～	4	予算編成時にキャップ制（限度額）を導入し物件費などを抑制
	財政コスト指標の作成	平成10年度	4	費用対効果を検証する行政コスト計算書を作成
	バランスシート、行政評価	平成10年度	4	企業会計制度を導入、コストとストックを明確にする。平成10年度決算から公表
	目標管理制度の導入	平成14年度	5	目標管理制度は平成14年度から試行、17年度から中断
	児童扶養手当の廃止	平成16年5月	6	国の制度に上乘せした市独自の制度を廃止
受益者負担	保育料の適正化	昭和61年4月、平成9年4月	1・4	保育料を引き上げ。昭和61年は平均29%、平成9年は同16%のアップ
	水道料金の改正	平成7年1月、9年4月	3・4	9年の引き上げは消費税分を加算
	下水道使用料の改正	昭和60年4月、10月、平成7年4月、平成9年4月	4	9年度は従量制から通増制（節水型）に。消費税分を加算（同6月1日以降）
	学童保育の有料化	平成11年4月	4	無料であったものを月額11年度3000円、12年度4000円、13年度5000円に
	ごみ（家庭ごみ）の有料化	平成16年10月	6	ごみ減量の一環として有料化（ごみ袋10～80円）、ごみ定置収集から各戸収集へ

[[行財政改革における実績と効果]ほか]

③ 給料表の適正化―職務給の原則に基づき、職務職階制の給料表（一〜八等級）に改正。

④ 特殊勤務手当の廃止―運転手・技術・保母手当などの特殊勤務手当を廃止。

⑤ プロジェクトチームの活用―若手、中堅職員の意欲を高めるため、組織を横断的に活用したプロジェクトチームを平成一七年度までに一〇五チーム編成、政策、テーマの調査、検討、立案などに当たらせた。

⑥ 中高年・障害者の雇用―景気低迷による失業者の増加などを考慮し、雇用を創出するため、嘱託職員（四〇〜六五歳未満）を平成一八年三月までに二〇六人雇用。

⑦ 民間委託―職員が行っていた水道料金の集金業務を昭和六〇年に廃止。水道メーターの検針を平成二年度から民間企業に委託。有害ごみ収集を五八年一二月から、し尿くみとりを六三年六月から民間業者に委託。学校警備員制度を廃止し、機械化に切り替え、昭和六三年一〇月から民間業者に委託。自家用大型バス四台の直営運行を廃止、六二年七月から民間借り上げ方式に変更。

⑧ 児童扶養手当、老人福祉手当の廃止―国の制度を補充して支給してきた市独自の児童扶養手当は平成一六年五月、老人福祉手当は九年四月に廃止。

⑨ 機構改革―年々増大してきた行政組織を大胆に見直し、一室一二部五四課あった組織を大きくくり化して、一室八部四七課に縮小する機構改革を平成一四年四月に実施。

### 職員定数の調整

職員定数の適正化は行政改革の目標の一つである。市は行政需要が増す中で職員の増員を極力抑制してきた。昭和五八（一九八三）年度〜平成七（一九九五）年度までは大型施設の建設が相次

ぎ、都からの事務移管などもあり職員は一五〇人増員した。同時期に、税務・出納事務の電算化、水道検針の委託、

学校警備の機械化、ごみ収集体制の合理化、出張所の統廃合などにより一二〇人削減する定数調整を行った。

その後、八〇一二年度までの第一次定数適正化計画（一一八人削減計画）で一〇七人を削減、一〇一六年度までの第二次適正化計画（一七九人削減）では一五年度末までに一四五人を削減した。七〇一五年度までの減員と増員を差し引くと一八五人の減員を行ったことになる。削減数の多い業務は、ごみ収集（二六八人、以下同じ）、学校用務（一八八）、学校事務（一八八）、保育園用務（九）、学校給食調理（八）、保育園調理（八）、電話交換（五）など。さらに、一五年度（二次計画を一年前倒し）〇一八年度までの第三次適正化計画（一一二人削減計画）で、保母（保育士）（二三）、保育園調理（一七）、ポンプ運転（七）、ごみ収集（二二）、保育園用務（四）、電話交換（二）などが削減対象となり、減員、増員を差し引くと六六人の減員となった。

三次にわたる定数の適正化計画のほかにも、毎年定数査定を行い、昭和五八年度 of 全職員数は一二七九人だったが、平成一七年度には一一一三人となり、一六六人削減したことになる。

### 職員研修の充実

活力ある柔軟な市政を担う職員を育成するため、昭和五九（一九八四）年四月、職員課に研修担当課長を配置して職員研修の充実強化を図った。

研修の基本方針は、「職員として時代の変化に対応できる豊かな知識、鋭い感受性、柔軟な思考力、的確な判断力、高い使命感に燃えた果敢な行動力、広範な情報処理能力を養っていくため、長期を展望した人材育成をめざす」とした。研修計画に基づき、①新任職員研修、②職場研修、③職層別宿泊研修、④海外派遣研修、⑤派遣研修、⑥実務、専門研修、⑦自己啓発（通信教育）などを行う。

⑤の派遣研修は、東京都市町村職員研修所、自治大学校、建設大学校、東京都ほか他自治体、民間企業へ。また④

の海外派遣研修は広い視野と識見を持った職員を育成するため、イギリスへの九二日間の長期派遣をはじめ欧州（ドイツ、スウェーデンなど）、東南アジアの各都市に今期で延べ二二一人を派遣した。

### 市政センターの設置

出張所の統廃合は、昭和五六（一九八一）年の第二期長期計画から課題となっていたが、平成元（一九九〇）年の同第二次調整計画で地域行政情報センターの機能を持ったものに統合することが決定し、二年七月二七日、既設の本宿、公園通り（吉祥寺本町）、成蹊前、関前、境駅前、桜堤の六出張所を廃止。代わって、同月三〇日に吉祥寺市政センター（吉祥寺本町一丁目）と武蔵境市政センター（境二丁目）を、また翌三年七月八日に中央市政センター（中町一丁目）を開設。これらは従前の出張所の業務のほか税証明、文化施設や体育施設の貸し出し、市文化事業団主催事業のチケットの販売、市政情報の提供、昼休み窓口を開設するなど市民サービスの充実を図った。

### 保育料の見直し

昭和五七（一九八二）年以来据え置かれていた保育園の保育料の改定を行うため、六〇年七月三〇日に保育料審議会（会長・別府祐弘成蹊大学教授、委員二人）を設置した。保育園を運営する費用に関しては、国が定める措置費月額単価と、これをもとに所得層別に国が定めた徴収金基準額の「差額」を七パーセント国が負担し、都と市が一五パーセントずつ負担することになっている。本市は保護者から徴収する保育料を、国が定める徴収金額よりも低く抑え、その「差額」を市が負担していた。保育料審議会を設置した目的は、保育料を父母の経済能力に応じた適正な額に改定することにある。

六一年一月二〇日に提出された答申には、受益者負担の原則に沿って保育料を児童一人あたり平均四九・三パーセント引き上げる（上げ幅五九三五円）とあった。だが、急激な受益者負担増は避けなければならないので、平均二九

パーセント引き上げを六一年四月一日から実施した。

平成八（一九九六）年七月二九日、第二次保育料審議会（会長・菊池威亜細亜大学教授、委員二人）を設置し、昭和六一年に保育料を改定してから一一年ぶりの見直しを行い、同年一二月四日答申が提出された。

答申をもとに改定が行われ、保育料は三歳未満児が平均二六パーセント、三歳以上児で三八パーセント、実質は平均一六パーセントのアップとなり、平成九年四月一日から実施した。

注① サンセット方式 あらかじめ、事務事業の終期を定めておき、終期を迎えた時点で評価を行い、継続するか廃止するかを検討する仕組み。

注② 目標管理システム 上司と部下が協議して課の仕事の目標を設定し、目標達成度で業績を評価する管理制度。

#### 四 地方分権への対応（地方自治法改正）

平成五（一九九三）年六月、衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」が行われ、六年一月には地方制度調査会から地方分権推進法の制定と地方分権推進委員会の設置について答申が出され、一二月には「地方分権の推進に関する大綱方針」が閣議決定された。地方分権推進法が翌七年五月に制定された。七月に地方分権推進委員会（委員長・諸井虔日本経営者団体連盟副会長、委員七人）が発足した。委員会は地方分権推進計画の指針を作り、四次にわたって橋本龍太郎内閣に、（一）機関委任事務の廃止、（二）国と地方公共団体の役割分担、（三）権限委譲の推進、



機関委任事務は、都道府県に七〇八割、市町村に三〇四割あるといわれてきた。知事、市町村長に対して主務大臣の権力的な指揮監督権が認められていて、上下・主従関係が固定化していた。その機関委任事務を廃止することは、国と地方との関係を抜本的に見直すことになり、中央集権型行政システムを地方分権型システムに変換させることになる。

国が関与する場合、①関与は法令による根拠が原則となる、②国の関与の基本類型がある、③公正・透明の原則に基づいて行わなければならないという三原則がある。

国の関与の基本類型についていうと、自治事務では、①助言または勧告、②資料提出の要求、③是正の要求、④協議だが、法定受託事務では、①助言または勧告、②資料提出の要求、③協議、④同意、⑤許可、認可または承認、⑥指示、⑦代執行、と一般法に定められている。このうち、⑤の「許可」を「同意」に、「承認」を「同意」に変えて国の権限を緩和・縮小した。

地方分権のそのほかの柱は、「権限委譲の推進」「必置規制の見直し」「国庫補助・負担金の整理・地方税財源の充実確保」である。補助金は補助率三分の一未満は原則廃止して一般財源化し、各年度の国庫補助金の削減率を設けて国庫補助金を廃止・縮減する。地方税財源の充実確保は、課税自主権の尊重、地方交付税算定方式の簡素化、意見申出制度の創設、地方債許可制度の廃止（事前協議制に）とした。

これら地方分権推進委員会の勧告と地方分権推進法の精神を踏まえ、平成二一（一九九九）年七月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下、地方分権一括法と略）が公布され、四七五本の法律が改正された。

なお、参議院では、法制定に伴い国の関与に係る通達行政が継続されることがないという附帯決議がされた。

### 地方自治法の改正

地方分権一括法の施行を受け、地方自治法、地方財政法、地方税法、地方交付税法などが改正され、平成一二（二〇〇〇）年四月一日に施行された。

地方自治法の改正点は、①機関委任事務制度の廃止と自治事務・法定受託事務の再構成、②地方公共団体の役割と国の配慮、③手数料の条例化、国の財源措置の義務規定、④国・都道府県の関与のルール、⑤国・都道府県の関与についての係争処理制度の創設、⑥都道府県と市町村の新しい関係、条例による事務処理の特例制度の創設、⑦地方行政体制の整備、議員定数の見直し、議案提出要件の緩和、などに及んでいる。

地方自治法の改正に伴い、本市においても手数料徴収条例などの五条例が、一二年三月の市議会に上程され、所要の改正が行われた。

**三位一体の改革** 平成一六（二〇〇四）年六月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定された。三位一体の改革は、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方への税源移譲、地方交付税の

あり方に関して、地方公共団体の財政面の自立度を高めるために行う改革である。国庫補助負担金を三年間で四兆円削減し、削減分のうち義務的経費は全額、それ以外は八割を地方に税源移譲するという閣議決定であった。

平成一六年度政府予算案では総額一兆〇三〇〇億円の国庫補助負担金の廃止・縮減を行い、所得譲与税や特例交付金を創設して税源移譲を行うことになった。全国市長会など地方六団体が提言していた意見は取り入れられず、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減が行われた。この決定は国と地方の信頼関係を損なう結果となった。

三位一体改革で廃止される国庫補助負担金の一般財源化に伴って、本市の平成一六年度予算では、暫定的に所得譲

与税二億二七〇〇万円を計上した。

## 五 予算・決算額の推移

昭和五八（一九八三）年度から平成一七（二〇〇五）年度までの二三年間の予算・決算額の推移を概観してみる。

この間の市財政は、日本経済の動態を如実に反映したものとなっている。高度経済成長に乗り安定的に進展してきた財政運営は、昭和末期から平成にかけて過剰流動性という金余り現象から土地価格、株価、金融商品などの異常な高騰により急激に膨張したいわゆるバブル経済の中で行われた。平成四年ごろからバブル経済が崩壊するという局面を迎え、後述するような財政運営を迫られることとなる。元年度には、消費税の導入による税制改正があり、またこの頃から金利の低下が始まってデフレ傾向を示し、予算額や市税収も、伸び率が前年度を下回る年が増え、増減の激しい起伏が見られる。

この二三年間の前期（昭和五八〜平成四年度までの第二期長期計画期間）は、予算も税収も経済成長とともに順調に伸びてきたが、後期（五年度からの第三期長期計画期間）に入ると六年度には、国の政策減税により市政始まって以来の市税の大幅減収に見舞われ、市の借金である減税補填債の発行という財政措置で予算を編成する状況が一七年度まで続いている。長期計画に基づいて推進する施策も多く、その財源には、市税のほか、基金の取り崩しや市債を充当するなどしてきた。また、後期には地方分権推進法の施行により国からの財源移譲などがあり、歳入科目の新設などに変化が見られる。

## (一) 一般会計・特別会計予算額の推移

昭和五八(一九八三)年度の一般会計・特別会計(水道事業会計を除く)の当初予算総額は四〇七億三六〇〇万円だったが、平成一七(二〇〇五)年度には八六一億一三〇〇万円と二・一倍になり、うち一般会計は、五八年度の三一二億七八〇〇万円が平成一七年度は五四八億円と一・七倍になった(表1―2―24、図1―2―1)。

市税収入(表1―2―25)は同じく二一五億五八〇〇万円から三六六億三二〇〇万円となり、一般会計と同様一・七倍である。

この二三年間は、予算額に変動はあるが市税、国庫補助金、都補助金、積立金、市債などにより大型の建設事業や新規の各種の施策が実施され、市民の福祉が著しく増進した。

決算面を見ると平成三年度までは、当初予算額を決算額が上回っていたが、四年度以降は九年度まで下回っている。この間は六年度から始まった特別減税の影響が表れている。下回った年度は予算の減額補正をしている。

## (二) 一般会計決算額の概況

## (1) 歳入決算額の推移

歳入の大半を占める市税収入は、平成四(一九九二)年度までは、伸び率の差はあるが右肩上がりに順調に進展した。だが、四年度を境に九年度までは決算額が当初予算を下回っている(表1―2―24、図1―2―1)。市民税の特別減税と法人市民税の減収の影響である。減収分は借金である減税補填債を六年度二四・六億余円、七年度一八・

表1-2-24 一般会計・特別会計（水道会計を除く）予算額と決算額の推移  
(単位：100万円)

年度	歳 入					歳 出			
	総 額		一般会計			総 額		一般会計	
	当 初 予算額 (A)	決算額 (B)	当 初 予算額 (C)	決算額 (D)	予算額 増減率	予算現 額 (E)	決算額 (F)	予算現 額 (G)	決算額 (H)
昭和58	40,736	42,839	31,278	33,927	△1.9	43,235	40,956	33,902	32,358
59	40,272	42,451	30,850	33,298	△1.5	42,240	41,227	32,960	32,199
60	41,411	45,126	31,140	34,948	1.1	44,872	43,682	34,563	33,657
61	45,383	48,560	34,200	37,722	9.9	46,969	45,768	35,977	35,087
62	49,075	54,408	37,360	43,047	9.2	53,047	51,698	41,638	40,498
63	54,081	57,576	41,430	45,823	10.9	57,177	55,894	45,270	44,219
平成元	58,037	61,822	45,155	49,222	9.0	60,149	58,783	47,481	46,358
2	61,934	67,941	48,550	55,011	7.5	66,961	65,642	53,949	52,899
3	71,140	72,870	57,375	59,402	18.2	72,264	70,798	58,678	57,532
4	76,661	72,238	62,260	58,050	8.5	72,257	70,721	57,925	56,672
5	74,877	70,938	59,920	56,061	△3.8	70,153	68,570	55,178	53,911
6	80,756	78,891	64,650	62,852	7.9	78,579	75,883	62,268	60,036
7	73,592	72,870	56,240	56,256	△13.0	72,508	70,579	55,707	54,054
8	73,950	74,865	55,980	56,968	△0.5	74,334	72,089	56,208	54,300
9	72,164	71,500	53,100	53,536	△5.1	72,016	69,880	53,586	52,025
10	73,832	75,530	54,480	57,105	2.6	75,814	73,110	56,869	54,643
11	71,359	76,469	52,025	56,548	△4.5	76,220	73,398	55,982	53,557
12	77,962	82,547	52,400	57,840	0.7	82,130	78,431	56,299	54,012
13	80,987	89,967	53,300	63,058	1.7	90,247	86,827	62,396	60,054
14	82,741	86,375	54,200	59,155	1.7	86,785	83,708	59,046	56,593
15	82,379	86,606	54,300	58,595	0.2	87,146	84,639	58,695	56,735
16	89,139	92,067	60,300	63,645	11.0	91,687	89,097	62,941	60,793
17	86,113	88,933	54,800	58,042	△9.1	88,903	85,898	57,646	55,164

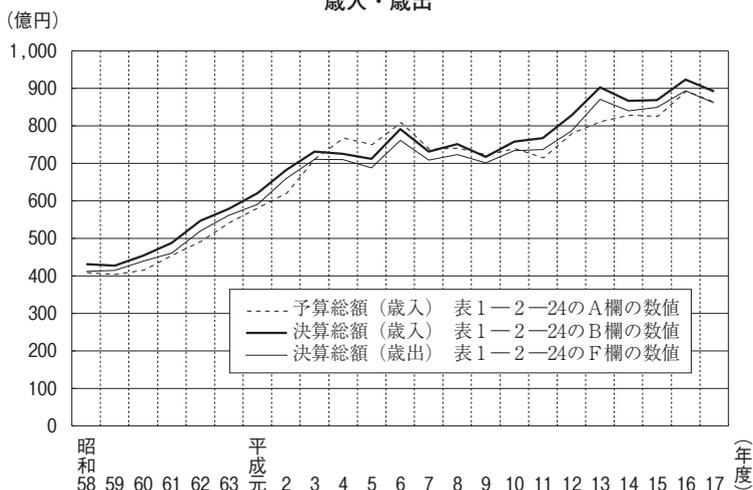
注：100万円未満切り捨て

〔各年度の予算・決算書〕 表1-2-37まで同じ

六億円、八年度二三億余円、以降一七年度まで一六年度の四八・一億余円を除き毎年度四億円台から九・八億円台の間の額で借り入れて充当している（表1-2-30）。繰入金金は、三年度の四三・六億余円、六年度の五七・五億余円、一四年度の四八億余円、一六年度の四七・四億余円と額が大きく基金を取り崩して繰り入れている。（表1-2-25）

**国庫支出金** 国庫支出金は昭和五八（一九八三）年度から平成九（一九九七）年度までは二〇億円前後から三〇億円台で推移してきたが、一〇年度には地域振興券交付事業補助金や都

図1-2-1 一般会計・特別会計（水道を除く）決算額の推移  
歳入・歳出



〔各年度の予算・決算書〕 図1-2-3まで同じ

市計画公園事業補助金で四八億余円と増えている。一一年度の五一・三億余円は、介護円滑導入臨時特例交付金、少子化対策臨時特例交付金などの国庫補助金である（表1-2-25）。国庫補助金は、都市計画道路、都市計画公園、学校、図書館、福祉施設の整備などの補助対象事業の有無で年度によって差異がある。なお、一六年度に三位一体の改革により、以前は国庫負担金であった保育園運営費負担金が一般財源化された。

### 都支出金

都支出金は昭和五八年度の一三・五億余円から平成四年度まで漸増してきたが、五年度に五〇・二億余円と一八億余円増えた。これは前年度まで委託金に計上されていた都からの受託事業である都道三・四・一六号線（吉祥寺通り）の都負担額を、特別交付金に移し替えたため。金額は減少するが一四年度まで続く。六年度の五〇・五億余円は、吉祥寺通りのほか軽費老人ホーム、都市計画公園事業の補助金など。一〇年度は、道路整備交付金、都市計画公園、市町村振興交付金などの増により四一・八億余円と

表 1-2-25 一般会計歳入決算額目的別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳 入											合計		
	市税	利子割 交付金	地方消費 税交付金	地方特別 交付金	使用料 手数料	国庫 支出金	都 支出金	財産 収入	繰入金	繰越金	諸収入		市債	その他
昭和58	21,558				177	2,027	1,357	586	1,683	1,175	863	3,845	649	33,927
59	22,907				234	1,925	1,659	1,222	3	1,568	1,562	1,529	683	33,298
60	25,080				287	1,787	1,987	725	1,378	1,098	1,627	274	698	34,948
61	27,825				297	1,934	2,066	553	4	1,291	1,793	1,121	833	37,722
62	31,216				313	1,867	2,253	545	4	2,635	1,941	1,375	890	43,047
63	32,068	930			329	1,733	2,481	762	5	2,548	1,690	2,271	998	45,823
平成元	34,715	1,572			396	2,031	2,725	877	20	1,603	2,525	1,167	1,584	49,222
2	34,657	2,276			504	1,978	2,744	1,650	2,992	2,863	3,074	581	1,684	55,011
3	36,704	1,656			505	2,006	2,835	3,453	4,363	2,112	2,764	1,245	1,751	59,402
4	37,018	734			534	2,212	3,216	1,051	2,092	1,869	2,505	5,050	1,744	58,050
5	35,625	1,016			618	2,538	5,024	1,045	2,415	1,377	1,958	2,661	1,778	56,061
6	32,767	1,173			641	3,383	5,052	400	5,751	2,149	1,798	7,838	1,889	62,852
7	34,771	1,189			753	3,111	4,588	197	1,728	2,815	1,783	3,390	1,924	56,256
8	35,828	580			825	3,822	3,907	127	1,963	2,201	1,543	4,197	1,968	56,968
9	36,617	523	368		949	3,133	3,755	128	1,055	2,668	1,526	1,222	1,592	53,536
10	35,668	457	1,629		955	4,802	4,183	601	931	1,510	1,493	3,425	1,443	57,105
11	35,522	432	1,516	1,152	1,019	5,135	3,479	278	1,262	2,462	2,209	717	1,357	56,548
12	35,211	1,082	1,563	1,512	1,038	3,527	3,793	116	2,103	2,991	1,654	2,245	995	57,840
13	40,481	1,086	1,679	1,522	1,449	3,187	3,464	456	2,187	3,828	1,430	1,334	945	63,058
14	34,578	417	1,473	2,065	1,494	3,514	3,459	95	4,801	3,003	1,593	1,794	920	59,155
15	37,505	324	1,685	1,332	1,353	3,978	3,429	562	1,802	2,561	667	2,918	913	58,595
16	34,249	273	1,895	1,939	1,560	4,781	3,208	134	4,743	1,859	716	6,963	1,316	63,645
17	36,632	253	1,754	1,372	1,582	4,372	3,243	219	2,085	2,852	844	1,100	1,725	58,042

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

なっている。一六年度は国庫負担金と同様に三位一体の改革により、保育園運営負担金が減額となった。都支出金は、一一年度以降一七年度まで三〇億円台で推移している(表1-2-25)。

### 財産収入

財産収入の平成三年度、三四・五億余円は、東京都武蔵野福祉

作業所用地を都に貸し付けた借地権利金八・五億余円、都市計画道路三・三・六号線事業による都への土地売却代一三・九億余円などの増によるもの。(表1-2-25)

### 諸収入

平成二年度の三〇・七億余円は、歳計現金などの運用による預金利子収入六・八億余円、収益事業収入一二・一億余円が入っている。一一年度の二二億余円は、主に武蔵境駅北口自転車駐車場物件移転補償金四・二億余円、武蔵野三鷹地区保健衛

生組合第二処分場運転管理業務七・八億余円、みちづくり・まちづくりパートナー事業収入二・八億余円があったためである（表1―2―25）。

### 利子割交付金

利子割交付金は昭和六三年度から新設された歳入科目だが、一律に利子の二〇パーセント課税額のうちのパークが入り、その五分の三を市町村が扱う個人住民税の額で案分して交付されている。平成二年度の二二・七億余円をピークに以降、低金利時代に入って減少している。（表1―2―25）

また、九年度に消費譲与税に代えて、地方消費税交付金が新設された。一七年度、一七・五億余円が交付された。一一年度に地方特例交付金が新設された。恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を補填するために、地方交付税の交付団体に交付されるもの。一七年度は一三・七億余円が交付された。

## (2) 歳出決算額の推移

### 総務費

本項で記述しきれない主要な施策は資料編を参照されたい。以下、主要事業の支出金額を記載する。

昭和五八（一九八三）年度に市民文化会館建設三〇・六億余円、芸能劇場建設四億余円、五九年度に継続事業として市民文化会館に二・一億余円を支出している。六一年度に緑町コミュニティセンター（以下、コミセンと略）に一億円弱、六三年度に吉祥寺西、けやきの二つのコミセンに三・二億余円。けやきコミセンには平成元（一九八九）年度にも一・七億余円を支出した。二年度に子育て支援施設「0123吉祥寺」の敷地となる巴幼稚園跡地購入六・八億余円、本宿コミセン建設に三年度と合わせて三・一億余円、三年度に0123吉祥寺に一億余円を支出した。コミセン増設に伴う管理運営費も二・六億円台と増えた。一二年、「0123はらっぱ」に四・三億余円、

表 1—2—26 一般会計歳出決算額目的別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳 出									
	総務費	民生費	土木費	衛生費	消防費	教育費	諸支出金	公債費	その他	合計
昭和58	9,305	5,251	5,449	3,436	1,095	4,847	656	1,660	1,314	32,358
59	6,754	5,449	6,070	3,786	1,131	5,124	1,307	1,830	750	32,199
60	6,856	6,452	7,213	3,288	1,251	4,750	637	2,491	714	33,657
61	5,960	6,686	6,413	4,247	1,328	5,588	1,707	2,406	748	35,087
62	7,388	7,597	6,833	5,196	1,434	6,234	2,933	2,196	682	40,498
63	7,697	7,510	10,400	4,196	1,467	8,092	1,997	2,099	758	44,219
平成元	7,488	8,412	8,371	4,226	1,511	9,062	4,120	2,342	819	46,358
2	10,315	9,212	11,974	4,512	1,597	6,036	6,528	1,935	784	52,899
3	10,529	10,194	13,758	4,898	1,758	7,699	5,979	1,863	852	57,532
4	10,538	12,687	11,802	5,558	1,814	8,118	3,287	2,016	848	56,672
5	9,076	12,380	12,883	5,277	1,969	7,745	1,632	2,072	874	53,911
6	8,842	15,250	11,739	5,351	1,961	12,028	1,588	2,329	942	60,036
7	9,659	14,613	9,307	5,610	2,164	7,464	1,566	2,805	863	54,054
8	9,936	15,138	9,065	5,410	2,407	7,608	601	3,278	854	54,300
9	10,138	15,083	7,117	5,798	2,221	5,746	1,477	3,574	868	52,025
10	8,148	16,447	10,342	6,005	2,117	5,800	1,053	3,802	924	54,643
11	8,762	17,924	6,144	5,693	2,114	5,399	2,353	3,664	1,499	53,557
12	9,305	14,634	9,108	5,572	2,110	5,580	2,078	3,570	2,050	54,012
13	11,054	15,388	8,037	5,594	2,349	10,641	2,191	3,502	1,293	60,054
14	12,853	15,729	6,393	6,246	2,238	6,560	2,201	3,416	952	56,593
15	12,163	16,109	7,275	5,958	2,290	6,396	2,090	3,399	1,050	56,735
16	11,365	16,230	7,102	5,328	2,109	8,645	1,553	7,539	919	60,793
17	11,996	16,446	8,678	5,279	2,131	6,699	286	2,750	894	55,164

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

一三年度、中高年雇用促進事業に一・七億余円、一六年度、吉祥寺シアター建設費五・四億余円、一七年度、防災安全センター建設に五・七億余円を支出した。

### 民生費

昭和六一年度に老人ホーム  
入所援護費用四・二億余円。

六二年度、コミュニティケアサロン吉祥寺北町高齢者センター建設費一・四億余円。六三年度、福祉公社財団化の出捐金三億円。平成元年度、東京老人ホームの建設補助金三・九億余円。二年度、北町高齢者センター増築費二・二億余円、北町保育園用地拡張費一・六億余円。三年度、高齢者向け民間借り上げ住宅建設助成費と高齢者住宅運営基金七・一億余円。なお、民間住宅

借り上げ事業には四〇八年度に毎年度三億円台から四億円台の支出をしている。福祉会館を建て替え、高齢者総合センターを建設した費用に三〇五年度の三年間に一七・八億円(同センター内の生きがいセンター運営委託を含む)。また、障害者総合センター建設費も同じくこの三年間に一七・二億円。四〇六年度の三年間に特別養護老人ホーム(以下、特養施設と略) ナーシングホーム建設負担金(東京都と合築) 一九・三億円。五〇八年度の四年間に社会福祉法人が建設する特養施設ゆとりへの建設費補助として一五億円。六〇七年度の二年間に桜堤ケアハウス建設費一三・六億円。八年度に同施設運営費二・一億円、ゆとりえ運営費・デイサービス助成費一・六億円、無認可保育室助成費一・一億円、境保育園改築費四億円。九年度に心身障害者通所訓練事業に一億円(以降毎年度一億円台)、一〇年度、高齢者ホームヘルプサービスに一・三億円。一一年度、介護保険準備に一〇・七億円、特養施設親の家整備補助を一一〇二年度に二億円、特養施設武蔵野館整備補助一・一億円、寝たきり高齢者対策四・六億円。一二年度、介護保険事業に四三・三億円。一三年度に居宅サービス利用促進一・二億円(以降毎年度一億余円)、赤十字保育園仮園舎建設費二・六億円、老人医療費助成六・五億円、翌年度に同五億円、軽費老人ホームくぬぎ園に一億余円、市民社会福祉協議会運営費一・二億円、在宅介護支援センター一・六億円(以降一七年度まで毎年度ほぼ同じ)、障害者総合センター補助三億余円(以降毎年度三億円台)、介護サービス高齢者日常生活支援に三・二億余円(以降毎年度二・五億円前後)、介護保険施設整備等補助二・七億余円、高齢者総合センター委託二・五億余円、桜堤ケアハウス管理一・六億余円、知的障害者施設援護措置五・二億余円(翌年度五・五億余円)、難病者福祉手当二・三億余円、児童手当一・七億余円(以降毎年度支出)。一四年度、ナーシングホーム、高齢者総合センター、桜堤ケアハウスの管理運営費に七・四億円。一五年度、心身障害者支援八億余円、乳幼児医療費助成一・

一億余円（一六〇一七年度は一・二億余円）一・六億円弱）。一七年度、吉祥寺本町在宅介護支援センター一億余円、児童扶養手当（母子）二億余円、児童育成手当（ひとり親）一・五億余円。

### 土木費

昭和五八年度、都市計画事業、吉祥寺駅周辺再開発事業、街路整備事業に一一・四億余円、野鳥の森公園・境南西公園用地買収一一・四億余円。五九年度、中町北、関前西、桜橋、千川遊歩道などの公園整備九・三億円、道路新設改良工事四・三億円（以降毎年度）、交通対策費一・二億円（以降毎年度）。六〇年度、都市計画事業一〇・九億余円、公園遊び場整備三・三億余円、吉祥寺駅周辺再開発事業に二七・一億余円を支出して北口駅前広場の用地を買収。六一年度、都市計画事業九・九億余円、吉祥寺駅北口広場造成三・一億余円、同駅北口前の市道第一九〇号線貫通整備七・八億余円、公園用地買収一・四億余円。六二年度、都市計画事業一〇・二億余円、公園用地買収一三・一億余円。六三年度、都市計画道路三・四・七（旧二・二・三）号線、同三・五・一七（旧二・三・五）号線の整備一一・六億余円、同三・三・二三（旧一・三・五）号線の整備二八・三億余円、公園増設および緑化推進二・九億余円を支出。公園緑化基金に一四億余円を積み立てている。

なお、都市計画道路三・四・七号線（通称温泉通り）は平成一三年度まで、三・三・二三号線（通称本町通り、カルチャーモール、武蔵境駅北口広場への取り付け道路）は九年度まで用地買収、整備費の支出が続く。

元年度に中央線連続立体交差化事業への積み立て基金が創設され一億余円（以降毎年度積み立て）、公園緑化基金に二〇・八億余円。二年度に武蔵境駅自由通路建設六・二億余円、翌年度に同一・一億余円。さつき公園用地買収八・四億余円、公園緑化基金積み立て一三・一億余円。

三年度、武蔵境駅北口グリーンモール道路整備五九・八億余円、野田南・あおき公園用地買収八・四億余円、公園

緑化基金に二・八億余円。四年度、武蔵境駅北口再開発事業二・五億余円、区画道路整備八・三億余円、関前三丁目の市民の森公園用地買収二八億余円、自転車駐車場整備三億余円（以降毎年度三〇五億余円）。五年度、都市計画道路三・四・一六号線（都道・通称吉祥寺通り）の整備（東京都と武蔵野市とのパートナーみちづくり事業）一八・九億余円、武蔵境駅北口再開発事業七・九億余円。六年度、東町公園・本田北公園に二六・五億余円、都市計画道路用地買収費二二・六億余円。七年度、前年度同様武蔵川公園・山谷公園用地八・九億余円、武蔵境駅北口再開発事業一〇・六億余円、翌年度同九・三億余円。八年度、武蔵境スイングビル関連事業一七・九億円、八幡通り公園・野鳥の森公園一〇億余円。九年度、木の花小路公園用地買収三・九億余円。一〇年度、市民の森・本田南・境南ふれあい広場・みどりの創作園など公園用地買収に三七・七億余円。一一年度、新しく都市計画道路三・四・二七号線に四・二億余円。一二年度、同三・四・一六号線に一億余円、吉祥寺西公園用地買収二三・九億余円、仙川水辺環境整備一・四億余円、連続立体交差化事業に九・五億余円。一三年度、グリーンパーク緑地用地買収七・一億余円、自転車対策に四・五億余円。一四年度、吉祥寺西・八幡通り・市民の森公園の整備と吉祥寺北町公園・吉祥寺東緑地の用地買収に一〇・五億余円、道路景観整備に一億余円。一五年度、吉祥寺北町公園・吉祥寺東緑地整備などに一〇億余円。一六年度、吉祥寺のF&Fビルリニューアル補助三億円、一七年度も同四億円。境山野公園用地買収・境公園などに一五・二億余円、都市計画道路七・六・一号線の用地買収二・一億余円。一七年度に大正通り北公園新設・境冒險遊び場公園用地買収などに九・六億余円、三鷹駅周辺の交通バリアフリー整備に二・三億余円。以上、土木費は、吉祥寺駅周辺および武蔵境地区の都市計画事業費、公園緑化事業費、鉄道連続立体交差化事業費、自転車対策事業費の支出が目立つ。

## 教育費

昭和五八年に第一小学校用地六・三億余円、市民会館改築一・九億余円、五九年度も同三・二億余円。五九年度、第二中学校体育館五・一億余円、第三中学校校舎一・三億余円。六〇年度にスポーツ施設新設・改良二・八億余円、井之頭小学校体育館・プール改築一・一億余円、六一年度も同四・七億余円。六一年度第三小学校プール改築一億余円、総合体育館建設一・五億余円、吉祥寺図書館建設一・五億余円。六二年度、吉祥寺図書館建設四・九億余円、総合体育館五・七億余円。六三年度、陸上競技場改修三・四億余円、温水プール建設に平成元年度までの二年間で一一・四億余円、総合体育館が同じく二年間で四三・四億余円。平成元年度、財団法人武蔵野スポーツ振興事業団の出捐金五億円、千川小学校用地買収三・五億余円、第一中学校プール上屋一億余円。二年度、総合体育館など体育施設の管理運営費五・一億余円（以降毎年度）をスポーツ振興事業団に、第四中学校体育館等改築に二・四年度の三年間に三六億余円。四年度、第二中学校特別教室増築に二億余円、千川小学校改築に四〇年度の五年間で五九・八億余円、中央図書館建設に四〇年度の三年間で四四・四億余円。七年度、境北小学校と桜堤小学校の統合に伴う改築に二・八億余円、翌八年度、桜野小学校改築に二・四億余円。一〇年度、小中学校改修に五・九億余円、スクールカウンセラー配置等生徒指導、学校開放事業（旧桜堤小美術工芸室開設等）それぞれに一億余円。一三年度、桜野小学校体育館改築七・九億余円、コンピューター教室に一・九億余円、学校施設整備基金四一億余円を積立金として支出した。

一四〇一七年度の四年間に大野田小学校改築費四四億余円、同じく四年間に市立小中学校・幼稚園の耐震補強工事費八・一億余円。一五〇一七年度の三年間に図書館蔵書拡大大費三・五億余円。一六年度、セカンドスクール事業一・一億余円、情報教育推進事業に一・四億余円。

## 衛生費

昭和五八～五九年度の二年間で粗大ごみ処理施設建設費一一・四億余円。五九年度、クリーンセンター維持管理費に三・五億余円。六〇年度、老人健康診査四・六億余円（以降毎年度）、六一～六二年度の二年間で保健センター建設費一七・三億余円、財団法人武蔵野健康開発事業団設立の出捐金・運営補助金四・八億余円。平成二年度、クリーンセンター焼却施設整備費一・三億余円。四年度、同センター高圧蒸気復水器取り付け一・七億余円、プラスチック減容施設設置費二・三億余円。六年度、クリーンセンター施設整備費二・九億余円、七年度に三・五億余円、八年度に二・三億余円、九年度に二・三億余円。八年度、ごみ減量と資源化推進事業三・八億余円。九～一一年度の三年間に武蔵野赤十字病院増改築補助六億円（毎年度二億円）。一〇年度、三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金三・六億余円（以降三～四億円台を毎年度）。一二年年度、容器包装リサイクル法による資源物収集一・五億余円、ダイオキシン類削減対策施設八・五億余円。一四年度、武蔵野・三鷹地区保健衛生組合解散に伴う負担金一〇・七億余円。一五年度、粗大ごみ処理施設更新八・六億余円。一七年度、クリーンセンター改修三億余円。

平成三年度、災害用備蓄品整備一億余円。四年度、防火水槽・消火栓設置一・四億余円、五年度も同一・六億余円。八年度、地域防災無線三億円弱。一三年度、東町防災広場二億余円。一五年度、境南町防災広場〇・八億円。

## 消防費

## (3) 一般会計歳出決算額・性質別の推移

## 投資的経費

投資的経費は昭和五八（一九八三）年度の歳出に占める構成比率が三一・四パーセント、六三年度から平成六（一九九四）年度にわたって二六～三〇パーセント台を示している。この間の事業は主要事

表1—2—27 一般会計歳出決算額性質別内訳の推移

(単位：100万円)

年度	歳出注 算額	投資的 経費	割合 (%)	人件 費	割合 (%)	物件 費	割合 (%)	補助 費等	割合 (%)	扶助 費	割合 (%)	公債 費	割合 (%)	繰出 金	割合 (%)	その 他	割合 (%)	積立 金	割合 (%)
昭和58	32,358	10,158	31.4	9,421	29.1	3,352	10.4	2,909	9.0	2,429	7.5	1,660	5.1	1,494	4.6	567	1.8	364	1.1
59	32,199	8,728	27.1	8,176	25.4	4,251	13.2	3,500	10.9	2,580	8.0	1,830	5.7	1,334	4.1	577	1.8	1,221	3.8
60	33,657	7,473	22.2	8,543	25.4	4,643	13.8	3,301	9.8	2,839	8.4	2,491	7.4	1,843	5.5	608	1.8	1,912	5.7
61	35,087	9,052	25.8	9,105	25.9	4,806	14.0	3,579	10.2	3,077	8.8	2,401	6.9	1,577	4.5	629	1.7	762	2.2
62	40,498	10,966	27.2	9,281	22.9	5,322	13.2	4,167	10.3	3,250	8.0	2,196	5.4	1,449	3.6	986	2.4	2,848	7.0
63	44,219	13,142	29.7	9,724	22.0	5,492	12.4	4,369	9.8	3,252	7.4	2,099	4.7	1,603	3.6	832	1.9	3,702	8.4
平成元	46,358	12,361	26.7	10,382	22.4	6,331	13.7	4,926	10.6	3,418	7.4	2,342	5.0	1,882	4.0	1,163	2.5	3,550	7.7
2	52,899	17,373	32.8	11,364	21.5	6,921	13.1	4,991	9.4	3,663	6.9	1,935	3.7	1,780	3.4	947	1.8	3,921	7.4
3	57,532	20,597	35.8	11,599	20.2	7,611	13.2	5,667	9.8	3,888	6.8	1,863	3.2	1,740	3.0	785	1.3	3,782	6.6
4	56,672	18,460	32.6	11,980	21.1	8,270	14.6	6,109	10.8	4,095	7.2	2,016	3.6	2,008	3.5	854	1.5	2,877	5.1
5	53,911	14,964	27.8	12,255	22.8	9,069	16.8	6,864	12.7	4,465	8.3	2,072	3.8	2,178	4.0	723	1.3	1,318	2.5
6	60,036	19,242	32.0	12,419	20.7	9,587	16.0	6,794	11.3	4,956	8.3	2,329	3.9	2,367	3.9	618	1.0	1,720	2.9
7	54,054	10,747	19.9	12,746	23.6	10,130	18.7	6,857	12.7	5,335	9.9	2,805	5.2	2,366	4.4	610	1.1	2,454	4.5
8	54,300	9,480	17.5	12,454	23.0	10,378	19.1	6,532	12.0	5,677	10.5	3,278	6.0	2,823	5.2	593	1.1	3,081	5.7
9	52,025	6,626	12.7	13,022	25.0	10,827	20.8	6,628	12.8	6,041	11.6	3,574	6.9	2,075	4.0	540	1.0	2,688	5.2
10	54,643	10,291	18.8	12,699	23.2	10,919	20.0	6,490	11.9	6,192	11.3	3,802	7.0	2,504	4.6	690	1.3	1,046	1.9
11	53,557	6,502	12.1	12,848	24.0	11,056	20.6	6,912	12.9	6,458	12.1	3,664	6.9	2,662	5.0	604	1.1	2,846	5.3
12	54,012	10,412	19.3	12,607	23.4	10,268	19.0	6,332	11.7	5,312	9.8	3,570	6.6	3,130	5.8	656	1.2	1,721	3.2
13	60,054	8,743	14.5	12,786	21.3	10,789	18.0	6,245	10.4	5,481	9.1	3,502	5.8	3,550	5.9	614	1.0	8,339	13.9
14	56,593	7,684	13.6	12,361	21.8	11,390	20.1	8,776	15.5	5,707	10.1	3,416	6.0	3,837	6.8	736	1.3	2,683	4.7
15	56,735	9,326	16.5	12,570	22.2	10,853	19.1	5,788	10.2	6,246	11.0	3,399	6.0	4,387	7.7	601	1.1	3,561	6.3
16	60,793	10,545	17.4	11,581	19.1	11,288	18.5	7,201	11.8	6,617	10.9	7,539	12.4	4,161	6.8	615	1.0	1,292	2.1
17	55,164	6,340	11.5	11,873	21.5	11,685	21.2	5,022	9.1	6,822	12.4	2,750	5.0	4,005	7.2	604	1.1	6,058	10.9

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

業費の項で述べたが、市民文化施設、保健施設、文教施設、公園・都市計画施設、福祉施設などの建設が集中したためである。

#### 人件費

人件費は、昭和五八年度の二九・一パーセントを最高に給与是正、職員定数削減など行政改革によって二〇パーセント前後に漸減している。

#### 物件費その他

物件費は、大型施設の建設に伴って管理の委託費や運営費の増があったため漸増傾向にあり、昭和五八年度の一〇パーセント台から平成一七年度に二一・二パーセントと、額も三・五倍弱になっていく。補助費などは物件費と同様、施設の管理運営のための経費補助が増えて一〇パーセント前後を占めている。扶助費は、七・五パーセントから二二パーセント前後と若干上昇している。公債費は五パーセント前後を推移している。繰出金は、下水道事業、国民健康保険事業会計などへの財源補填で五八年は四・六パーセントだったが、平成一七年度には七・二パーセントと増えた。積立金は基金の項で述べるが、財政状況により額に差異があつて一三年度の八三・三億余円と一七年度の六〇・五億余円が目立つ（表1―2―27）。

#### (4) 市税の推移

一般会計の主要財源である市税について二三年間の推移をしてみる（表1―2―29）。年度毎の増減額が平成元（一九八九）年度を境に大きく変動しているのが分かる。特に五～六年度にかけて対前年度比で三・八～八パーセントの減収となった。六年度から始まった住民税の特別減税（市・都民税の所得割額の二〇パーセント、上限二〇万円が減額される）の影響があり、この減税は九年度を除き、一七年度まで引き続き行われて恒久的なものになった。

表1—2—28 市税の税目別決算額の推移

(単位：100万円)

年度	市民税			固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	電気税	ガス税	保有土地税	事業所税	都市計画税	旧法による税に	合計
	計	個人	法人										
昭和58	12,404	9,977	2,426	6,094	20	638	503	47	1	325	1,523		21,558
59	13,366	10,412	2,953	6,353	25	678	549	51	1	325	1,555		22,907
60	14,744	11,326	3,417	6,907	28	725	620	49	0	299	1,703		25,080
61	16,517	12,269	4,248	7,365	29	819	597	42	23	556	1,872		27,825
62	19,486	13,758	5,728	7,680	31	857	601	33	24	584	1,915		31,216
63	20,158	14,661	5,496	8,147	32	838	592	31	15	482	1,768		32,068
平成元	22,410	16,581	5,829	8,763	33	749			22	669	1,887	177	34,715
2	22,202	17,113	5,088	9,105	32	865			25	486	1,940		34,657
3	22,932	18,480	4,451	9,739	31	841			399	690	2,069		36,704
4	22,604	18,939	3,665	10,501	31	809			308	560	2,202		37,018
5	20,820	17,851	2,968	10,815	31	831			252	588	2,285		35,625
6	17,639	14,860	2,779	11,398	32	830			136	534	2,196		32,767
7	18,483	15,661	2,821	12,445	31	841			76	552	2,339		34,771
8	18,910	15,086	3,824	13,042	31	840			15	565	2,422		35,828
9	19,674	16,332	3,342	12,980	31	1,005			15	561	2,348		36,617
10	18,421	15,357	3,064	13,206	30	1,020				613	2,374		35,668
11	17,493	14,277	3,215	13,511	29	1,104				968	2,414		35,522
12	17,112	14,043	3,068	13,790	31	1,069				845	2,362		35,211
13	22,376	14,134	8,242	13,996	33	1,085				658	2,331		40,481
14	16,535	14,085	2,450	14,052	33	1,033				607	2,316		34,578
15	20,462	13,848	6,614	13,100	34	1,064				606	2,235		37,505
16	16,246	13,472	2,774	14,006	34	1,077				595	2,284	3	34,249
17	18,804	14,092	4,712	13,778	35	1,037				628	2,346	入湯税	36,632

注：①100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

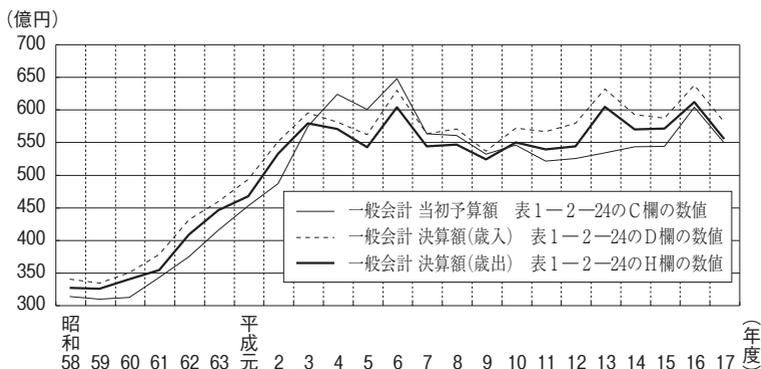
②市たばこ税については昭和63年度まで市たばこ消費税。平成元年度の「旧法による税」は市たばこ消費税、電気税、ガス税のこと。平成16年度入湯税は記載欄の都合上、旧法による税の欄に載せている

税収は、一〇〇二年度の三年間、前年度を下回った。一四年度は前年度よりも五九億余円（一四・六パーセント）と激減している。理由は次の税目別の推移で述べる。

歳入決算額に占める市税の構成比率も昭和六一（一九八六）年度の七三・八パーセントを最高に、平成六年度には五二・一パーセントまで下がった。以上、市税は景気の動向や政策減税などにより、この期の前半の上昇した伸び率が中期以降には見られず、不安定な増減率を示している。

市税の税目別決算額について、主な税目を拾ってみる。

図 1—2—2 一般会計・当初予算額と決算額の推移 歳入・歳出



### 市民税

市民税（個人・法人）については、個人は平成四年度の一八九・三億余円が最高で、以降漸減している。法人は一三年度と一五年度が突出している。一三年度は、八二・四億余円と前年度から五一・七億余円も増収となった。いずれもNTTが特別利益を計上したことによるが、各年度の変動が大きい。市税に占める市民税の構成比率は平成元年度を境に漸減の傾向を示す（表1—2—29）。

### 固定資産税

市民税とは異なり、平成九年、一五年、一七年度を除き比較的安定した伸び率を示している。三年毎の固定資産の評価替えの年度には五・三〜九・二パーセントの伸び率であり、昭和五八年度の六〇・九億円が平成一七年度には一三七・七億余円となった。一五年度、一七年度の減収はいずれも前年度の財政力指数が一・六を超えたことから償却資産税が都の収入となったためである。六年度の評価替え年には、固定資産評価額を決めるに当たって、土地の高騰による固定資産税の急激な増額を避けるために、評価額は地価公示価格の七割程度に負担調整を行っている。固定資産税の市税に占める構成比率は、市民税の漸減とは逆に、二年度を境に漸増しているのが分かる（表1—2—29）。

表 1-2-29 市税決算額に占める市民税・固定資産税・都市計画税率の推移

(単位：100万円、%)

年度	市税	歳入 構成比	対前年 度比	市民税						固定 資産税	構成比	対前年 度比	都市 計画税	構成比	対前年 度比
				個人	法人	個人 構成比	対前年 度比	法人 構成比	対前年 度比						
昭和58	21,558	63.5	9.1	9,977	2,426	11.3	18.5	6,094	28.3	8.0	1,523	7.1	0.7		
59	22,907	68.8	6.3	10,412	2,953	12.9	21.7	6,353	27.7	4.3	1,555	6.8	2.1		
60	25,080	71.8	9.5	11,326	3,417	13.6	15.7	6,907	27.5	8.7	1,703	6.8	9.5		
61	27,825	73.8	10.9	12,269	4,248	15.3	24.3	7,365	26.5	6.6	1,872	6.7	9.9		
62	31,216	72.5	12.2	13,758	5,728	18.3	34.8	7,680	24.6	4.3	1,915	6.1	2.3		
63	32,068	70.0	2.7	14,661	5,496	17.1	△4.1	8,147	25.4	6.1	1,768	5.5	△7.7		
平成元	34,715	70.5	8.3	16,581	5,829	16.8	6.1	8,763	25.2	7.6	1,887	5.4	6.7		
2	34,657	63.0	△0.2	17,113	5,088	14.7	△12.7	9,105	26.3	3.9	1,940	5.6	2.8		
3	36,704	61.8	5.9	18,480	4,451	12.1	△12.5	9,739	26.5	7.0	2,069	5.6	6.6		
4	37,018	63.8	0.9	18,939	3,665	9.9	△17.7	10,501	28.4	7.8	2,202	5.9	6.4		
5	35,625	63.5	△3.8	17,851	2,968	8.3	△19.0	10,815	30.4	3.0	2,285	6.4	3.8		
6	32,767	52.1	△8.0	14,860	2,779	8.5	△6.4	11,398	34.8	5.4	2,196	6.7	△3.9		
7	34,771	61.8	6.1	15,661	2,821	8.1	1.5	12,445	35.8	9.2	2,339	6.7	6.5		
8	35,828	62.9	3.0	15,086	3,824	10.7	35.6	13,042	36.4	4.8	2,422	6.8	3.5		
9	36,617	68.4	2.2	16,332	3,342	9.1	△12.6	12,980	35.4	△0.5	2,348	6.4	△3.1		
10	35,668	62.5	△2.6	15,357	3,064	8.6	△8.3	13,296	37.0	1.7	2,374	6.7	1.1		
11	35,522	62.8	△0.4	14,277	3,215	9.1	4.9	13,511	38.0	2.3	2,414	6.8	1.7		
12	35,211	60.9	△0.9	14,043	3,068	8.7	△4.6	13,790	39.2	2.1	2,362	6.7	△2.2		
13	40,481	64.2	15.0	14,134	3,242	20.4	168.6	13,996	34.6	1.5	2,331	5.8	△1.3		
14	34,578	58.5	△14.6	14,085	2,450	7.1	△70.3	14,052	40.6	0.4	2,316	6.7	△0.6		
15	37,505	64.0	8.5	13,848	6,614	17.6	170.0	13,100	34.9	△6.8	2,235	6.0	△3.5		
16	34,249	53.8	△8.7	13,472	2,774	8.1	△58.1	14,006	40.9	6.9	2,284	6.7	2.2		
17	36,632	63.1	7.0	14,092	4,712	12.9	69.9	13,778	37.6	△16.3	2,346	6.4	2.7		

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

**都市計画税**

都市計画税は、昭和五八年度一五・二億余円だったが、平成一七年度に二三・四億余円と一・五倍に  
なっている。六三年度に税率を一〇〇分の〇・二五から〇・二二に、さらに平成六年度、一〇〇分の  
〇・二に引き下げを行った。この税率は都下で一番低い。以前の改正は市税条例の附則で三年時限だったが、六年度  
の改正では本則での改正となった。一二年年度の評価替えの年度から少額ではあるが一五年度まで漸減している（表1  
―2―28）。

**市たばこ税**

昭和五八年度六・三億余円だったが、平成九年度に一〇億円台に乗ってからは横ばいである（表1―  
2―28）。

**(5) 市債と公債費**

市債と公債費の推移を目的別に見てみる。借入額は、市債対象事業の多寡により年度にバラツキがあるが、一見し  
て平成四（一九九二）年度の五〇億余円、六年度七八・三億余円、七年度、八年度、一〇年度、一六年度が突出して  
多い。以降市債別の借入額を記載する。（以下、表1―2―30を参照）

**総務債**

昭和五八（一九八三）年度に市民文化会館と芸能劇場建設で一六・四億余円、五九年度、市民文化会館で  
五・四億円、六一年度、緑町コミセン、西部コミセン二・九億余円、六二～六三年度に吉祥寺西コミセン  
とけやきコミセンで二・三億余円、平成元（一九八九）～三年度にけやきコミセン、本宿コミセンで三・四億円、一  
五年度に吉祥寺シアターで一・二億余円、一六年度に同シアターと市役所庁舎耐震工事で三億余円。

表 1-2-30 市 債 ・ 公 債 費 決 算 額 の 目 的 別 推 移

(単位：100万円)

年度	一 般 会 計										特 別 会 計					
	総務債	民生債	衛生債	土木債	消防債	教育債	減税補 填債	借入額 (A)	元 利 償還額	決算時 現償額 (B)	下水道 事業債	介 護 保 險 債	借入額	元 利 償還額	決算時 現償額 (C)	合計(D)
昭和58	1,641	0	437	969	140	657		3,845	1,660	14,845	66		66	603	4,316	19,162
59	540	0	105	782	13	87		1,529	1,830	15,586	53		53	459	4,215	19,801
60	12	0	27	204	30	0		274	2,491	14,471	90		90	458	4,144	18,615
61	291	0	502	219	22	85		1,121	2,406	14,214	148		148	458	4,126	18,340
62	40	0	651	135	29	517		1,375	2,196	14,363	37		37	460	3,990	18,353
63	197	0	20	894	44	1,116		2,271	2,099	15,475	131		131	452	3,946	19,421
平成元	108	0	20	550	19	469		1,167	2,342	15,224	239		239	448	4,007	19,231
2	43	0	27	500	11	0		581	1,935	14,733	145		145	457	3,968	18,701
3	189	0	144	777	0	0		1,245	1,863	14,911	136		136	457	3,914	18,826
4	0	945	198	3,636	70	199		5,050	2,016	18,707	107		107	458	3,825	22,532
5	0	287	8	1,181	59	1,124		2,661	2,072	20,187	74		74	457	3,695	23,882
6	0	551	13	2,627	68	2,110		7,838	2,329	26,657	70		70	455	3,553	30,210
7	0	0	19	997	45	469		1,860	2,805	28,427	19		19	449	3,353	31,780
8	0	162	25	1,253	361	91		4,197	3,278	30,585	66		66	425	3,210	33,796
9	0	0	26	253	44	0		897	3,574	29,492	80		80	447	3,046	32,539
10	0	0	14	1,973	37	0		3,425	3,802	30,296	36		36	427	2,842	33,138
11	0	0	0	261	43	0		717	3,664	28,472	0		0	427	2,583	31,065
12	0	0	12	1,676	25	0		2,245	3,570	28,176	16		16	420	2,342	30,518
13	0	0	14	576	64	129		1,334	3,502	26,954	28		28	420	2,085	29,039
14	0	0	13	882	72	42		1,734	3,416	26,124	21		21	388	1,834	27,958
15	128	0	0	1,432	68	163		2,918	3,399	28,234	9		9	343	1,597	29,831
16	302	0	0	985	0	858		6,963	7,539	28,374	9		9	269	1,418	29,793
17	0	0	0	571	27	0		1,100	2,750	27,310	1,767		16	217	3,055	30,365

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない

**民生債**

平成三年度に高齢者総合センターで一・四億余円、四年度に高齢者総合センターと吉祥寺ナーシングホームで九・四億余円、五〇六年度に両施設で八・三億余円、八年度に境保育園で一・六億余円、一〇年度に境保育園用地で四・一億余円。

**衛生債**

昭和五八〇五九年度、粗大ごみ処理施設・清掃運搬施設で五・四億余円、六一〇六二年度に保健センターで一・三億余円、六三年度から平成三年度まで清掃運搬施設で一億円弱、三〇四年度に粗大ごみ処理施設三億円弱、五〇一五年度に清掃運搬施設一・六億余円、一五年度、ごみ処理施設に六・二億円。

**土木債**

昭和五八年度、都市計画事業に一・三億余円、境南西公園と野鳥の森公園に八・三億余円、五九年度、都市計画事業に一・一億余円、都市公園に五・九億余円、六〇年度、松籟公園に一・三億余円、六一年度、都市計画事業に一億余円、境橋公園に一・一億余円、六二年度、都市計画事業に一・三億余円、六三年度、都市計画道路(三・三・二三号線)に八・九億余円。

平成元(一九八九)年度、都市計画道路(三・四・七号線)に五・五億円、二年度、同三・三・二三号線に五億円、三年度、道路整備(グリーンモール)四億円、野田南公園に三・七億余円、四年度、都市計画事業一億円、関前・中道公園に二五・三億余円、五年度、公園に一・四億余円、都市計画事業に一〇・三億余円、六年度にも同五・五億円、電線類地中化に一・四億余円、公園に一九・三億余円、七年度にも同五億余円、都市計画事業四・五億余円、八年度、同四・九億余円、公園に五・二億余円、九年度、公園に一・六億余円、一〇年度、同一八・六億余円、一一年度にも同一・六億余円、一二年度にも同一五・三億余円、一三年度にも同五・〇億余円、一四年度、鉄道連続立体交差に一・五億余円、公園に六・七億余円、一五年度、都市計画事業五・一億余円、鉄道連続立体交差に三・五億余円、

一六年度、三・二億余円、公園に五・六億余円、一七年度、同四・八億余円。この二三年間の土木債の合計は、二三・三億余円となった。

### 消防債

昭和五八年度に消防施設整備と防災行政無線と合わせて一・四億円、以降平成一七年度までに合計一二・九億余円。

### 教育債

昭和五八年度、市民会館と第一小学校用地で六・五億余円、六一〜六二年度、吉祥寺図書館に三・六億余円、六二年度から平成元年まで総合体育館、陸上競技場に一八億余円、四〜六年度まで中央図書館に二四億余円、五〜八年度に千川小学校に一五・八億余円、一三年度、桜野小学校体育館に一・二億余円、一五年度、中学校耐震補強〇・三億余円、一五〜一六年度、大野田小学校に九・一億余円。

### 減税補てん債

平成六年度の二四・六億余円から始まり一七年度までに一六五・三億余円。一六年度の四八・一億余円は、七年度、八年度に借り入れた四二億円弱を一括して全額借り替えたためである。一七年度末の現債額は二七三・一億余円である。

## (6) 基金

市政の積立金である基金の目的別の推移をしてみる。財政調整基金のほか一四（国民年金印紙調達基金と用品調達基金を除く）の基金があり、平成一七（二〇〇五）年度末現在、二四五・三億余円の積立金がある。額の大きいものは財政調整基金と公共施設整備基金、公園緑化基金（以下表1―2―31の積立金欄）。

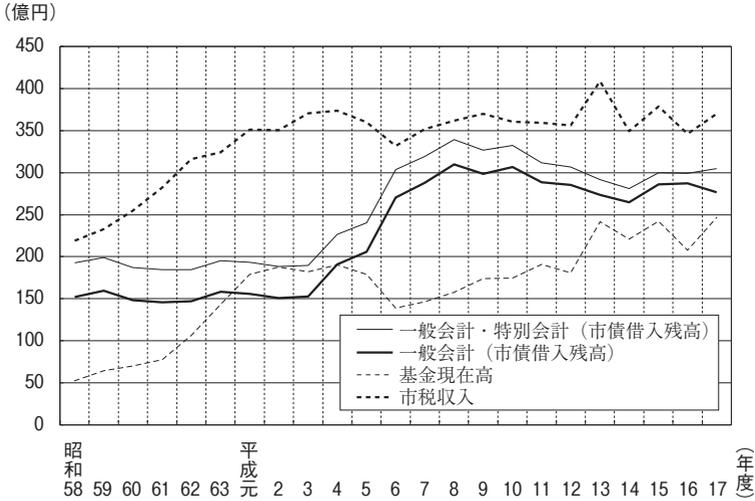
表1—2—31 基金決算目的別現在高の推移

(単位：100万円)

年度	財政調整	公共施設整備	公園緑化	国際交流	市民たすけ合い	鉄道運送立体交差化整備	青少年善行表彰	高齢者住宅運営	少子化対策	介護保険導入	学校施設整備	吉祥寺まちづくり	介護給付費準備	武蔵境まちづくり	市民生活総合	増	減	合計現在高(A)
昭和58	1,347	3,564													193	404	1,680	5,104
59	1,396	4,711	24												203	1,231	0	6,336
60	1,485	5,130	55												224	1,933	1,374	6,895
61	1,587	5,707	87		51										224	762	0	7,658
62	1,638	7,987	122		408										224	2,848	0	10,506
63	1,729	9,604	1,525		426										226	3,704	1,142	14,210
平成元	1,851	10,764	3,604		445	102	30								228	3,552	17	17,744
2	1,994	10,937	4,067		463	216	32	503	203	956	4,100	1,000	236	228	3,921	2,990	18,676	
3	2,140	9,571	4,048		483	335	32	501	183	329	4,091	1,000	121	228	3,782	4,361	18,097	
4	2,229	9,992	4,203		495	450	32	501	0	0	4,002	1,200	106	228	2,877	2,088	18,885	
5	2,869	8,039	4,314		501	563	31	499	0	0	3,056	1,401	0	228	2,877	2,088	18,885	
6	3,200	4,374	3,693		500	675	31	334						228	1,318	2,411	17,793	
7	3,135	5,145	3,368		497	1,082	30	324						228	1,720	5,747	13,766	
8	4,100	5,169	3,152		498	1,488	29	325						228	2,454	1,725	14,495	
9	5,121	5,467	2,814		491	1,897	29	325						228	3,082	1,961	15,616	
10	5,300	5,837	2,244		485	2,108	29	525						228	2,688	1,053	17,251	
11	4,946	6,342	2,068		480	2,612	28	524	203	956	4,100	1,000	236	228	1,046	930	17,367	
12	4,955	5,615	1,887		473	3,120	27	525	183	329	4,091	1,000	121	228	2,847	1,251	18,963	
13	5,654	5,388	2,718		545	3,123	26	523	0	0	4,091	1,000	121	233	1,729	2,737	19,988	
14	4,769	4,620	2,496		462	3,130	25	523			4,091	1,000	121	238	8,581	2,517	24,023	
15	6,164	5,686	2,206		452	3,128	23	523			4,002	1,200	106	238	4,560	2,575	24,122	
16	4,690	5,928	2,008		314	3,131	22	523			2,253	1,000	106	238	2,292	5,743	20,671	
17	6,110	6,858	3,010		438	2,614	21	523			3,056	1,401	0	238	7,058	3,191	24,538	

注：100万円未満切り捨てのため合計額は合わない。国民年金印紙調達基金・用品調達基金を除く

図1-2-3 市税・市債・基金の推移



**財政調整基金**

財政調整基金は、平成五年度頃から市税の減収とともに増え出し、一三年度、一五年度、一七年度は法人市民税の大幅な増収があったため五六・五億余円（一三年度）から六一・一億余円（一七年度）へと増えている。一三年度にはこの増収財源で学校施設整備基金を新設し、学校施設の耐震補強などに充てた。

**公共施設整備基金**

公共施設整備基金は、昭和六三年度頃から平成五年度にかけて増えているが、総合体育館、武蔵境駅北口再開発など、大型事業の財源に充てられている。平成二～六年度の歳入繰入金の多さからも分かる（表1-2-25）。

**公園緑化基金**

公園緑化基金は公園用地の取得に備え、特に借地公園が相続によって転売されたり物納されるなどで減少するのを防ぐため、計画的に積み立てて平成元年度は三六億余円、五年度は四三・一億余円の現在高となっている。

**鉄道連続立体交差化**

鉄道連続立体交差化整備基金は、平成元年度当初は一億円だったが、事業が進捗

するにつれて増え、一・二年度から三・一億円台となった。都への事業負担金や側道用地買収費に充てるために積み立てた。

基金は昭和五八年度末に五一億余円だったが、平成一七年度現在は二・四五・三億余円となった。一九四・三億余円の増で四・八倍である。財政の安定化に努めていることが分かる。前述のように一七年度末の一般・特別会計の現債額（表1―2―30）が三〇三・六億余円なので、貯金より借金の方が五八・二億余円多い。

### (三) 特別会計決算額の概況

#### (1) 下水道事業会計

下水道事業会計の決算額は昭和五八（一九八三）年度以降、平成一七（二〇〇五）年度を除き、ほぼ二〇億円前後で推移してきている。

公共下水道の整備工事は、六一年度に最後に残っていた桜堤三丁目地域が荒川右岸流域下水道と接続されて、市内の下水道処理区域が一〇〇パーセントとなり完了した。このため、下水道管渠築造の工事請負費は毎年度一億円弱から二億円台となり（表1―2―32）、代わって下水道終末処理場の建設負担金や処理場への流入負担金が年々増大しているのが分かる。荒川右岸東京流域下水道建設負担金、森ヶ崎系統幹線および処理場建設負担金などの下水道建設費と落合処理場流入負担金、森ヶ崎処理場、清瀬処理場への流入負担金、井の頭ポンプ場維持管理負担金などの下水道維持管理の経費が支出の大半を占めている。なお、平成一七年度の市債一七・六億余円は森ヶ崎水再生センターの建設負担金である（表1―2―30、1―2―32）。

表1—2—32 下水道事業会計決算額の推移

(単位：100万円)

年度	歳入 決算額	歳出 決算額	主な歳入			主な歳出			
			使用料	繰入金	市債	流入 負担金	管渠維持 工事費	管渠築造 工事費	建設 負担金
昭和58	1,858	1,848	687	1,088	66	676	14	200	93
59	1,602	1,592	697	839	53	678	16	92	78
60	2,005	2,004	875	1,007	90	849	24	304	94
61	1,942	1,941	971	821	148	864	26	244	86
62	1,946	1,945	956	933	37	868	59	235	50
63	2,002	2,001	965	904	131	883	54	265	84
平成元	2,109	2,107	1,032	835	239	954	54	253	115
2	2,117	2,112	1,029	940	145	928	57	280	94
3	2,165	2,162	1,034	990	136	948	58	321	80
4	2,113	2,075	1,033	970	107	954	59	215	72
5	2,042	2,025	1,029	900	74	953	60	99	97
6	2,090	2,077	1,012	985	70	922	76	165	69
7	2,204	2,187	1,074	1,090	19	1,018	72	145	99
8	2,328	2,309	1,066	1,148	66	1,004	82	294	52
9	2,201	2,183	1,402	675	80	1,008	79	176	28
10	2,276	2,257	1,418	787	36	1,054	79	167	29
11	2,240	2,228	1,418	794	0	1,076	73	140	26
12	2,252	2,238	1,443	770	16	1,057	71	158	36
13	2,346	2,331	1,436	832	28	1,054	84	202	44
14	2,435	2,420	1,431	958	21	1,087	113	238	67
15	2,363	2,348	1,403	926	9	2,192	139	224	41
16	2,286	2,271	1,429	821	9	1,041	139	231	19
17	4,018	4,002	1,430	750	1,767	1,087	126	306	1,743

注：100万円未満切り捨て

歳入の下水道使用料は、昭和五八年度、六・八億余円だったが、平成一七年は一四・三億円と二・二倍弱となっている(表1—2—32)。下水道使用料の改正は六〇年四月と一〇月、平成七年四月、九年四月と六月に行ったが、六〇年度には対前年比で一・七億余円(二五・五パーセント)、平成九年度には同じく三・三億余円(三一・五パーセント)の増となった。

市債は、起債対象の工事の減少とともに一七年度の公共下水道事業債、流域下水道事業債の一七・六億余円を除き、元年度の二・三億余円が最高で、以降漸減している(表1—2—32)。

一般会計繰入金は、昭和五八年度の一〇・八億余円から年々漸減傾向を示しているが、これは市債の償還金などに充てられているもので

表1—2—33 国民健康保険事業会計 決算額の推移

(単位:100万円)

年度	歳入 決算額	歳出 決算額	主な歳入					主な歳出			
			国保税	国庫 支出金	都支 出金	療養 給付費 交付金	一 般 計 入 金	保 険 給 付 金	老 人 保 険 拠 出 金	人 健 全 化 費	介 護 納 付 金
昭和58	3,514	3,223	1,064	1,983	195	-	196	2,042	1,031		
59	3,778	3,675	1,109	1,666	185	205	296	2,213	1,079		
60	3,993	3,844	1,264	1,503	147	357	602	2,369	1,217		
61	4,296	4,142	1,512	1,574	159	355	528	2,561	1,379		
62	4,310	4,151	1,676	1,531	164	523	242	2,884	1,097		
63	4,493	4,427	1,677	1,485	226	449	464	2,940	1,292		
平成元	4,829	4,667	1,651	1,611	220	497	734	3,011	1,459		
2	4,801	4,665	1,797	1,555	208	464	551	3,182	1,260		
3	4,820	4,687	1,930	1,556	192	542	410	3,253	1,202		
4	5,133	5,096	1,920	1,564	178	603	663	3,536	1,293		
5	5,486	5,357	1,951	1,737	188	658	837	3,715	1,554		
6	5,845	5,688	1,906	1,890	185	686	970	3,794	1,797		
7	5,816	5,763	1,958	1,893	199	623	890	3,951	1,715		
8	6,258	6,201	1,999	1,996	221	716	1,160	4,188	1,900		
9	6,397	6,326	2,362	2,017	216	747	890	4,230	1,985		
10	6,334	6,417	2,190	1,972	166	774	1,074	4,213	2,104		
11	7,040	7,000	2,332	2,129	166	970	1,338	4,503	2,295		
12	7,485	7,434	2,651	2,292	151	1,078	1,121	4,782	2,181		355
13	7,923	7,884	2,780	2,522	146	1,083	1,195	4,737	2,616		418
14	8,106	8,072	2,806	2,625	126	963	1,455	4,390	3,138		411
15	8,870	8,829	2,827	2,758	149	1,228	1,785	5,160	2,967		463
16	9,220	9,178	2,824	2,842	130	1,429	1,697	5,646	2,724		570
17	9,535	9,501	3,284	2,543	452	1,548	1,475	6,155	2,416		655

注:100万円未満切り捨て

ある(表1—2—32)。下水道事業債の現  
 債額は、一七年度末で三〇・三億余円となっ  
 ている(表1—2—30)。

## (2) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計決算の推移を見て  
 みる。

昭和五八(一九八三)年度歳入決算額三  
 五・一億余円のうち国保税は一〇・六億余  
 円(構成比三〇・三パーセント)であつた  
 が、平成一七(二〇〇五)年度には、歳入  
 決算額九五・三億余円のうち国保税は三  
 二・八億余円(構成比三四・四パーセント)  
 と約三倍に増加した。一方、国民健康保険  
 事業会計(以下、国保会計と略)の歳出は、  
 療養給付費(保険給付金)と老人保健拠出  
 金で全体の八三・九〇パーセントを占めて

いる。歳出の大半を占める療養給付費は、五八年度は一八・三億余円だったが、平成一七年度には五五億円と約三倍となつている（表1—2—33）。

この期間、国保税の改定は昭和六一年度、平成二、六、九、一二、一七年度と六回行われている。五八年度（五七年度改正時に改定）には限度額を二二万円から二四万円に、六一年度には限度額を二六万円（六二年度は二九万円）に、所得割額の案分率を一〇〇分の一九一から一八五に、均等割三〇〇〇円を七二〇〇円に、平成二年度は限度額を三二万円（三年度は三五万円）に、均等割を一万二〇〇〇円とし、平等割を廃止。六年度は限度額を三七万円（七年度は三九万円）、所得割額案分率を一〇〇分の一八〇に、均等割を一万五六〇〇円に、九年度は限度額を四四万円に、所得割額案分率を一〇〇分の一七五に、均等割を一万九二〇〇円に、一二年度は限度額を四六万円（一三年度は四八万円）に、均等割を二万〇四〇〇円に、一七年度は限度額を五一万円に、所得割額案分率を一〇〇分の一九五に、均等割を二万五八〇〇円に改正した。

国保税は、改定の年度には六年度を除き、対前年度比で増収とはなつたものの、自然増収などは全く期待できず、度重なる改定においても採算は取れなかつた。そのため毎年度、一般会計から繰り入れを行い、その額は、昭和五八年度、一・九億余円（歳出の六・一パーセント）、最高は平成一五年度、一七・八億余円（歳出の二〇・二パーセント）と漸増傾向を示している。国保税の改定はこの繰入金を抑えて収支のバランスを取るための策だが、六年度の改定では同じ年に行われた国の住民税の特別減税の影響（国保税は住民税の所得割を課税標準としていたため減額となる）を受け、増収どころか対前年比で四五〇〇万円の減収となつてしまつた（表1—2—33）。繰入金は逆に九・七億円と一・三億余円増えてしまつた。九年度の改定では、この年は住民税の特別減税がなかつたため、一三・六億余円（対

前年比で三・六億余円の増収)となり、歳入の構成比も三六・九パーセントと若干持ち直し、繰入金金は八・九億円(前年度比二・七億円の減)となっている。

歳出は、前述した療養給付費が年々漸増して歳出の四八・六二パーセント近くを占め、同じく老人保健拠出金も二五・三九パーセントを占めている。さらに一・二年度には、介護保険制度が導入され、その介護納付金が増加することになり、国保財政の健全な運営を難しいものにした。介護納付金は国保税と同時に納付することになっており、国保税の改定と介護保険の導入が同年度に行われたため、介護保険の被保険者である国保の被保険者は二種類の保険料を納付することになった。

国保会計における療養給付費の増加と国保税の改定、繰入金金の根拠と額の妥当性などは長年論議されてきたところだが、社会保障制度のあり方が改めて問われる。

### (3) 老人保健(医療)会計

老人保健(医療)会計決算の推移を見る。この会計は老人保健法に基づき、七〇歳以上の高齢者への医療給付を行うためのもので、歳出はほとんどが医療諸費である。

昭和五八(一九八三)年度歳出決算額三五・二億余円が年度毎に増加し、平成一七(二〇〇五)年度には九九億余円と二・八倍に増えた。一・二年度の歳出決算額一〇四・一億余円が前年度一〇六・一億余円から一・九億余円の減となっているのは、この年に介護保険が導入され、さらに一三年一月に老人保健法の改正があったためである。

歳入は、社会保険診療報酬支払い基金交付金、国庫支出金、都支出金、市繰入金で、市繰入金以外は負担割合に応

表1—2—34 老人保健（医療）会計決算額の推移

（単位：100万円）

年度	主な歳入						主な歳出		
	決算額	支払基金交付金	国庫支出金	都支出金	繰入金	繰越金	決算額	医療諸費	諸支出金
昭和58	3,539	2,497	695	175	169	0	3,525	3,523	2
59	3,772	2,620	760	187	187	14	3,759	3,758	0
60	4,177	2,907	822	207	211	13	4,176	4,171	5
61	4,597	3,210	923	229	227	1	4,596	4,596	0
62	5,103	3,560	1,010	252	273	1	5,102	5,102	
63	5,256	3,699	1,053	263	232	1	5,246	5,246	0
平成元	5,661	3,934	1,121	279	310	10	5,650	5,637	12
2	6,011	4,197	1,203	300	287	11	5,964	5,964	
3	6,481	4,461	1,304	320	340	46	6,415	6,389	25
4	6,940	4,750	1,391	351	375	66	6,876	6,845	30
5	7,348	5,024	1,487	376	391	63	7,277	7,271	5
6	8,103	5,534	1,650	427	412	70	8,081	8,076	5
7	8,593	5,853	1,871	454	386	21	8,573	8,565	8
8	9,310	6,270	1,995	500	515	19	9,278	9,266	12
9	9,365	6,304	2,007	509	510	32	9,344	9,334	10
10	9,813	6,532	2,070	535	642	20	9,793	9,778	14
11	10,639	7,145	2,351	582	530	20	10,612	10,612	0
12	10,439	7,329	2,108	529	430	26	10,413	10,408	4
13	10,775	7,519	2,112	535	560	26	10,751	10,688	63
14	10,528	7,449	2,115	518	410	23	10,502	10,461	41
15	10,040	7,084	1,759	471	693	26	10,030	9,933	96
16	9,807	6,704	2,153	522	414	10	9,797	9,794	2
17	9,913	6,394	2,299	588	600	10	9,903	9,884	19

注：100万円未満切り捨て

じて交付される。その六五〇七パーセントが支払い基金交付金、次に国庫支出金が一八〇三パーセント、都支出金と市繰入金は四〇七パーセントである。歳出は一四年度から減り始め、一七年度で再び増えている（表1—2—34）。

#### （4）介護保険事業会計

表1—2—35は介護保険事業会計決算の推移であるが、平成一二（二〇〇〇）年に介護保険法に基づく武蔵野市介護保険条例が制定され、新設された特別会計である。介護保険は、六五歳以上の者と四〇歳以上六五歳未満の医療保険加入者を対象に、被保険者が要介護状態または要介護状態になるおそれがある場合に、介護給付および予防給付を行う制度である。

表 1—2—35 介護保険事業会計 決算額の推移

(単位：100万円)

年度	歳 入						
	決算額	保険料	国庫支出金	支払基金交付金	都支出金	繰入金	その他
平成12	4,530	238	1,019	1,332	500	1,437	1
13	5,863	730	1,315	1,679	646	1,293	197
14	6,149	992	1,360	1,877	728	1,130	59
15	6,735	1,144	1,643	2,032	798	1,087	30
16	7,107	1,156	1,720	2,190	857	1,141	40
17	7,423	1,185	1,723	2,240	910	1,286	76
年度	歳 出						
	決算額	総務費	保険給付金	財政安定化基金拠出金	保健福祉事業費	基金積立金	諸支出金
平成12	4,332	341	3,958	26	5	0	
13	5,804	389	5,150	26	0	237	
14	6,119	351	5,740	26	0	0	
15	6,695	326	6,349	6	0	0	12
16	7,057	308	6,736	6	0	0	5
17	7,326	320	6,901	6	0	0	97

注：100万円未満切り捨てのため、合計額は合わない

一・二年度（介護保険発足時）と翌一・三年度の歳入の保険料は、国の特別政策による特例で、一・二年度前半の六か月は徴収せず、その後、一年間は二分の一とするもので、初年度は本則の四分の一とし、一・三年度を四分の三としているため、平年度分に比較して少なくなっている。保険料は四〇歳以上の被保険者から徴収し、一・二年度、国民健康保険条例の改正で、介護納付金を国保税と一緒に納付することになった。

均等割は八一〇〇円、所得割は市民税所得割額の一〇〇分の二二、限度額は七万円だった。一・二年度の保険料は二・三億余円だったが、平年度化した一・四年度には九・九億余円となり、一・七年度には一一・八億余円、一・四年度の一・二倍である。国庫支出金、都支出金とも歳出の保険給付費に連動してそれぞれの負担割合が法定化されているため、保険給付費の増加に伴って漸増している。歳

出の保険給付金は本保険事業会計の目的からは当然のことだが、歳出の八九〇九六パーセントを占めている。一七年度は六九億余円となり、一四年度に比べて保険料と同じく一・二倍と増えている。

#### (四) 水道事業会計決算額の概況

公営企業である水道事業会計の決算の推移を見る。収益的収支の収入の主要部分を占める水道料金は、前期の昭和五七（一九八二）年に暫定料金として改定が行われ、五八年度から改定料金に移行したため当年度三・四億余円の収益があった。

#### (1) 受水量の推移

しかし昭和五九（一九八四）年度を境に都からの分水による受水費が増加、受水費単価も漸増し、受水費は五八年度の一〇・一億余円から平成三（一九九一）年度には一五・一億余円と五億余円増加した。また、同年度には給水原価が供給単価を上回り、その差は三・一四円（一立方メートルあたり）となった。六年度には八・四七円の差となったため収益は三二〇〇万円の赤字となった。赤字解消のため七年度に料金改定（約三〇パーセントアップ）を行い、受水率も三八・四パーセントに減り、受水費が値上がりしたものの、六・二億余円の利益を上げることができた。その後も受水量は減少し続け、受水単価は値上がりしていたが一三年度までは受水費総額は一四億円で収まっている。地下水の取水量の増加に伴って、一七年度の受水率は二八パーセントまで下がり、受水費は三年度の一五・一億余円のピークから一一億余円にまで減少した。受水量は気候や景気の動向に左右されるので、冷夏の五年度は量、金額と

表 1—2—36 水道事業会計 決算額の推移

(単位：100万円)

年度	収益的収支			資本的収支			前年度 繰越利益 剰余金	当年度 未処分利益 剰余金
	収入	支出	差引額	収入	支出	差引額		
昭和58	2,630	2,285	345	175	315	△140	40	385
59	2,787	2,428	359	96	442	△346	257	616
60	2,692	2,489	202	107	398	△290	428	630
61	2,724	2,613	110	109	302	△192	442	553
62	2,667	2,444	223	120	479	△358	462	686
63	2,744	2,519	224	179	392	△212	427	651
平成元	2,802	2,613	188	280	554	△274	517	706
2	2,865	2,721	143	623	794	△170	222	365
3	2,883	2,851	32	318	707	△388	358	390
4	2,856	2,830	26	268	711	△443	367	394
5	2,816	2,799	17	345	702	△356	332	349
6	2,892	2,924	△32	375	781	△405	164	132
7	3,616	2,993	622	479	1,043	△563	71	694
8	3,570	3,160	409	535	1,014	△478	239	649
9	3,565	3,092	473	728	1,172	△444	444	918
10	3,577	3,146	430	787	1,243	△454	681	1,111
11	3,548	3,188	359	1,203	1,764	△561	853	1,213
12	3,547	3,221	326	831	1,433	△602	997	1,323
13	3,525	3,267	257	631	1,277	△646	1,127	1,385
14	3,520	3,235	284	395	1,173	△777	1,179	1,463
15	3,463	3,105	358	514	1,256	△742	1,207	1,566
16	3,496	2,961	534	450	1,081	△631	1,243	1,778
17	3,459	3,088	370	264	1,197	△932	378	748

注：①100万円未満切り捨てのため差引額は合わない

②資本的収支の額には消費税を含む。資本的収支の不足する額は、当年度損益勘定留保資金、当年度消費税および地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填した

も少なくなっている(表1—2—37)。  
水道事業は、収益を上げないと経営が成り立たない。収入増、支出減の経営が必要だ。昭和五九、六〇年度には、検針、集金業務の委託化と料金の請求収納事務の電算化を行って人件費を節減した。

各年度未処分利益剰余金の平成一七年度末の七・四億余円は、前年度比で一〇・三億余円減少している。

これは建設改良資金が前年度三・八億余円だったものを一三・七億余円に増額し、積み立てたためである(表1—2—36)。

資本的収支を見ると、収入の主なものは工事負担金、企業債、国都の補助金、固定資産売却代金である。

表1—2—37 水道事業受水量・受水費と企業債の推移

年度	受水量・受水費・給水原価等							企業債		
	受水量 (1000m <sup>3</sup> )	受水率 (%)	受水費 (円/m <sup>3</sup> )	受水費 (100万円)	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	利益 (円)	借入額 (100万円)	償還額 (100万円)	年度末残高 (100万円)
昭和58	7,692	41.5	131.98	1,015	150.49	131.78	18.71	0	49	451
59	7,783	42.1	170.74	1,328	152.84	134.35	18.49	0	47	403
60	7,872	42.0	174.02	1,369	151.73	142.02	9.71	0	44	358
61	7,777	41.4	173.68	1,350	150.86	146.99	3.87	0	39	319
62	7,625	40.6	174.08	1,327	151.48	140.28	11.20	0	35	284
63	7,858	41.1	170.76	1,341	149.22	139.04	10.18	0	33	251
平成元	8,373	42.4	166.94	1,397	147.44	140.60	6.84	130	30	350
2	8,473	42.5	167.50	1,419	148.97	145.31	3.66	268	30	587
3	8,983	44.1	169.15	1,519	147.05	150.19	△3.14	139	27	699
4	8,623	43.1	167.76	1,446	146.16	150.80	△4.64	155	24	829
5	8,071	41.0	169.40	1,367	144.19	150.43	△6.24	188	22	995
6	7,537	38.7	188.78	1,422	151.06	159.53	△8.47	305	23	1,277
7	7,552	38.4	198.60	1,499	190.00	163.60	26.40	424	27	1,675
8	7,451	38.5	197.43	1,471	188.63	176.60	12.03	507	32	2,150
9	7,383	38.3	197.57	1,458	188.11	172.20	15.91	675	30	2,795
10	7,250	37.9	200.32	1,452	186.87	175.12	11.75	699	27	3,466
11	7,230	37.3	201.70	1,453	183.93	174.71	9.22	1,089	28	4,527
12	7,263	37.6	199.08	1,445	185.16	177.95	7.21	717	28	5,215
13	7,466	38.9	195.99	1,463	184.94	181.53	3.41	500	41	5,674
14	6,619	34.0	204.23	1,351	184.21	179.51	4.70	350	58	5,965
15	6,068	31.7	204.23	1,239	182.76	174.90	7.86	400	82	6,283
16	5,434	28.6	204.23	1,109	182.81	165.93	16.88	400	107	6,575
17	5,290	28.0	208.25	1,101	181.70	173.46	8.24	31	205	6,400

注：供給単価 =  $\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$  給水原価 =  $\frac{\text{総費用} - \text{受託工事} - \text{材料等}}{\text{年間総有収水量}}$  100万円未満切り捨て

支出の主なものには建設改良費である配水施設費、原水および浄水施設改良工事費と企業債償還金、消火栓新設費などである。平成二年度の収入六・二億余円は企業債二・六億余円、他会計借入金一・五億円、負担金二億余円の合計で、支出の七・九億余円は原水および浄水施設、配水設備および給水設備などに七億余円、企業債償還金が〇・三億余円の合計である。

六年度から、老朽化した石綿管の配水管を鑄鉄管に更新する工事が一〇年継続して行われた。このため支出額が一〇億円台から一七億円台と増大した。また一年度に第一浄水場に、一・二年度に第二浄水場に、除鉄・除マンガンろ過装置を設置した。このため、それぞれ一七・六

億余円、一四・三億余円の支出となった（表1―2―36）。

なお、資本的収支の不足する額は、当該年度損益勘定留保資金、消費税および地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金などから補填している。

## （2） 企業債の推移

企業債とは、前述した建設改良事業費に充当する財源として借り入れたものである。平成一一（一九九九）年度の借入額一〇・八億余円は、前述のように浄水場の除鉄・除マンガンの過装置の財源が含まれているため突出した。一七年度末の企業債残高は六四億円である（表1―2―37）。

### 第三節 計画・参加・広報広聴

#### 一 長期計画

武蔵野市が、全国にその名を馳せたきっかけの一つは、市民参加による長期計画の策定である。

昭和四四（一九六九）年の地方自治法の改正により、市町村に基本構想の策定が義務づけられた。自治省（現総務省）の示したモデルでは、一〇年なり一五年なりの期間を提示した基本構想、それを具体化した基本計画、さらに三年程度の実施計画の三段構えとし、基本構想だけを議会に諮って議決を求めるというものであった。この方法だと、基本構想の内容は抽象的で済まし、具体的でもめそうな問題は、議決を得た後に執行部でゆつくりと長期計画の中で詰めればよいということになる。これに対し、本市の長期計画は、構想と計画を一本化し、三部会構成（市議会各会派代表・各種団体代表・自由参加の一般市民）の市民会議や市役所職員による庁内会議のメンバーが策定委員と討議し、その討議内容のもとより最後の段階の素案も全て具体的な内容をそのつど市議会に提示した。さらに全戸配布の市報の特集号で市民への周知徹底を図るといふ、開かれた方法を採用した点に特色があった。このような方式は、全国どの自治体にもなかったため、「武蔵野方式」と呼ばれた。

昭和四〇年代後半の各地の長期計画づくりには、実現の可能性を無視して、ただ計画を作りさえすれば事足りると

いった風潮が支配的だった。これに対し、本市の長期計画（第一期と第四期は一〇年間、第二期・第三期は二二年間）は、計画が必ず実現するよう、また、新しい社会情勢・財政状況の変化などに対応できるように、三年毎に（後に四年毎に）長期計画を見直して調整計画（五年または六年）を策定する（この見直し・調整をローリングと呼ぶ）という工夫を凝らした。ローリング周期を三年から四年に変えたのは、四年ごとの市政選挙の新市長の方針に基づいて計画を策定するためである。

当時は、長期計画策定に必要な最小限の統計や資料が計画的に整備されていなかったもので、四五年に「市勢統計」を発刊、以後毎年公刊されている。さらに四九年には、第一次調整計画の策定に当たって、『地域生活環境指標』を発刊した。これは、武蔵野市の生活環境にかかわるさまざまなデータを表や地図、グラフなどで視覚的に表現し、さらに市の基礎統計や近隣都市との比較もまとめた包括的な市政情報集である。調整計画や長期計画策定の周期に合わせて三年もしくは四年毎に作成するようになり、これもその後今日まで継続している。

#### （一） 第二期長期計画・調整計画

今期における長期計画への取り組みは、昭和五六（一九八一）年二月、すなわち前期に策定された「第二期長期計画」（昭和五六～六七年度）の第一次調整計画（昭和六〇～六五年度）の策定に始まる。

#### 第一次調整計画

昭和五八（一九八三）年二月二日、武蔵野市第二期長期計画第一次調整計画策定委員会（委員長・西尾勝東京大学教授）が発足した。次いで、同調整計画の基礎資料とするため、市は五九

年四月、（株）社会工学研究（牛尾治朗社長）に、「二一世紀の三多摩と武蔵野市」のテーマで調査を委託した。同

年一二月にまとめられた調査研究報告書（監修・黒川紀章同研究所長）をはじめ、市議会全員協議会、市民会議、庁内会議などでの討議を踏まえて、第一次調整計画策定委員会は、六〇年一月一四日、同調整計画をまとめ、第二期長期計画策定から三年経ったところで生じた留意すべき変化として一〇項目を挙げた。

第一点は、五八年四月の選挙で市長が交代したことである。この選挙の争点となった職員の高額退職金問題が端的に示すように、市民感覚にそぐわないこれまでの行財政運営が厳しく批判されたが、土屋正忠新市長は就任（五月一日）から三か月とたたない七月一六日、行財政点検委員会（委員長・肥後和夫成蹊大学教授）を設置、市の行財政の現状を総点検し、時代に即応した新しい自治体経営を早急に実施するための方策を諮問した。

第二点は、財政的見通しの変化である。長期計画策定当時から、市財政は低成長期に入っていたが、その後も税収入の伸び率は好転するどころか、一層の低減傾向を見せ、計画策定時に見込まれていた二桁台の市税の伸び率が一桁台に落ち込んでしまった。

第三点は、人口の年齢構成の変化で、若年人口が減って、高齢者が人口に占める割合が増えたことである。社会学研究所の調査結果によると、三多摩地域では、山間部を除くと、本市が最も老年人口（六五歳以上の人口）の割合が大きかった。

これらのほか、情報公開拡充の必要性や高度情報化社会への進行などが、留意すべき変化として挙げられた。

長期計画の見直しのうち、最も大きなものは、五つの優先事業の一つとして取り上げられていた「中央文化ゾーン」構想の再検討である。

この構想は、旧市庁舎跡地（中町三丁目）から市立中央図書館（旧館・吉祥寺北町四丁目）に至る一画に市立の文

化施設を集中していく計画で、旧市庁舎跡の市民文化会館の建設（昭和五九年一〇月完成）と、旧西庁舎（中町三丁目）の中央コミュニティセンターへの転用（五七年二月完成）はすでに計画どおり実現した。

しかし、旧第四庁舎跡地（現在の中央図書館前庭）へ旧庁舎本館の原型を復元して武蔵野郷土資料館を建設するという計画は、復元が困難などの理由で再検討となった。（↓第三章第五節二）

また、都立福祉作業所・都立授産所について、市内適地への移転を都に要請し、その跡地と旧清掃作業場跡地（いずれも全て現在の中央図書館）に総合教育センターを建設するという計画があったが、都立施設の移転の目的が立たず、その必要性・内容とともにその立地点について、再検討となった。長期計画では、総合教育センターは、「教員の専用施設とせず、一般市民、ことに児童・生徒が日常利用できる施設」と記されているだけで、具体的内容には一切触れていない。

第二期長期計画第一次調整計画の重点事業として、「ものづくり」の分野では、「吉祥寺駅北口広場の完成」（昭和六二年三月完成）、「武蔵境駅北口再開発計画の実施」、「総合体育館の建設」（平成元年一月完成）、「保健センターの建設」（六二年一〇月完成）の四事業が、また「しくみづくり」の分野では、「防災態勢づくり」、「コミュニティづくり」、「青少年活動の組織づくり」、「基金づくり」の四事業がそれぞれ指定された。基金づくりでは、同調整計画期間中に、「国際交流基金条例」（六一年四月）、「公園緑化基金条例」（六三年四月）、「青少年善行表彰基金条例」（平成元年九月）など五つの基金条例が制定された。

### 第二次調整計画

第二期長期計画第二次調整計画策定委員会（委員長・西尾勝東京大学教授）は、昭和六三（一九八八）年二月五日に発足した。第二次調整計画の策定に当たっては、市民参加の新しい試みとし

て、「サラリーマン会議」と「市民タウン・ウォッチング」が導入された。

「サラリーマン会議」は、二つの発想に基づいている。一つは、いわゆるサラリーマンが担税者として、武蔵野市の財政に大きく貢献している（昭和六三年度予算における市民税の五〇パーセント、個人市民税の約四〇パーセントを占める）にもかかわらず、市政に直接意見を言う機会がほとんど与えられていないという実状に鑑み、住民参加による開かれた市政を標榜する武蔵野市としては、積極的に意見・提言を受け入れるべきと判断したこと。もう一つは、日々の企業活動で熾烈な競争と合理化に身を置いているサラリーマンの視点で市政を見直してもらうことにより、調整計画に組み入れるべき新たな提言や、改善すべき点の指摘があることを期待したことである。

六三年二月二七日に発足したサラリーマン会議（座長・大木保男三菱商事社員・委員一人）は、平日の夜間、市役所本庁舎で会合を重ね、活発な議論を展開した。同年一月一七日に提出された報告書では、市のメンバーを入れた討議で、法律や規則の制約などの理由で委員の提案を実現できないなどとする市側に対し、それなら会議を何回重ねても意義は薄いと厳しく批判、法律・規則がネックになるのなら、それを変える志向を持てばよい、と迫っている。同会議は、市は、企業による法人市民税の増加を図り、企業誘致に意識的になるべきである、市といえども、利益が期待できる事業も展開すべきであるなど、企業人らしい提案を行った。

「市民タウン・ウォッチング」は、同年四月一日から五月三十一日までの二か月間、コミュニティ協議会の協力で行われた。調査員一八人が、所属するコミュニティ地区の点検を行うもので、調査項目は、交通事故、犯罪、災害などに対して安全かどうかを点検する「安全度」九項目、公害やごみのない健全な住環境が保たれているかを点検する「健康・衛生」八項目、買い物などの市民生活は利便かどうか点検する「利便性」四項目、まちの美しさ、緑や空間

などが保たれているかを点検する「快適度」五項目の計二六項目である。この活動は、第二次調整計画に反映させることが目的だが、一方、市民が自らの手で自らのまちづくりに参加するという「コミュニティ形成活動」（第一次調整計画のしくみづくり重点事業「コミュニティづくり」の一環）としても意義があった。

第二期長期計画第二次調整計画は、平成元年一月一九日に策定した。

重点事業（ものづくりの分野）では、第一次調整計画で二番目の重点事業とされていた「武蔵境駅北口再開発計画の実施」が、その後、都市計画決定（昭和六一年八月）されたのを受けて、「武蔵境駅周辺再開発事業の推進」として、重点事業の第一に指定された。第二は「中央図書館の改築または新築移転」、第三は、「重度・重複障害者更生・訓練施設、障害者授産施設の新設」、第四に「福祉会館の改築」がそれぞれ指定された。第一の武蔵境駅周辺再開発事業は、第四期長期計画（平成一七～二六年度）へと引き継がれていくが、第二の中央図書館については平成六年度末に新築移転が完了、第三の障害者福祉関係では、武蔵野障害者総合センターが完成（五年六月）、第四の福祉会館の改築は、福祉会館跡地に高齢者総合センターが開設（五年九月）され、それぞれ計画どおり実現した。

なお、第一次調整計画で、必要性・内容とともに立地点を再検討とされた「総合教育センターの建設」は、見直しの結果、第二次調整計画から姿を消した。

## （二） 第二期基本構想・長期計画

**地球環境や高齢者に** 第三期基本構想・長期計画策定委員会（委員長・勝田有恒一橋大学教授）は、平成三（一九九二）年一〇月二六日に発足した。第二期基本構想・長期計画策定委員会の発足から、約一

二年ぶりである。

この間に生じた最大の変化の一つは、地球環境の問題である。わが国をはじめとする先進国の経済発展は、物質的な豊かさや便利な市民生活をもたらしたが、その反面で、資源の枯渇、大気汚染、オゾン層の破壊、自然・生態系の変容、地球の温暖化などの深刻な問題が発生した。市民は、物質的繁栄の中にあつて、地球の有限性を認識した。

二つ目の大きな変化は、高齢化の進展である。第二期基本構想・長期計画策定委員会が発足した昭和五四（一九七九）年、本市の高齢化率（六五歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は七・九パーセントだったが、第三期の同策定委員会の発足時は、一一・七パーセントに上った。

もう一つ大きな変化を挙げれば、子どもたちの生活環境の変化である。とりわけ都市の子どもたちは、自然とのかかわりが乏しく、核家族化によつて高齢者と接する機会も少なく、地域での人間関係も希薄になってきた。そのため、精神的にも身体的にもひ弱になつたと、指摘されるようになった。

平成五年三月に策定された「基本構想」は、こうした変化を踏まえ、まちづくりの目標が次のように定められた。地球環境の問題を踏まえて、全ての施策をエコロジーの視点を通して見つめ、「快適環境まちづくり」を目指すとした。これを受けて、「長期計画」では、プラスチック系ごみリサイクルの検討や、コンポストシステム（生ごみを堆肥化する容器でごみの減量化を図るシステム）の導入などで、資源循環型都市への転換を図ったり、公共施設にソーラーシステムを導入、市役所が先駆的に低公害車を採用するなど、低公害・省エネルギー対応型システムを導入し、民間への普及・促進を図るとしている。さらに、自然や緑の保全・回復に関しては、市内で西暦二〇〇〇年までに二〇〇〇本の樹木を指定し、二二世紀には樹齢一〇〇年以上に育てる「大木・シンボルツリー二〇〇〇計画」を定めて

いる。

高齢化の進展を踏まえて、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域社会を築くこと（構想では「地域ふれあいまちづくり」と呼ぶ）をまちづくりの基本に据えた。これを受けて、「長期計画」では、健康面でも経済面でも自立的な高齢者が、ボランティア活動やコミュニティ活動に参加できるよう援助すること、また、「寝たきり」や「痴呆症」の人を最小限に抑えるため、医師会など関係機関の協力を得て、早期診断・治療の体制を確立することを提言している。

子どもたちの生活環境づくりでは、野外活動による実体験の機会を増やし、自主性のある、たくましい子どもの育成を目指す「子どもがいきいき育つまちづくり」を目標とした。「長期計画」では、セカンドスクールの設立と実施、学校施設開放の推進などをあげている。

これらのほか、第三期基本構想では、まちづくりの目標として、広域協力まちづくり、情報交流まちづくり、「市民のふるさと」まちづくりを定めた。そして、市民生活を豊かにする九つの優先事業として、「武蔵境駅北口周辺再開発事業の完成」、「中央図書館の新築」、「吉祥寺ナーシングホーム（仮称）の建設」、「千川小学校の改築」、「農林水産省食糧倉庫跡地の取得と利用計画」、「緑町住宅団地の建て替え」、「富士高原学園の改築」、「歴史資料館の設置」、「商工会館の改築」が指定された。

**第一次調整計画** 平成八（一九九六）年二月一九日、第三期長期計画第一次調整計画策定委員会（委員長・勝（平成九〜一四年度） 田有恒駿河台大学教授）が発足した。第三期長期計画策定以降、本市のみならず、日本社会

全体が、予想もなかった、あるいは予想してはいたものの、それをはるかに上回る規模やスピードでの状況変化に

見舞われた。

経済面ではいわゆる「バブルの崩壊」が起き、国の経済全体が停滞するとともに、国家・地方財政は、「逼迫」とも表現される事態に陥り、行財政のスリム化が急務とされるに至った。また、多くの犠牲者を出した阪神・淡路大震災は、一見便利で豊かな都市生活が、いかに潜在的な危険の上に営まれているのを見せつけた。

これらのできごとに加え、予想はしていたものの、予想を上回るスピードで進行したのが、高齢化と少子化である。こうした変化を踏まえ、本調整計画（九年二月策定）では、「市の事業の見直し」、「高齢者・子ども重点化」、「安心して暮らせるまちづくり」の三項目を基本方針とした。具体的施策としては、第三期長期計画に掲げられていた九つの優先事業のうち、「中央図書館の新築」、「吉祥寺ナーシングホームの建設」、「千川小学校の改築」の三事業は計画通り完成したため、残る六事業に、新たに、「地域ベースの保健医療供給体制の強化」、「地域福祉計画実施の点検と改善」、「ハイモビリティ政策の推進」、「災害に強いまちづくり」、「住宅政策の総合的推進」の五項目の事業を加えた一一事業を優先事業とした。ハイモビリティ政策とは、人・自転車・自動車など、あらゆる交通機関がスムーズに移動することのできる、交通移動のしやすい都市（ハイモビリティ都市）の構築を目指す政策のことである。

本調整計画の策定に当たっては、初めて、策定委員会が市議会各会派からの文書による要望・提言を受け、従来からの市議会全員協議会を通じての意見・提言とともに計画策定に反映させた。また、市民団体ヒアリングでは、地域で子育てにかかわっている市民の声を詳しく聞こうと、市立小中学校PTA、学校施設開放運営委員会など「学校区団体」を対象としたヒアリングが初めて開催され、現場からの声が集約された。

## 第二次調整計画

平成二二(二〇〇〇)年三月二日、第三期長期計画第二次調整計画策定委員会(委員長・

(平成一三〜一八年度) 東原紘道東京大学地震研究所教授)が発足した。第二次調整計画策定の特徴は、策定に先立ち、二一世紀を目前に控えて、新しい時代の要請にこたえつつ、限りある財源でどのような新施策に取り組むことができるのかを徹底的に検討するため、専門家・学識経験者らから成る「新世紀委員会」を設置したことである。

テーマごとに、「子育て・教育を考える(子育ては楽し)委員会」(委員長・山本泰東京大学教授)、「都市・環境・自然を考える委員会」(委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授)、「豊かな地域社会を考える委員会」(委員長・栗田充治亜細亜大学教授)、「市役所の組織・経営を考える(新しい仕事のやり方)委員会」(委員長・鶴川正樹公認会計士)の四委員会が設置された。いずれも一〇年七月に発足、一一年三月から四月にかけて提言書をまとめた(↓資料編)。これらの提言を受けて、第二次調整計画は一三年三月に策定された。

第一次調整計画と第二次調整計画の間隔は、四年だが、この間、社会情勢は刻々と変化してきた。とりわけ情報通信技術は急速に発達し、社会経済構造や個人のライフスタイルを大きく変えつつあった。総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネット普及率(世帯)は、第一次調整計画が策定された平成九年には、六・四パーセントだったが、一三年には、六〇・五パーセントと、僅か四年の間に一〇倍近くに膨れ上がっている。こうした状況を反映して、本調整計画の策定に当たっては、従来、市役所の会議室で開催されていたサラリーマン会議は、インターネット上の電子会議室を活用して行われた。

四年間に生じた変化は、インターネットに象徴される情報通信技術の発達だけではない。子どもの学力・体力の低下や少年による凶悪犯罪の発生などを契機に、子育てや教育のあり方が国民的議論の対象になった。また、市民によ

る公益活動もNPO法の制定などを契機に、ますます活発化した。さらに、介護保険制度の実施、地方分権の推進、情報公開法の制定、学校週五日制への移行など、市政を取り巻く状況も大きく変化した。

これらの変化を踏まえ、第二次調整計画では、優先事業として、「高齢者福祉の推進」、「子ども施策の推進」、「武蔵境まちづくりの推進」、「吉祥寺新時代に向けて」、「地域で取り組む環境施策と緑化の推進」という五項目を掲げた。また、その他では、都市・国際交流の推進、コミュニティの活性化、インターネットによるサービス拡充、行政の透明性の確保などが時代変化に対応した施策として挙げられている。

なお、第一次調整計画で新たに優先事業と指定した五項目については、次のように第二次調整計画で実績を評価している。

「地域ベースの保健医療供給体制の強化」については、かかりつけ医の紹介制度を導入し（平成一一年度から）、武蔵野赤十字病院に市民用ベッド二二〇床を確保したこと（平成九年）などである。（↓第二章第一節三）

「地域福祉計画実施の点検と改善」では、障害者計画を策定し（平成一〇年度）、それに基づいて、二四時間対応の心身障害者ショートステイ施設「桜はうす・今泉」（平成一一年）と「なごみの家」（同十二年）、知的障害者のグループホーム「天の薨」（同十三年）をオープンしたことなどがある。（↓第二章第二節六）

「ハイモビリティ政策の推進」では、ムーバスの定着と展開（一二年に三号路線の運行開始）、レモンキャブ事業の開始（平成一二年）などを挙げている。（↓第六章第三節一、第二章第二節三）

「災害に強いまちづくり」では、市内一三町五二丁目別の危険度のランクづけを実施（人口密度、木造棟数率、避難危険度、防火水槽など項目毎の調査による）、市内で最も危険度が高かった吉祥寺南町に、多機能な防災広場を建

設（一二年）したことや、民間住宅耐震助成制度の設置（一〇年度）などである。（↓第五章第一節一）

「住宅政策の総合的推進」では、一〇年度に住宅対策室を新設して、マンション対策や環境配慮の住まいづくりなど、総合的な住宅対策を推進していること、また、市で行うようになった建築確認事務（八年開始）も円滑に機能しており、庁内はもちろん関係機関との連携も図りながら、建築確認が年間約八〇〇件、宅地開発指導要綱による行政指導が約四〇件行われていることを成果としている。（↓第六章第四節二）

### （三） 第四期基本構想・長期計画

**論議を呼んだ基本構想** 第四期基本構想・長期計画策定委員会（委員長・東原紘道防災科学技術研究所地震防災フ  
のキーワード「家族」 ロンティア研究センター長）は、平成一五（二〇〇三）年九月二十九日に発足した。第二期と第三期の計画期間は、それぞれ一二年間だったが、第四期は、一七年度から二六年度までの一〇年間とした。二つの調整計画で見直しがあるとはいえ、社会状況の変化が極めて速く、予想が難しいため、長期計画の期間を二年間短縮したのである。

前期の長期計画から一二年ぶりの策定とあって、第四期基本構想では、その前文で、新しい状況を踏まえた、新しい目標が掲げられ、基本構想の三本柱と定められた。

第一の目標は、「都市の窓を開こう」。都市は、水・食糧・エネルギーなど、生存に必要なさまざまな要素を地方に依存している。都市だけでは生きていけない。そこで、地方の人々と連携しよう、ひいては世界の人々と手をつなごうとしようもの。

第二は、「新しい家族を育てよう」。人間の生きる原点は家族にあるとの考え方に立ち、親子・兄弟・姉妹・親族を中心に、地域に新しい家族をつくる。そして、それぞれの生き方を尊重しながらも、助け合い励まし合う新しい家族を育てようというもの。

第三は、「持続可能な社会をつくろう」。地球の有限性が論議されるようになった今日、人類の英知によって持続可能な社会をつくるために、地球規模で考え、足元から行動を起こそうというもの。

基本構想は、この三大目標を踏まえたうえで、まちづくりの目標として、「個人を尊重し人々がともに助け合うまち」、「家族とともに。子どもが輝くまち」、「環境と共生する循環型のまち」、「緑あふれる快適なまち」、「文化が薫る品格あるまち」、「市民と地域がつくる活力あるまち」の六項目を定めた。

同基本構想は、一六年一月五日、八日、九日の三日間、市議会の第四期基本構想審査特別委員会で審議された後、一二月六日の本会議で可決されたが、この間、第二目標の「家族」が論議を呼んだ。

日本共産党武蔵野市議団の議員は、長時間労働や過密労働で家族の関係が希薄になってしまふのは、個人では解決できないことで、国などが労働条件の問題を考えるべきだが、長期計画には、そうした記述がないと追及。市民の党の議員は、なぜ今、家族が強調されるのか、公や国家への服従につながる愛国心の強調など、教育基本法改定の論議とも相通するもので、大変問題であると批判した。

これらに対し、土屋市長は、基本構想にいう「家族」は、血縁や婚姻関係などに基づく古典的な家族だけでなく、グループホーム（知的障害者や認知症高齢者が専門スタッフの助けで一般住宅で共同生活する介護形態）やテナミリオンハウスなど、同じ地域に住む人々が助け合うコミュニティも、新しい家族としてとらえるべきだと説明した。

基本構想の議案に対する賛否の討論が七人の議員によって行われた。

自由民主クラブは議案に賛成で、家庭・家族のきずなの強化に共感。民主・市民ネットは賛成だが、市民の意見や委員会審査での意見を市政運営に反映させよと要望。市議会市民クラブも賛成、夢と希望が詰まった基本構想だと評価。市議会公明党も賛成し、実効性・柔軟性のある基本構想を高く評価した。

一方、日本共産党武蔵野市議団は反対。市民の声が反映されていないとした。市民の党は、思い切った改革がなく、参加意欲をかき立てないとした。また、会派に属さない議員は反対、市長の意向が強すぎ独自性がないとした。

以上のような家族をめぐる論議があったものの、第四期基本構想議案は、賛成多数で可決された。

**新設の市民会議の要望** 第四期長期計画策定までの特徴は、従来の「サラリーマン会議」に加え、新たにテーマ別

を長期計画に盛り込む の市民会議を設置したことである。「団塊世代の主張」(座長・栗田充治亜細亜大学教授)、

「地域の力を活かしたまちづくり」(委員長・田村和寿武蔵野市開発公社理事)、「子ども自然体験」(委員長・梅田彰 NPO武蔵野自然塾理事長)の三つのテーマ別市民会議が平成一五年一二月に発足した。

テーマ別市民会議の中で、新聞などが最も注目したのが「団塊世代の主張」だった。この会議は、長期計画の期間である今後一〇年間に退職するなどして地域とのかかわりが増える彼らに、「退職後の夢」などを聞き取り、市の長期計画に反映させようとしたものである。市では、団塊の世代を、昭和二二(一九四七)年から二四(一九四九)年に生まれた人としたが、当時(平成二六年三月一日現在)、本市には団塊世代は六三三〇人(市の総人口の四・八パーセント)いた。同会議は、一六年二(三月)に、住民基本台帳から無作為抽出した団塊世代三〇〇〇人を対象にアンケートを実施し、九〇七人から回答を得た(回収率三〇・二パーセント)。その結果、彼らが、これまで培ってきたキャ

リアを退職後も活かして自ら税金を納め、地域社会の福祉と文化向上に貢献したい意欲を持っていることが分かった。同会議は、同年五月にまとめた報告書で、団塊世代の意欲と熱意を行政がうまく受け止め、サポートの仕組みを作ることを提言。これを受けて、長期計画に、「団塊世代事業の支援」が盛り込まれ、退職後自らビジネスプランを作成・実施すること、定年後の活躍の場を生み出すことをサポートする仕組みづくりを検討するとした。

テーマ別市民会議「地域の力を活かしたまちづくり」は、基本的な考え方として、行政自らが実施するよりも「地域の力」に委ねた方がよい事業もあるのではないかと提言した。長期計画では、地域をいかしたまちづくりを推進するため、アダプト・プログラム（企画・計画段階での参加だけでなく、道路や公園などの公共施設の維持・管理にまで市民がかかわるシステム）を導入すると記述された。

「子ども自然体験」をテーマとする市民会議は、報告書の中で、セカンドスクールなど市の自然体験事業を高く評価したうえで、指導者の拡充と核となる人材の育成システムの構築、自然体験の重要性の周知・啓発を提言し、そのほとんどが、長期計画に反映された。

**持続可能な都市の** 基本構想の三大目標の一つ、「持続可能な社会をつくろう」については、長期計画では、**施策形成を**目指して 体系の第三「緑・環境・市民生活」の冒頭に「持続可能な都市の形成」を掲げ、以下の四つの施策を挙げている。

第一は、資源・エネルギーの循環的利用の促進で、事業（実行計画期間は平成一七～二一年度）として、家庭・業務部門への新エネルギー（太陽光や燃料電池など）の導入、緑のリサイクルシステムの構築、リサイクルセンターなど施設整備の検討、低公害車の普及促進、環境会計（環境対策にかけた費用とその効果を定量化して財務情報として

示すもの）の研究など。

第二は、クリーンセンター建て替え計画の検討で、事業は、環境負荷が少なく、エネルギー循環型・物質循環型ごみ処理システムの検討など。

第三は、ごみ減量の促進で、事業は、排出責任者の明確化をはじめ、家庭ごみの有料化、戸別収集なども踏まえ、市民・事業者がごみの発生・排出抑制に取り組む施策について検討すること、最終処分場を管理する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めている焼却灰をリサイクルするエコセメント事業を、同組合の構成市として積極的に支援するとしている。

第四は、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換で、事業は、市民に対して知恵を絞った環境配慮型ライフスタイルを提案するとともに、環境に配慮した事業活動届け出制度である「グリーンパートナー制度」の充実など、環境経営の普及・促進や環境学習ネットワークの形成を挙げている。

これらの施策については、たとえば、家庭への新エネルギー導入は、すでに平成一四（二〇〇二）年に、住宅用太陽光発電設備設置費助成制度を導入しているが、一九年度からは、家庭の二酸化炭素排出抑制策の一環として、家庭用燃料電池コジェネレーションシステムや住宅用高効率給湯器の設置に対する援助を開始した。

クリーンセンター建て替え計画については、二一年九月に市の基本的な考え方（案）を市民に提案、さまざまな意見を聴いたうえで、二二年一月「市の基本的な考え方」を決定した。新しいクリーンセンターは、現施設の東隣りに建設予定で、施設基本計画策定委員会の委員の公募を始めた。

ごみ減量の推進は、一八年度から、一日に市民一人が出すごみを、現状の七六三・八グラム（一七年度実績）から

七〇〇グラム以下に減量する「武蔵野ごみチャレンジ七〇〇グラムキャンペーン」を始めるなどさまざまな施策に取り組んでいる。

一五年度に始まったグリーンパートナー制度は、参加届け出事業者三六でスタートしたが、二〇年度には二一三事業者に増加した。

環境の良さと経済の活力を両立させながら、生活面でも快適に過ごせる都市の持続可能度については、日本経済新聞社産業地域研究所が毎年「全国都市サステナブル（持続可能）度調査」を実施している。環境保全度、経済の豊かさ度、社会安定度の三局面を評価し、それらを基に総合評価するものだが、武蔵野市は二一年度、総合で全国第一位の評価を受けた。

## 二 情報公開

**情報公開懇談会** 国が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）を施行したのは平成一三（二〇〇一）年四月だが、地方自治体ではそれに先立つ二〇年前から行政の情報公開が始まっていた。

**昭 and 五七（一九八二）年**に山形県金山町かねやまが「公文書公開条例」を制定したのが最初で、五八年には神奈川県、埼玉県でも同様の条例を制定するなど、以後多くの自治体が続いた。

本市でも、五八年に情報公開の議論が始まった。庁内の情報公開制度検討プロジェクトチームが同年九月に報告書を出し、五九年一〇月、「情報公開懇談会」（会長・勝田有恒一橋大学教授 以下、懇談会と略）を市民参加の武蔵野

方式で設置した。情報公開といえ、市民の請求による公機関の情報開示」と狭く考えられがちだが、本市の懇談会は、開示請求があるなしかかわらず、自治体の側から積極的な情報公開をすることが重要なのだという視点に立ち、広い意味での情報公開のあり方を議論していた点が違う。懇談会から六一年四月に出された答申は、基本方針に武蔵野市民の「市政参加を保障するための知る権利の実現をめざす」とうたい、次の六つの柱を立てた。

一は、行政から市民への基本的かつ重要な情報の公開である。何が基本的かつ重要かは「情報公開委員会」を設置し、その中で決定する。情報公開委員会は情報公開制度やその他情報公開に関する事項について審議し、実施機関に意見を述べる。

二は、情報を得ようとする市民に、最大限の資料を公開すること。市政資料コーナーの設置（五八年九月一日）などがそれに当たる。

三は、市の諸機関の会議の公開である。行政行為としての公布・告示などに代表される公開もある。

四は、一般的にいわれる市民の請求による「情報開示」である。

五は、行政の所有する個人に関する情報の非公開と、地方公務員法に定められる守秘義務に関する非公開である。

六は、個人の情報が公機関でどのように扱われているかを知る権利による公開、つまりプライバシーの自己管理に関するものである。

答申を受けて、武蔵野市情報公開条例は、平成元（一九八九）年三月一七日の市議会において全会一致で可決、同年一〇月一日に施行された。施行に先立って、同年五月二三日、情報公開委員会（委員長・勝田有恒）が設置され、三年三月に「答申・建議書」が提出された。委員会の主な任務は、市がどのように積極的な情報公開を行うかを、「市

民に知ってほしい最小限の情報」(シビル・インフォメーション・ミニムム Civil Information Minimum 以下、C I Mと略)として決定することであり、具体的な広報のあり方も示唆している。

**C I Mコーナーを** 「市民に知ってほしい最小限の情報」(C I M)の定義は、他市には見られない積極的な情報提

### 設置

供の考え方を示したものと見える。その趣旨は、市民が市政に参加するに際して判断材料の一部になると思われる、基本的に重要な施策項目を、情報公開委員会があらかじめ選定しておき、市報の一隅を使って順次公開していくというものである。このC I Mコーナーを市民に分かりやすく、かつ親しみやすい内容にするために、テーマごとに市民(執筆者)が各方面で取材をし、そこで得た生の情報を六〇〇〜一〇〇〇字くらいにコンパクトにまとめる。それを「市報」という最も身近な媒体で定期的に提供していく。そのことによって市政に対する認識が市民の中で深まっていき、納税者としての自覚もさらに強まり、より民主的な市政の実現を促すことになるという考え方である。

平成四(一九九二)年九月一日「市報」に初めてC I Mコーナーが設けられた。以後毎月一回一五日発行の市報で、最小限とはいえ市民に知ってほしい情報を提供し続けている。毎日が市民の行政への関心に直接こたえる内容であり、役に立つと、一定の評価を得ている。(↓資料編)

このコーナーが第一〇〇号を迎えた時(一三年六月一五日市報)のテーマは「生まれ変わる情報公開条例と個人情報保護条例に期待!!」であり、執筆者はフリーライターの向井一江だった。

市が公開すべき情報はこのC I Mコーナーのほかに、「季刊武蔵野」(のちの「季刊むさしの」)「グラフむさしの」「いこどもむさしの」などの文字媒体、むさしのFM、ケーブルテレビ、インターネットなどのデジタル媒体、あるい

は市政資料コーナーや各課窓口などで積極的に提供されているので、後述する「七 広報広聴」の項を参照されたい。

### 情報公開条例改正へ

その後、国の情報公開法も制定され、市の情報公開条例の一〇数年にわたる運用上の問題点、市民の意識の変化、情報社会の進化、市民の意見などを総合的に取り入れた改正案が、平成

一三(二〇〇一)年一月に市議会に提案され、三月一五日の市議会本会議で全面改正された。同時に、後述する「個人情報保護条例」も可決された。

情報公開条例の主な改正点は次のとおりである。

一、開示請求は誰でもできる 前の条例では、開示請求ができるのは「市民および市の利害関係者である広義の市民」に限定されていた。改正条例では、日本人、法人あるいは外国人を問わず誰でも請求できる。開示にかかる手数料は原則無料。複写などは実費が必要である。

二、適正な請求と文書管理 開示請求は市民の権利である。と同時に、請求者はこの制度を適正に利用する責務がある。「適正に」を加えた理由は、過去に一件の開示請求に一万枚を超える資料が求められ、職員の事務に支障を来した例があったからだ。また、請求者が請求文書を特定できるように、市では「文書管理」を徹底することになった。

三、情報の公表・提供の推進 本市では前述のように市報、市議会報、むさしのFM、ケーブルテレビ、ホームページなどの広報媒体を活用して情報公開に努めてきたが、改正条例では、なお一層、市民が正確で分かりやすい市政の情報を迅速にまた容易に得られるよう、積極的に公表・提供するように努める。

四、個人情報「個人識別型」で非開示とする 個人が識別される情報は開示しないことを基本とする。ただ

し、個人情報でも、公務員の職務に関する情報などは開示する。

五、情報公開・個人情報保護審査会の調査権限として「インカメラ制度」を導入する 開示請求をして非開示となった場合、「非開示決定等に対する不服の申立て」が妥当かどうか判断を求める前述の審査会（弁護士など五人で構成）を設置する。審査会は公正かつ客観的な立場で審査し、答申を出す。実施機関はその答申を尊重し、不服の申し立てに対する取り扱いを決定する。審査会が審査のために非開示情報を直接見ることができる権限を持つことを「インカメラ制度」という。この制度で知りえた情報は他に漏らしてはならない（守秘義務）。

六、外郭団体などの情報公開 前の制度では外郭団体の情報公開について規定していなかったが、改正条例では、市などが出資し市政と密接な関係を持つ団体の場合、情報公開に関し必要な措置を講ずることを規定した。

**開示請求で非開示** 情報公開の開示請求があつた場合、市は開示するのが原則である。だが、次のような情報が記となるもの 録されている場合には非開示となる。①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪の

予防などの情報、⑤審議、検討、協議に関する情報、⑥行政運営情報、⑦任意提供情報である。

非開示の情報が一定期間を過ぎれば開示となる場合もある。また、一部非開示とされたものでその非開示部分を除く他の部分を開示する場合もある。

行政文書開示の実施機関別請求件数と処理状況、一部開示の理由、非開示の理由の内訳、請求者の内訳などの公開は毎年一回、市報の特集ページ「情報公開制度の運用状況」で行っている。

### 個人情報保護

情報公開の問題を討議するのとはほぼ同時に開始されたのが個人情報の保護についての審議である。世界的に拡大していくコンピュータ社会において、いかにプライバシーと個人の自由を保護し

ていくかという問題は、同時に個人データの自由な流通をいかに果たすかという、相反する二つの問題をはらんでいる。

本市は、前の期の昭和五七（一九八二）年一月に「武蔵野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を施行。翌二月に、コンピューターの導入とそれに伴う個人情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する条例施行規則」を作り、それに基づいて「個人情報保護審議会」を立ち上げ、コンピューター業務委託における条件として個人情報取り扱いには厳重な注意を付けている。翌五八年、土屋新市長からの本格的なコンピューター導入の指示に伴って、個人情報取り扱い部署が電子計算課から情報管理課に変わり（平成元年）、導入部門の具体的な事例に即した討議が重ねられてきている。

国が「個人情報の保護に関する法律」（略称・個人情報保護法）を作ったのは平成一五（二〇〇三）年であるが、本市は国よりも約二年早く、一三年七月一日から「武蔵野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則」の改正という形で「個人情報保護条例」を施行している。この条例では、個人情報をコンピューター記録に限らず、アナログ媒体（文書、図画、写真、フィルム）、さらに多様化する各種デジタル媒体にまで拡大している。また、自らの個人情報に関する開示請求や、間違った記載を訂正する請求、目的以外に個人情報を利用することを中止させることができる権利などを保障している。さらにまた、日々進化していくコンピューター技術やインターネットなどにおいて、個人情報の保護は今後ともますます細かな対応を迫られることになるだろう。

### 三 開村一〇〇年記念事業

明治三二（一八八九）年四月一日、吉祥寺村、西窪村、関前村、境村の旧四村が合併し、武蔵野村が誕生した。これを現在の武蔵野市の原点ととらえ、それから一〇〇年を迎えた平成元（一九八九）年、市民と行政が一体となった開村一〇〇年記念行事が、約一〇か月にわたり盛大に行われた。

#### スローガンは

準備は一年前から始まった。昭和六三（一九八八）年三月、庁内検討会議が設置され、記「こころざし 光れ！」念事業の趣旨や目的、市民参加の方法、推進組織、ラフスケジュールなどが検討された。

次いで、同年七月、市議会議員、市民、市職員計一五人から成る開村一〇〇年委員会が設置された。同委員会は、基本構想として、武蔵野百年史の編さん着手、民俗資料館と歴史資料館建設の検討、国際交流事業団の設立など五事業を「第二期長期計画第二次調整計画策定委員会」に提案したが、構想のみにとどめ、具体的な事業の計画・実施については、同年一二月設置の開村一〇〇年実行委員会に引き継ぐこととした。

同実行委員会は、会長に市長、副会長に市議会議員長、商工会議所会頭、商店連合会会長、体育協会会長、市民芸術文化協会会長の五人、委員として、市民団体（武蔵野市身体障害者協会会長ら二人）、官公庁（武蔵野消防署長ら八人）、公共機関（鉄道・バス・電気・ガスなどの関係者一六人）、学校関係者五人など計一〇〇人で構成するという大がかりな組織。「開村一〇〇年を振り返って、歴史の重みを知り、武蔵野市の未来を見つめ、二一世紀への道を切り開く」ことを基本理念に、「こころざし 光れ！」をスローガンに定めた。（↓資料編）

個々のイベントの実施に際しては、市内の約一〇〇〇団体の市民から推進委員を募り、最終的に四〇〇〇人以上が推進委員として各イベントの推進役を担った。また、記念式典など市主催の大きなイベントは市役所職員四〇人からなる実施本部（本部長・井上文三助役）が担当した。

最大のイベントの一つとして、ノーベル平和賞受賞者マザー・テレサの講演会が企画された。平成元年四月二三日に市民文化会館大ホールで講演した後、市内の社会福祉法人「のぞみの家」を訪問、約五〇人の子どもたちと昼食をともにする予定だった。だが、開催の四日前に体調を崩し、訪日不能となった旨の本人からの手紙が届き、講演会は中止となった。結局、講演会とともに予定されていた「マザー・テレサ写真展」（写真・沖守弘）だけが、予定どおり四月二三～二八日、五月五～一二日の計一四日間、市民文化会館展示室で開催された。延べ二〇四四人の入場者があり、開催期間中に集まった献金約四〇万円は、写真家沖を通じて八月にマザー・テレサに手渡された。

四月の記念式典に先立ち、記念行事第一弾として、三月二七日、ミヒヤエル・エンデ自身による「詩」の朗読と映画「モモ」特別鑑賞会（朝日新聞社と共催）が市民文化会館小ホールで開催された。幻想的な作品で知られ、児童文学者としても有名なドイツの作家エンデの代表作『モモ』は、世界各国で翻訳されているが、特に日本では根強い人気があり、日本での発行部数は本国ドイツに次ぐといわれる。四七〇人の市民招待に一一一人が応募した。小ホールを埋め尽くした観客は、エンデ自身による自作詩の朗読に聞き入り、映画「モモ」に見入った。また、四月七～二三日の一七日間、芸能劇場で、本市に拠点（当時）を構える結城座がエンデ原作の戯曲『サーカス物語』を糸操り人形劇にして特別公演した。

開村一〇〇年を祝う記念式典は、四月九日、市民文化会館大ホールで、本市ゆかりの来賓ら約一三〇〇人が出席し

て行われた。歴代の村長・町長の遺族九人と元市長二人、長期在住者の子孫一〇人にそれぞれ感謝状が贈られた。

八月二〇日には、三一年ぶりの花火大会が、都立武蔵野中央公園で開催された。本市では、昭和三三年まで、井の頭池畔で花火大会が開かれ、毎年一〇万人の人出でにぎわったが、交通渋滞と火薬類取り締まり規制の強化などで中止されて以来、途絶えていた。花火大会を復活するに当たり、市は、同公園関係者、警察署、消防署、消防団、医師会など関係機関の協力を得て警備に万全を期し、会場管理には、消防団、市職員、専門警備員二七八人が、立ち入り禁止区域の警戒、救護、消火、場内誘導を担当した。大会は、市民の協賛金によって賄われ、一〇万人の観衆が夏の夜空を彩る三二〇〇発の花火を楽しんだ。

### 一〇〇年に学ぶ

開村一〇〇年を記念するにふさわしい大きな行事として、一月七日、武蔵野公会堂ホールで「明治維新シンポジウム」が開催された。テーマは、「明治維新と明日へのこころざし」。文芸評論家の江藤淳が基調講演を行った。江藤は当時、ドラマシリーズ『明治の群像』（NHKテレビで放映）を書き下ろしたり、講談社版『勝海舟全集』（全三巻・別巻二）を単独で編さんするなど、明治時代の歴史に精力的に取り組んでいた。江藤は講演の中で、武蔵野村が誕生した明治二二年四月は、まさに甲武鉄道（中央線の前身「新宿―立川間」）が開通した月であり、村は、鉄道という近代文明を通して世界につながっていたと指摘、聴衆に感銘を与えた。

続くシンポジウムは、明治維新を日本史の立場から奈良本辰也（歴史家）、アジアの立場から衛藤藩吉（亜細亜大文学部長）、女性史の立場から永畑道子（ノンフィクション作家）、民衆史の立場から井出孫六（作家）が、それぞれ論じた後討論するという形式で、宮崎緑（元NHKニュースキャスター）の司会で行われた。約三五〇人の聴衆は熱心に聴き入った。シンポジウム終了後、会場からは、「欧米諸国は明治維新をどのように評価したのか」など、さまざま

まな質問が出された。

二月一日、開村一〇〇年のイベントを締めくくる式典「グランドフィナーレ」が市民文化会館大ホールで開催された。招待されたのは、開村一〇〇年実行委員、ボランティアの市民、関係団体役員など約一三〇〇人。市立第三小学校のブラスバンドによる演奏で開幕した。

アジアの子どもたちや市内留学生の合唱などが披露された後、「武蔵野一〇〇選」が発表された。開村一〇〇年にちなみ、ぜひ残しておきたい市内の神社仏閣、史跡、樹木、橋、自然景観、伝統行事など二〇〇を市民が選んだもの。選定方法は、まず市報で推薦を公募したところ一六〇件の応募があった。この推薦候補をもとに武蔵野一〇〇選選定委員会（市民代表四人、文化財保護委員二人、みどりの推進委員二人、市関係者二人の計一〇人）が選定、安養寺（吉祥寺東町一丁目）など寺院、杵築大社（境南町一丁目）など神社、御門訴事件記念碑（八幡町三丁目）などの史跡、吉祥寺図書館（吉祥寺本町一丁目）のケヤキ、ふじの実保育園（緑町三丁目）のフジなどの名木、小金井堤の桜並木の終点である桜橋（境四丁目）などが選ばれた。（↓資料編）

最後に、この年八月に開催された日本選手権水泳競技大会の一〇〇メートル・二〇〇メートル背泳でいずれも日本新記録で優勝、日本水泳界のホープと期待された高瀬千香子（市立第二中学校二年）が「先人が築き上げた歴史と伝統と文化を大切にし、未来に向かって旅立ちます」と「武蔵野二〇〇年宣言」を読み上げ、武蔵野の次代を担う決意を新たに示した。

約一〇か月にわたって繰り広げられたイベントは六八を数え、延べ約一〇〇万人が参加、総経費は、八三四万六八三四円（平成元年度決算額）に上った。

## 四 市制施行記念事業

昭和二二（一九四七）年一月三日に市制が施行された武蔵野市は、以来五年おきに周年記念事業を実施している。

### 四〇周年記念写真展

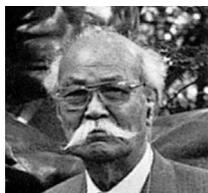
昭和六二（一九八七）年一月三日、市民文化会館大ホールで、市制施行四〇周年記念式典が開かれた。後藤喜八郎二代目市長、藤元政信三代目市長をはじめ約一三〇〇人が招待され、

一〇年おきに行われる市政功労者の表彰があった。永く市政に功績のあった七〇四人の名前が読み上げられ、市制施行の年に市役所に入庁した市民課の佐藤ユキ子、元市議会議員の木村勇次、消防団長の井口良美の三人が土屋正忠市長から表彰状と記念品を受け取った。

式典の中で、三年半にわたる交流を重ねてきた長野県豊科町（現安曇野市）との姉妹都市盟約式もあり、土屋市長と笠原貞行豊科町長が盟約書に調印、記念品として、武蔵野市からは名誉市民でこの年三月に亡くなった北村西望作のブロンズ像「將軍の孫」が、豊科町からは「North Alps」と題するガラス工芸品が贈られた。

式典を挟んで、一〇月三〇日～十一月五日、市民文化会館展示室で、写真展「市政四〇年の歩み」が開かれた。市政四〇年の歩みを一六一枚の写真で紹介するほか、市内一二か所を新旧二四枚の写真で、また、姉妹・友好都市を写真とイラストマップ計八四枚でそれぞれ紹介した。会期中、市民二四一八人が鑑賞した。

特別企画では、世界の名門吹奏楽団として名高いバリ・ギャルド・レピュブリケーヌ吹奏楽団の公演（十一月六日）、松居直美オルガンリサイタル（十一月七日）、江藤純平、大津鎮雄らの武蔵野在住有名美術家展（十一月二～一九日）、



名誉市民 北村西望  
(昭和37年推挙)



名誉市民 天野貞祐  
(昭和37年推挙)



名誉市民 朝永振一郎  
(昭和42年推挙)



名誉市民 荒井源吉  
(昭和55年推挙)



名誉市民 丹羽文雄  
(平成4年推挙)



名誉市民 長倉三郎  
(平成4年推挙)



名誉市民 杉村 隆  
(平成4年推挙)



名誉市民 小田 稔  
(平成9年推挙)



名誉市民 伊藤正男  
(平成9年推挙)



名誉市民 山崎倫子  
(平成14年推挙)

入江泰吉、白川義員、田沼武能らの現代巨匠写真家展（二月二日～二月一日）を市民文化会館で開催した。

丹羽文雄らが名誉市民に 平成四（一九九二）年一月三日の市制施行四五周年記念式典で、作家の丹羽文雄（四五周年記念）

四五周年記念 久保一丁目・一七年四月二〇日死去）、物理学者の長倉三郎（吉祥寺東町二丁目）、癌生化学者の杉村隆（吉祥寺東町三丁目）、三人の名誉市民が誕生した。武蔵野市に名誉市民条例が公布されたのは、昭和三六（一九六一）年で、名誉市民の条件は「武蔵野市に居住する者、もしくは居住していた者で、公共の福祉を増進し、学術、技芸その他広く社会文化の振興または地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬を受ける者」と、第二条で規定されている。

最初の名誉市民は彫刻家の北村西望と、哲学者で元文部大臣の天野貞祐の二人（昭和三七七年推挙）。次いでノーベル物理学賞受賞者の朝永振一郎（四二年）、初代武蔵野市長の荒井源吉（五五年）が続いた。四五周年の時、四人の名誉市民は故人となっていた。

新しく名誉市民となった三人はいずれも文化勲章受章者。

丹羽は日本文芸家協会会長も務めた文壇の重鎮。長倉は、現在「スピン化学」と呼ばれる新しい研究分野を開拓した学者で、英国王立研究所名誉会員、スウェーデン王立科学アカデミー会員。一三年には、第三代日本学士院院長に就任している（一九九年）。杉村は、国立がんセンター名誉総長を務める腫瘍学・生化学の権威。アメリカ国立科学アカデミー外国人会員で、アメリカでの受賞も多い。

市民文化会館大ホールで行われた推挙式で、名誉市民章、推挙状と記念品が贈られたが、丹羽は体調が優れず、杉村は中国訪問中のため、親族が代理で出席した。

この後、姉妹都市・富山県利賀村の村民による郷土色豊かな麦屋節と、武蔵野市民芸術文化協会による華やかな鶴亀が祝い舞いとして披露された。

一〇月二日、市制施行四五周年を祝う英国女王の近衛軍楽隊が吉祥寺の街をパレードし、約三万人の見物客を楽しませた。パッキンガム宮殿の近衛連隊に属する五つの吹奏楽団のうちの歴史と伝統を持つコールドストリーム・ガーズ・バンドで、迫力ある演奏と目にも鮮やかな衣装で、警視庁騎馬隊とともに、吉祥寺駅北口周辺を約九〇〇メートルにわたって行進した。

記念事業の一つとして、オーストラリアへの保健・福祉事情市民視察団派遣事業があった。高齢化社会のまちづく

りを考えるきっかけになればと市が企画した。団員は市報で募集した。募集人員は、一八〜二九歳の市民五人、三〇〜四九歳五人、五〇歳以上五人の計一五人。費用は一人当たり一五万円（総額四八万九〇〇〇円のうち、市が三三万九〇〇〇円を負担）である。学生、主婦、医師、地域のボランティアなど一五人の視察団を編成、八月二日から九月二日の日程で、シドニー郊外のホーンズビル地区の病院を中心に展開されている保健・医療・福祉の連携の現場や、高齢者の在宅生活を助ける諸施策とそれを支える地域のボランティア活動、コミュニティケアなどを視察した。

参加した市民は、オーストラリアでは日本の高齢者福祉制度と違い、保健と福祉が一元化されていて、個人のニーズに配慮したサービスが提供されていることや、行政のサービスだけでなく、ボランティアなどを活用して地域社会が高齢者の生活を大きく支えている実情に感銘を受けた。市民視察団の成果は報告書としてまとめられると同時に、一月七日に武蔵野公会堂で開かれたシンポジウム「高齢社会に対応する武蔵野市のまちづくり」で報告された。

**環境がテーマの 市制施行五〇周年記念式典は、平成九（一九九七）年一月三日、市民文化会館大ホールで行わ**

**五〇周年記念** 　　れ、新たに二人の名誉市民が誕生した。宇宙物理学者の小田稔（境南町二丁目・一三年三月一日死去）と、脳神経生理学者の伊藤正男（境南町四丁目）である。小田は東京大学名誉教授、宇宙科学研究所名誉教授で東京情報大学学長。エックス線天文学の画期的発明とされるエックス線天体観測装置「すだれコリメータ」を開発、宇宙物理学に大きな貢献をした。ローマ法王庁科学アカデミー会員でもあり、数々の国際的な科学賞を受賞している。伊藤は、東京大学名誉教授で理化学研究所・脳科学総合研究センター所長を務める日本の脳研究の第一人者。小脳の学習能力の基礎となるシナプス可塑性「長期抑圧」の発見で、脳の複雑なメカニズムにかかわる研究全体に新たな進展をもたらした。ロンドン王立協会、ロシア科学アカデミー、スウェーデン王立科学アカデミーの外国人会員で、海

外からも高い評価を受けている。

式典では、エウジェン・デイジマレスク駐日ルーマニア大使や青島幸男東京都知事が祝辞を述べた。駐日ルーマニア大使が列席したのは、本市が同国第二の都市ブラショフ市と友好関係にあるため。特別市政功労者として第二代市長後藤喜八郎が、また、市政功労者として一分野の六四一人・二〇〇〇団体が表彰された。

記念事業では、環境をテーマとしたイベントが目立った。一〇年二月一日には、武蔵野公会堂で「緑化フォーラム」が開かれ、建築家の安藤忠雄（ひょうごグリーンネットワーク呼びかけ人代表）が、「阪神淡路大地震と緑」と題して活動報告。九年九月二〇日にも、同じく武蔵野公会堂で「地球環境シンポジウム」が開かれた。比較惑星学の権威、松井孝典（東京大学助教授・本市在住）の「二一世紀の地球環境と人類の未来」と題する基調講演のあと、「地球環境の未来のために」をテーマにパネルディスカッション。加藤三郎（二一世紀の環境と文明を考える会代表）をコーディネーターに、パネリストは松本泰子（グリーンピースジャパン）、小林料（東京電力顧問）、紺野耕（武蔵野地域学長懇談会座長）、内藤正明（京都大学教授）、土屋武蔵野市長の五人。市民、企業、行政がどう行動すべきかなどを討論した。

一〇月には、成蹊大学、亜細亜大学、東京女子大学、日本獣医畜産大学（現日本獣医生命科学大学）、武蔵野女子大学（現武蔵野大学）で、それぞれの専門を生かした環境問題の講演を行う武蔵野地域五大学共同講演会を展開した。このほか、十一月三〇日には、簡単な落ち葉堆肥の作り方などを体験する「落ち葉の感謝祭」がグリーンセンターで、一二月一四日には「森と鳥のサミット」が武蔵野スイングホールで開催された。

都市交流に関するイベントも多く、六月一日には、友好都市山形県酒田市の「黒森歌舞伎」が市民文化会館大ホー

ルで上演された。黒森歌舞伎は、山形県無形民俗文化財。二六〇年の歴史を持つ農村歌舞伎（地芝居）で全国的にも名高い。酒田の人々の演じる「菅原伝授手習鑑」の素朴な味わいを約一〇〇〇人の観客が楽しんだ。記念事業は武蔵野市内にとどまらなかった。七〜八月には、姉妹都市長野県豊科町（現安曇野市）の豊科近代美術館で、本市が所有する濱口陽三、萩原英雄の作品を展示する武蔵野豊科交流美術展を開催。八月一日には同町で姉妹都市一〇周年祝賀会も開かれた。一月には全姉妹・友好都市出演者による芸能祭（市民文化会館など）、同物産展（伊勢丹吉祥寺店）などもあった。また、武蔵野市民交響楽団は八月八〜十八日、ルーマニアのブラショフ市を訪問、ジョルジュ・ディマ交響楽団と合同コンサートを行った。

#### 山崎倫子名誉市民に

#### 五五周年記念

平成一四（二〇〇二）年一月三日の市制施行五五周年記念式典では、医師で市立北町高齢者センター所長の山崎倫子（吉祥寺北町四丁目）が名誉市民に推挙された。初の女性名誉市民である。山崎は、昭和一八（一九四三）年、東京女子医学専門学校を卒業後、ハルビン医科大学付属市立病院内科に勤務し、ハルビン市内に自ら国際病院を開設。医師として難民や現地住民の治療に献身的に従事し、多くの生命を救った。昭和六〇年から九年間、日本女医会会長。国際的にも活躍し、昭和五七〜五九年の国連総会の政府代表代理、六〇年には国連の「婦人の一〇年世界会議」の日本政府代表顧問。六二年、夫浩と開業している医院の隣接地を市に寄付したので、単独施設として日本初のデイサービス施設「市立北町高齢者センター」が設立された。

記念事業は、シンポジウムが多かった。まず、七月五日、武蔵野スイングホールで「コミュニティシンポジウム」。江上<sup>なま</sup>渉（成蹊大学教授）をコーディネーターに、コミセン関係者や、少年野球・相撲の指導者、保育サービスのNP〇法人代表など五人の市民が新世紀のコミュニティのあり方について語り合った。七月二三日は商工会館で、「歴史

シンポジウム」。テーマは「武蔵野市のターニングポイント」。『武蔵野市百年史』の完成記念イベントでもあり、百年史編さん委員長を務めた佐藤竺あき（成蹊大学名誉教授）をコーディネーターに、武蔵野史談会会員二人と土屋市長が玉川上水、甲武鉄道、関東大震災、中島飛行機など、地域の変遷をたどった。一五年一月二五日には、武蔵野公会堂で、「家族とはなにか」をテーマとしたシンポジウム。二月一日には同公会堂で、基調講演（一部）に養老孟司（北里大学教授・東京大学名誉教授）を迎え、人口減少社会における豊かさについてパネルディスカッション（二部）を行った。

このほか、一月二三日には、明治初期に関前村の農民を中心に起きた「御門訴事件」をテーマにした市民朗読劇（前進座指導）が市民文化会館で上演され、話題を呼んだ。（↓第五章第三節二）

## 五 「TAMARAいふ21」・多摩東京移管百周年記念事業

平成五（一九九三）年は、東京・多摩地区が明治二六（一八九三）年、神奈川県から、当時の東京府に移管されて一〇〇周年という記念すべき年に当たった。東京都と多摩三三市町村（当時）では、移管一〇〇周年を機に、これまでの歩みを振り返りつつ、今後の一〇〇年を展望する、多摩の新しいまちづくり運動として、多摩地区三六五万人の住民とともに、「多摩新時代の創造」をテーマに多摩東京移管百周年記念事業「TAMARAいふ21」が五年四月二五日から一月七日まで、多摩全域で繰り広げられた。

開会式は四月二五日、立川市の国営昭和記念公園で催された。記念事業の中心イベントは「多摩21くらしの祭典・

VOICE 93」で、七月三一日に開会し、十一月七日まで一〇〇日間、同公園で行われた。

二一世紀の多摩の TAMAらいふ21全体の事業を企画・実施するため、東京都はじめ各市町村、企業体などからあり方を提案する なる「TAMAらいふ21協会」が平成三（一九九一）年一月二五日に組織された。

すべての事業の展開に次の四つの視点を据えて進めることとなる。①多摩の流れをつくる、②多摩の文化を楽しむ、③多摩の交わりをはぐくむ、④多摩の自治を考えるである。テーマプログラムは、生活、自然、文化・スポーツの三分野から、多摩地域が共通に抱える課題を六つ取り上げ、課題解決へ向けてシンポジウム開催や社会実験型イベントを展開した。また、総括プログラムは、自治とくらしの観点から多摩地域の課題を包括的にとらえ、地域振興の具体的なプランを提言していた。こうした多彩なイベントは、まさに生活型博覧会といってもよいものであった。

協会支援事業として、多摩地域の各市町村が企画・実施する地域企画プログラムと、市民・大学・企業などが主体的に企画・実施する自主企画プログラムがあった。その中で本市がかかわった主なものを記録しておく。

まず、地域企画のプレ・イベントとして、TAMAらいふ21の前年に実施したのがルーマニア国立ジオルジュ・デイマ交響楽団コンサート。四年九月一三日、武蔵野市民文化会館での演奏会を皮切りに、立川市市民会館（同一五日）、府中の森芸術劇場（同一六日）、秋川キララホール（同一九日）で行われ、四公演ともそれぞれ成功裡に終了した。

このコンサートは、三年十一月、本市に居住していた同楽団の曾我大介音楽監督が、武蔵野市長に同楽団の運営の窮状を訴え、支援を要請したことがきっかけとなった。要請を受けた本市は、立川、府中、秋川（現あきる野）の三市と協力して支援することにし、四市長のほか各市の市民代表に加わってもらい、同楽団招聘実行委員会を発足させ、実行委員会事務局を武蔵野市に置いた。ジオルジュ・デイマ・コンサートは、まさに「国際芸術・文化ゾーン多摩の

創造」であった。(TAMARAいふ21のテーマプログラムの課題の一つ)

本市には、「ジョルジュ・デイマ歓迎市民の会」が結成された。会員らは成田空港での歓送迎・自由行動・都内見物時の通訳・案内、市民交流会、古都鎌倉の見学のほか、ホームパーティーを開催するなど、滞日中ずっと楽団員をもてなした。またルーマニアの子どもたちに管楽器を贈るため、各家庭に眠っているリコーダーの提供を小学校を通して子どもたち呼び掛けた。楽団員が帰国すると、市民の会は解散するが、有志が新たに「武蔵野・ブラシヨフ市民の会」(愛称ドラキュラの会)を発足させ、その後のルーマニアとの交流活動につながっていくことになる。(↓第五章第三節一)

**武蔵野市内で** 本市では、多摩東京移管百周年の意義をアピールする手段として、ふるさと武蔵野づくりのシンボ**も地域企画** ルをサクラとし、「住んでよかった、ふるさととは武蔵野です」の地域企画を掲げた。平成五(一九九三)年四月一―一日、第一回武蔵野桜まつりを、むさしの市民公園(緑町二丁目)などで開催し、中央通りほかで桜のライトアップをした。以降桜まつりは、市の恒例の行事となる。

五月九日には、「多摩の湧水・崖線の保全」のテーマプログラムに沿って、平成「水と緑の大茶会」が多摩の各市町村で一斉に行われたが、本市では、都立武蔵野中央公園を会場にして開催された。

また、自主企画プログラム「都市農業体験」「育てよう農家と市民の交流の輪」が市内八幡町の個人農園で実施された。生ごみを堆肥化したもので青くび大根を栽培する活動が、六月一日から一〇月三十一日まで行われ、二〇〇人の市民が参加した。

六月六日には、むさしの散歩道ウォークラリーが都立武蔵野中央公園から三鷹市の都立野川公園を舞台に実施され

たが、これは、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市の六市共催の事業で、各市内から出発した参加者はゴールの野川公園で交流を図った。

このほかにも以下のような自主企画プログラムもあった。

四月一六～三〇日 地球を元気にするアート展 武蔵野市民文化会館展示室

九月一五～一九日 おばsunによる、おばsunの作品展 武蔵野公会堂（吉祥寺南町一丁目）

一〇月一〇日 多摩・モンゴル文化交流 武蔵野市民会館でモンゴルの音楽やジンギスカン料理、武蔵野市民文化会館大ホールでモンゴル歌舞団の公演

**ハバロフスク自然探検隊を** 平成五（一九九三）年七月二三日から八月二日の一日間、多摩地区三二市町村の**中送り出す** 学生、高校生一〇〇人が参加した「ハバロフスク自然探検隊」が、ロシア・ハバロフ

スクへと向かった。TAMARAいふ21事業「自然との共生、21世紀の環境問題を考えるプロジェクト」のビッグイベントとして本市が提唱したものである。自然探検隊は山岳隊、河川隊、森林隊、バードウォッチング隊、市民生活隊と二人ずつの五隊に分かれて、シベリアの大自然に挑戦し、ハバロフスク市民との交流を図るなど貴重な体験をし、無事帰国した。中高生隊員の現地での活動の様子は『シベリア大冒険―東京っ子一〇〇人、緑の大地を行く―』（平成六年八月一〇日発行 ハバロフスク自然探検隊編）に詳しい。

ハバロフスク自然探検隊の成功は、「むさしの・多摩・ハバロフスク協会」を設立する契機となり、寒帯林自然保護活動、青少年の野外活動の交流へとつながっていく（↓第五章第三節一）。その年の一〇月二二日には、「日・口渡り鳥会議」が、立川市市民会館で開かれた。渡り鳥から地球環境問題を考えようという試みで、シンポジウムの中で

は、セルゲイ・スミレンスキーモスクワ大学教授、ヴァレンティナ・タギロワハバロフスク教育大学教授、市田則孝(財) 日本野鳥の会常務理事が、自然との共生、環境保護の重要性を訴えた。

**地域企画事業に** 地域企画としては、平成五(一九九三)年八月二〇～二七日に掛けて、「アメリカンボーイズク

**地球環境問題** ワイヤー・多摩少年少女合唱団ジョイントコンサート」が、国分寺・武蔵野・三鷹の三市の各会

場とVOICE 93TAMAアリーナとで開催された。武蔵野市では八月二三日、武蔵野市民文化会館小ホールで開催され、四〇〇人が入場した。

一〇月二日、「アジア女性フォーラム in 武蔵野」が武蔵野公会堂で行われた。これに先立ち、九月二四日には、「アジア映画祭」を武蔵野公会堂で催し、マレーシア・タイ・中国の映画を上映した。女性フォーラムは、男女平等社会実現の風土づくりを目指し、多摩地域の「中央線八市合同女性フォーラム」としてそれぞれ催されたが、武蔵野市では、過去三回派遣した「女性親善使節団」の成果をもとに、訪問先のシンガポール・マレーシア・タイ・中国から女性の来賓を招き、鍛冶千鶴子弁護士を交えて、シンポジウムと交流会の開催となった。シンポジウムでは、アジアにおける女性の現状、地位と役割について、各国代表から発表があり、討議が行われた。

一〇月一～二四日、アフリカ映画祭(多摩市との共同事業)が、アフリカ統一機構結成三〇周年を掲げて、吉祥寺バウスシアターなどで催された。

一九九三(平成五)年が国連の定める「世界の先住民の国際年」に当たることから、これを記念して、国際先住民年記念国際環境フォーラムが、一〇月三〇日と十一月一日、三鷹市と共同で、武蔵野公会堂、国際基督教大学構内などで開かれた。

地域企画のメインのイベント「地球環境問題講演会」は、翌三二日、武蔵野市民文化会館大ホールに一三〇〇人を集めた。講師の一人は、ノーベル化学賞受賞者である福井謙一基礎化学研究所所長、演題は「地球環境と科学」。続いて、哲学者である梅原猛国際日本文化研究センター所長が、「歴史から見た地球環境」と題して講演。人類が生き延びるための自然との共生・資源と循環を強調して次のように結んだ。

「これからは、自然と共生し、自然を尊敬する哲学や、芸術や、宗教と、共存できる科学文明のみを我々は目指さなければならぬ。それを作りださない限りは、人類の破滅は避けられない」

引き続き、松井孝典東京大学助教授の司会で、「21世紀を生きる」をテーマにシンポジウムが行われた。一三五〇席の大ホールのほか、ロビーでもモニターテレビを視聴する人が多かった。

一月三日は、本市の市制施行記念日に当たる。この日、多摩くらしの祭典会場は、武蔵野の日となった。「武蔵野カーニバル・イン・TAMAIらいふ21」である。メイン催し物会場の仮設ステージ「TAMAIアリーナ」には、本市の友好都市広島県大崎町（現大崎上島町）の「なぎ太鼓」、武蔵野シティバレエ、市立第三小学校吹奏楽団、市立第一中学校コーラス部、市民交響楽団、ロックバンド「聖飢魔II」などが出演した。

また、「TAMAIステージ」では、むさしのばやし、本市の姉妹都市富山県利賀村（現南砺市）の「麦屋節」、友好都市山形県酒田市の「北前太鼓」、市民謡舞踊連盟による「武蔵野桜音頭」などが披露された。ヒーローショーとして、子どもたちに人気の「クレヨンしんちゃん」や「それいけ！アンパンマン」、さらに、亜細亜大学吹奏楽団、武蔵野市役所チンドン同好会、外国人によるフラメンコ、市立境北小学校（現桜野小学校）のマーチングバンドなどが「ストリート」を練り歩いた。

会場では、同時に、姉妹・友好都市の物産や趣味、日用品、市内農産物、リサイクル用品などが販売された。「展示コーナー」では、前述した「ハバロフスク自然探検隊」のパネルが人目を引いた。

さらに、姉妹都市の長野県豊科町（現安曇野市）から二泊三日掛け、二二二キロメートルを走ってきた市職員環境キャラバン隊が、市民を迎える中でこの日会場に到着した。環境キャラバン隊は、電動スクーター四台によるデモンストレーションを行った。

武蔵野の日は、メインイベントの「聖飢魔Ⅱ」の出演を目当てに、多くのファンが前日から会場の昭和記念公園に泊まり込むという人気ぶり。熱狂的なファンは、リーダーのデーモン小暮の変装衣装を真似て、開演前から入念にメイクをするなど、異様な熱気に包まれた。「聖飢魔Ⅱ」人気のすごさは、目当てのファンによって会場への道路が大渋滞となるほどで、出演者は結局、予定時間に間に合わず、時間を遅らせての開演となった。

一月三日の入場者数は、開会期間中第一位の八万五〇〇〇人を数えた。

一月七日、半年間にわたった「TAMARAいふ21」はフィナーレを迎え、多摩新時代宣言セレモニーが行われた。「TAMARAいふ21」の成果を礎に、新たな多摩の創造に向けての決意が表明され、新たな一〇〇年に向けてのスタートが切られた。半年間のこれらの事業に関する武蔵野市支出経費は一億五四五八万円であった。

## 六 電算化問題

### 電算機導入の経緯

昭和五六（一九八一）年二月に策定した「第二期基本構想・長期計画」は、「新庁舎の完成と共に電算機を導入し、プライバシー保護条例を制定して、住民基本台帳法に包含されている住民記録から順次、電算処理に切り替えていくべきである。将来の行政事務の効率化と科学的な市政運営のためには不可欠である」と、明記した。

すでに五五年八月、市役所新庁舎が完成した時、その東棟五階には、「コンピューター予定室」が確保されていたが、集会などに利用されるだけだった。五六年には、企画課に電算化準備担当の係を設置し、電算導入計画の策定を検討していたが進展していなかった。

五七年一二月に、市の監査委員から市長に、行政の組織および運営の合理化のため電子計算機の早期導入が提言された。また、市行財政点検委員会からも、五九年一月に中間答申が出され、行政改革に関する方策として、総合的な電子計算組織の早期導入が強く要請された。

市議会でも、五七年一月には、納税課の不祥事の行政報告をした際に、電算機を早期導入すべきとの決議がなされ、五九年四月に水道部の不祥事が明るみに出た際にも、議会から電算機導入の要望が出された。そして五九年度電算関係予算（一億七〇三二万円）は、すでに市議会で議決されていた。

**電算委託から** 市は、昭和四一（一九六六）年から順次、市民税、固定資産税、軽自動車税などの課税事務や、**小型電算機導入へ** 水道料金、下水道使用料、老人福祉手当、国民年金といった一八項目の業務の電算処理を、民間に委託して行ってきた。五九年度の委託業者は七社で、電算処理委託費の予算は、五九年度予算で一億四〇〇〇万円であった。

市民課で小型電子計算機「FACOM V850（記憶容量一メガバイト）」を導入したのは五七年三月である。これによって、市民の住所、氏名、年齢、性別、続柄などを把握し、成人式の通知、選挙人名簿などの作成や、選挙の際の入場券、その他各種統計事務の処理をしてきた。同時に、「電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例」を制定、個人情報保護審議会を設置して、プライバシーの保護に努めてきた。同年六月には、財政課でも単独のオフイスコンピュータを導入し、予算管理事務を処理していた。

五八年一月には、庁内関係部課長による「電子計算組織導入計画策定委員会」を設置し、総合的な電子計算組織の導入を検討、九月に「導入基本計画」を策定した。これを受け、五九年一月に、電子計算組織推進関係部長会議、二月には関係課長・係長による電子計算組織推進検討委員会を発足させた。

**職員組合と市民団体の** 昭和五九（一九八四）年一月一七日、市当局が、職員組合との事前協議なしに電算化準備**合理化反対** 担当職員など八人の辞令を内示したのが発端となって、退職金問題などで対立を深めてい

た職員組合との対立は一層深まった。組合は辞令の撤回を求めて、超過勤務拒否を掲げ、合理化反対闘争を繰り広げた。

市当局は、「電算組織導入は市の執行責任で行う。管理運営事項である。勤務条件にかかわるものについては交渉

事項だ」とし、電算機種選定に当たっては、五八年一〇月、電算機について知識や経験の豊富な民間のコンサルタント、センチュリーリサーチセンター（CRC）株式会社に委託した。電算機メーカー四社から提案書を出させて、CRCが審査し、機器の性能、技術、価格を総合評価し、市側の検討審議と合わせて、電算導入対象メーカーの第一順位を富士通株式会社に決定した（五九年三月）。

六月六日、電算機の導入を監視する市民の会（準備会連絡先・高見澤昭治弁護士）から個人情報保護審議会宛てに電算機導入問題に関する要請書が出された。その内容は、「①プライバシー保護の手だてについて、②職員の了解を得ない導入は許されない、③プライバシーにかかわる資料は各課に分散して管理したほうがよい、④機種選定の経過を市民の前に明らかに。審議会は、市民の意向を尊重しながらこれらの問題に慎重に取り組まれない」というものである。

なお、この要望書に連署した団体は次の六団体であった。

平和・自治・文化の武蔵野をまもる市民の会（代表・石崎唯雄）、個人情報の保護を考える学者・弁護士の会（代表・池田真規・砂田一郎）、ありの歩みの会（代表・宇田川順子）、日本婦人会議武蔵野支部（代表・築瀬光子）、婦人民主クラブむさしの支部（支部長・井上朱美）、むさしの朝鮮問題研究会（代表・密田義人）。

**個人情報保護審議会の** 昭和五九（一九八四）年六月一四日には、個人情報保護審議会（会長・大橋正治）から報告・答申 告書「電子計算組織の導入について」が提出された。市長から諮問されたのはその年の三月六日だが審議期間が短く、論議が尽くせなかつたとして、合意に至らず、次のようなA案・B案の二つの案と、一

意見を付した。

A案Ⅱ「電算導入にあたってはプライバシー保護に万全の措置を講じ、要望事項（職員が電算問題に参加しうる環境を作るほか五項目）をふまえ早期に導入を実施すべき」

B案Ⅱ「行政による個人情報目的の再利用、市民への行政的管理の強化をもたらす危険性が大きく、個人情報の電算入力・集中管理・オンライン化は望ましくない」

一意見Ⅱ「電算導入に関する市議会の決議、予算の承認に矛盾する内容の答申をすることは不適当である」

個人情報保護審議会委員は、任期満了となり、新しい委員が八月七日に委嘱された。八月二日には「総合的電子計算組織の新たな記録項目と処理について」を答申し、諮問のあった新たな項目を入力することは差し支えないとしたが、「市民に個人番号を付番し利用することは、市及びその機関が処理し、管理し、又は執行する事務の範囲で行うものとする」と付帯意見が付いた。

それに先立つ七月二四日、電算機の導入を監視する市民の会（事務局長・高見澤昭治）から市長、市議会議長、個人情報保護審議会会長宛てに申し入れ書が提出された。

申し入れ書には、「市長は、電算機特定機種の導入を強行した」とし、①個人情報保護審議会の答申が提出され、職員団体との合意ができるまで、手続きを中止されたい、②個人情報保護審議会は、個人情報、プライバシーの保護に必要な措置を講ずるとともに、公聴会などで問題点と是非を明らかにし、市長に答申されたい、③議会は、市長の条例違反の行政姿勢と審議会の存在を無視した反民主主義的体質を軽視せず、機種選定についての疑惑とともに徹底追及し、市民の前に明らかにされたい、などとあった。

八月九日にも、同会から、市長宛てに文書の公開請求書が出された。「武蔵野市とセンチュリーリサーチセンター（C

R C) 株式会社との間の電算機機種選定コンサルタント委託契約書」や「電算メーカー四社に求めたプレプロポーザル提出のための指示書および仕様書(価格提示を含む)」など八項目について二週間以内に閲覧と謄写を請求したものである。

八月一三日、住民記録の電算化を考える武蔵野市民の会(代表・佐藤一夫)から市長宛てに申し入れ書が出された。その要点は、①住民情報の電算化・オンラインシステムは国民総背番号制につながり、②住民の管理強化につながる、③電算化が行政にとって必要かどうか疑問が大きいので市政の電算化に反対する立場で、電算化計画の資料を提示し、説明等を行うように、という内容である。

八月一四日、電算機の導入を監視する市民の会から市監査委員宛てに武蔵野市職員措置請求書(監査請求)が出された。その趣旨は、「市長は、R C Cに機種選定のコンサルタントを委託し、個人情報保護審議会の答申を経ることなく富士通と電算システムのレンタル契約を締結したが、これら一連の行為は、違法かつ不当な職務執行行為である。直ちに契約を解除し、電算機本体の搬入を差し止め、すでに支出した公金の返還を求め、今後の公金支出を停止するなど、必要な措置を講ずるよう請求する」としている。その理由として、

①本体レンタル契約を随意契約によって締結したのは、地方自治法および市条例に違反、②市長はR C Cは特定メーカーと関係ない旨、言明してきたが、同社は富士通が10パーセント出資している。コンサルタントと関係のあるメーカーの機種を選定したのは違法・不当である、③市長は、個人情報保護審議会の答申を待たずに、契約を締結した、との三点を挙げた。

市監査委員は、これに対し一〇月五日、以下の監査結果を請求人に通知した。「監査の結果、違法・不当の事実

認められない。本件に関する請求人の主張には理由がないものと判断する」。この監査結果を不服として、一月一日、請求人から後に述べる住民訴訟が提起される。

八月二日、今度は住民記録の電算化を考える武蔵野市民の会から個人情報保護審議会（会長・松木修二郎）宛てに申し入れ書が提出された。内容は八月三日の、市長への申し入れ書とほぼ同様のものである。

八月三〇日、電算機の導入を監視する市民の会から市長に申し入れ書が届く。その内容は、「九月一日、二日の住民基本台帳電算化のためのマイクログラム撮影はじめ、導入準備手続きを即時中止されるよう申し入れる。受け入れられない場合には、九月一日、二日の作業に向けてしかるべき措置をとらざるを得ない」というもの。

#### 反対派の抗議行動と

昭和五九（一九八四）年九月一日、電算機導入に伴う住民基本台帳のマイクログラム撮

#### 行革推進派の支援行動

影作業を、受託会社の株式会社ダイケイが実施しようとしていた。この日は、終日、それ

に抗議する職員組合と、電算組織導入に反対する一部の市民団体が本庁の市民課前のロビーに集まり、担当の部長らと対峙していた。当日は防災訓練が行われていたが、訓練から戻り市長室に向かった市長が一階エレベーター前で、組合員や市民らに阻止され、小競り合いとなり、市民課前まで来た市長が、ボールペンで組合執行委員に突つかれるハプニングがあった。これを日刊紙が「市長がけが」と報道。結局この日は、出張所保管の住民基本台帳の撮影のみで、本庁の保管分は阻止されて、撮影ができなかった。翌二日には、電算機本体が庁舎に搬入されたが、搬入作業は、反対団体などに阻止されるのを避けるため深夜に行われた。新聞は「夜陰に乗じて搬入」と報道した。

三日、電算機の導入を監視する市民の会から市議会議長に「会員である市民が市長から暴行、傷害を受けた。市議会に特別調査委員会を設置し、真相を究明するように」という申し入れ書が提出された。

五日、同会から市長に出された申し入れ書には、「九月五日に、市当局の幹部が業者に代わって、本庁関係の住民基本台帳をコピーし、これを業者に渡す方針を固めたとのことだが、中止するよう要請する。その理由は、①市民の納得のないまま、随意契約により特定メーカーと契約した手続きが違法・不当、②導入は市民にとってどのようなメリットがあるのか説明がなく、プライバシー保護が十分でない、③マイクロフィルム撮影を委託した業者は個人情報等をさまざまな手段で集めているいわゆるくつき業者である」などを挙げている。

結局、五日は、業者によるマイクロフィルム撮影を断念し、市幹部が複写機を使って台帳をコピーした。

一七日、電算機の導入を監視する市民の会はF・F市民ホール（吉祥寺本町一丁目）で暴力事件の真相究明と電算機導入を考える市民集会を開き、パンフレット「ちよつと待って！ 私たちの知らないところでドンドン進んでいる武蔵野市の大型電算機の導入・今あなたのプライバシーが狙われています!!」や、「電算機導入にはこんなに不安が…」といったチラシを配布した。

一方、武蔵野に行革をすすめる市民の会（代表・三宅道夫）ら行革推進を目指す市民団体は、「日本で初めてのプライバシー保護システム・電算機導入で科学的、効率的市政の推進を」と、電算機導入を推進するチラシを配布し、市民に電算機導入の必要性やプライバシー保護システムなどについての理解を求めた。

なお、九月八日に次の四件の請願・陳情が市議会に出された。

- ①電算機導入による科学的、効率的行政の推進に関する請願（三宅道夫ほか二〇一六人）
- ②大型電算機導入による行政改革推進に関する陳情（住みよい武蔵野を作る会、会長・山本政夫ほか四五人）
- ③大型電算機導入の一時停止とプライバシーの保護に関する請願（高見澤昭治ほか五〇二四人）

④武蔵野市長の暴行を真相究明するための百条委員会設置に関する請願（風早八十二ほか九人）

一〇月一日の市議会は、①②を採択し、③を不採択、④を継続審議とした。

行政訴訟と 昭和五九（一九八四）年十一月一日、原告・砂田一郎ほか一九人が「住民訴訟による損害賠償等

判決の言い渡し 請求事件」を東京地方裁判所に提起した。

この訴訟は、行政機関の長である市長ではなく、土屋正忠個人を被告とした（後日、原告は土屋正忠個人では被告適格性に欠ける点を認め、裁判所に「武蔵野市長」と訂正を申し出たが、裁判所は、弁護士が作成した訴状の訂正は認めなかった）。請求の趣旨は、①土屋正忠は、CRCとのコンサルタント委託料七二万三〇〇〇円を支払った。

損害賠償金として市に同金額を支払うこと、②富士通に対し、市の公金から電算機組織のレンタル料八三〇万七〇〇〇円を支払うことを差し止める、というもの。②については後日取り下げた。

六二年十一月十八日、東京地方裁判所民事第三部において、判決の言い渡しがあつた。判決は、CRCとの委託契約についての違法性については、「CRCの株式会社の中に富士通の資本が一〇パーセント含まれていたこと、同社が事務処理用電算機として富士通の電算機のみを使用していた事実を見逃していた点は杜撰ずざんなものであつたと原告から指摘されてもやむをえない。しかし、これをもって違法とする瑕疵かしとは言いがたい」とした。

また審議会に電算導入を諮らなかつたのは違法であるとの主張については、「CRCとの委託契約は個人の情報に関連する事項は全く対象としていないので、前提を欠くものとして失当である」という判断を示した。

さらに、CRCとの委託契約を随意契約としたことが違法であるとの主張に対しては、「契約の種類、内容、性質、目的など諸般の事情を考慮して契約担当者の合理的な裁量判断によって決定されるべきもの」と判断、契約の相手方

の会社名などを電算メーカーに対して秘密にしておく必要があるとの担当者の判断は相当なもので、合理性があると判断した。

以上のような判決であり、原告の請求は退けられ、被告・土屋正忠の全面勝訴となった。

一二月三日の本会議で、この電算訴訟の判決に関して行政報告が行われた。

## 七 広報・広聴

「広報・広聴」とは少し古めかしい言い方だが、要するに意のあるところを広く相手に伝え（広報）、また相手の話に耳を傾けること（広聴）。どんな組織でも心がけていることで、行政もまた例外ではない。

広報の場合、主に長く活字媒体が主役を務めてきたが、今期そこに「音声」や「映像」が加わり、さらにインターネットという強力な伝達手段が登場した。まだ既存の媒体をしのぐには至らないが、将来、今期が「画期となる時代だった」と書かれることになるのは間違いない。

インターネットは一方通行だった広報・広聴に、双方向性という機能をもたらした。即時性もある。送り手・受け手の境界を自在に往来し、自治体の壁さえ築き乗り越える。よその自治体の情報を入手して、自分の住む自治体をせっついたりもする。結果、市政への市民参加の間口を大きく広げた。

今期はまだ過渡期で終始したが、広報・広聴のあり様が近い将来、様変わりするであろう兆しがすでにはつきりしてきた。なお、広報に関しては市の情報公開も密接にからんでくるが、それについては本節二ですでに述べた。

## (一) 広報

## 市報むさしの

市が発信する広報の柱は「市報むさしの」である。市制施行二年目の昭和二三（一九四八）年六月、月一回、B4判、四ページ建てで第一号が出た。

二五年七月から今と同じ月二回発行となり、三二年に「武蔵野市報」から「市報むさしの」と名称が変わり、さらに三八年三月一五日号から横書きになった。

森羅万象とっていいほど、市の施策、各種事業、行事など、市政全般の情報が盛り込まれている。当初は「お知らせ広報」だったが、次第に「政策広報」の性格を強め、さらに市民同士の情報交換、コミュニティ活動なども載るようになった。

今期の五八年八月一五日号で一〇〇〇号に達し、翌五九年、三五年分が五冊の縮刷版にまとまった（以降順次刊行）。平成一〇（一九九八）年から広報課がパソコンを使って自ら編集するようになり、一三年には「まちかど情報」欄が登場した。一五年から青・黒の二色刷りとなり、同時に文字も大きくなった。各戸無料配布、八万五〇〇〇部。

## 季刊むさしの

今期は新しい媒体が次々と登場した。広報課からは昭和六三（一九八八）年一月、年四回発行の「季刊武蔵野」が発刊された。市政の情報・課題などについて、背景や経緯、問題点などを掘り下げる地域情報誌型。B5判。第一号は四〇ページ（表紙共）で、姉妹都市の一つ長野県豊科町（現安曇野市）を特集、ほかにジュニア大使の座談会、武蔵野市の歴史、市政ニュース・ダイジェストなどを扱った。平成一一（一九九九）年秋号から「季刊むさしの」と誌名が変わった。市内各所で無料配布、一万八〇〇〇部。

## こどもむさしの

平成三（一九九二）年七月、やはり広報課から、小学四年～中学三年生を対象とする「こどもむさしの」が出た。創刊号と第二号は美濃刊二ページ。四年からA4判、四ページ。年二回発行だったが、五年から年三回（各学期末）となった。小中学校の教職員も加わった諮問機関「こども広報懇談会」（三年五月発足）が編集をサポート、小中学校の活動などをカラーで伝えている。主に学校を通して無料配布。一万七〇〇〇部。

## まなこ

平成三（一九九二）年二月、児童婦人室（現市民協働推進課）から「人やまちや文化や地球を、女性問題を解決する視点から見る情報誌」とうたう「まなこ」が創刊された。A4判、表紙も入れて八ページ。オーブン編集室方式を採り、市民が企画・編集にかかわっている。（↓第五章第三節五・資料編）

## グラフィむさしの

今期創刊され、途中で消えていった媒体もある。平成三（一九九二）年三月、写真を中心に市政判、三二ページ（表紙共）でスタートして九年からA4判に変わった。記録性を重視し、折々の行事を丹念にフォローして好評だったが、「季刊むさしの」との兼ね合いもあって、一五年三月で終刊になった。無料配布、二万二〇〇〇～三万部。

## 武蔵野市公報

ユニークな媒体として他の自治体から注目されたのは、平成一〇（一九九八）年六月総務部から出た「武蔵野市公報」である。市の公告掲示場に掲示している条例や規則の公布、法律や条例などに基づいて行う告示、公告などをまとめて年四回発行。「市民の市政参加に寄与することを期待」してのスタートだったが、予想以上に手間がかかり、また市のホームページ（後述）で代行できるようになり、一四年一月の発行で廃

刊になった。A4判、平均五〇ページ。五〇〇部。

消えた試みをもう一つ。市では平成五年一月から、新しく成人になる若者に、「市報むさしの」など市で発行している主な刊行物二〇種を毎月、無料で郵送してきた。市政に関心を持ってもらうのが狙いだったが、一八年三月の送付を最後に、公平性などに疑問も出されて、中止となった。

今期の大きな特徴に、広報活動が活字媒体以外に広がったことがある。

#### 電波媒体にも

一つは、平成七（一九九五）年三月に開局した「むさしのFM」への番組提供。市報掲載記事を中心とした一五分番組「マイシティむさしの」で、月々土曜日は一日六回、日曜日は二回オンエアされた。議会開会前には同じ枠内で議案などを市長が自ら説明する「武蔵野市議会議案速報」が放送される。また、午後一時半からの放送には、市の関連する職員が生出演している。

翌八年七月、「武蔵野三鷹ケーブルテレビ」が開局すると、やはり広報番組「むさしのシティニュース」を提供、議会開会前にはFMと同様、「武蔵野市議会議案速報」をニュースの後に流した。ニュースは毎月一日と一五日に内容を切り替え、一日四回放送している。番組は市役所ロビーで常時DVDで放映している。

音声による広報では、三年一〇月から、NTTに委託して都内初のフリーダイヤル方式で「テレホンガイドむさしの」を開設した。市報や「わたしの便利帳」などを参考に、オペレーターが市民の問い合わせにこたえていたが、利用者が少なく、費用対効果などを考えて、一三年三月末で打ち切った。

#### ホームページ

市の広報活動で画期となったのは平成九（一九九七）年一月三日、市制施行五〇周年の日に開設した「ホームページ」である。

当初は「市長のメッセージ」「市のプロフィール」「市政の記録1997年」「わたしの便利帳」「市制施行50周年記念特集 武蔵野・24時、歴史年表」などで構成する二〇〇ページ足らずの規模だったが、試行錯誤を繰り返す中でどんどんページが増えた。一方でホームページが一般化するにつれ、市民からの要求も増える。行政の情報公開度が問われる時代になって無用な隠しだでもできなくなった。倍々ゲームのようにページが増え、平成二〇年末現在、約八五〇〇ページにも膨らんだ。

情報が増えると、利用者は検索しにくくなる。一四年一月、分かりやすさを念頭に全面リニューアルした。雑誌の目次に当たるトップページの大項目を、「プロフィール」「おしらせ・催し」「暮らしのガイド」「市政にご意見を」「施策・統計」など八項目に分類し、庁内の各課がつくる「各課ページ」を新設した。トップページのアクセス数が前年度より倍近く増え、三〇万八九九三をカウントした。

「各課ページ」の導入で内容は充実したが、情報量の急激な増加で検索がますます難しくなる。市では一五年一二月、ホームページ技術推進プロジェクトチームを設置、「見やすく、探しやすく、分かりやすい」、かつ「正確・最新」のホームページにすべく検討を加えた結果、コンテンツマネジメントシステム(CMS)の導入が決まり、一八年二月、二度目の全面リニューアルを行った。検索を難しくしていた課別メニューから目的別メニューに変わり、市の組織が分からなくても容易に検索できるようになった。情報の随時更新も可能になり、誰でも簡単にページ作成ができるようになった。頻度の高い問い合わせにこたえる「よくある質問」コーナーも、この時生まれた。

翌一九年三月「市民参加」コンテンツ追加、同四月携帯電話版ホームページ開設、五月英語・中国語・韓国語ページ開設と続く。

コンピュータは魔法の箱である。計り知れない可能性がある。ホームページの容量も底が知れない。市では一八年のリニューアルでホームページを「第二の窓口」と位置づけたが、早晩、大抵のことは第二の窓口で片づく時代が来るかもしれない。今期最後の一七年に六八万八八三七件になったトップページのアクセス数はわずか三年後の二〇〇年、七三万七二四二件にまで達した。

なお、一四年のリニューアルを機に月二回刊の「市長のメールマガジン」が誕生、一二三〇人が登録したが、土屋市長の辞職に伴い一七年八月、通巻八八号で終わりになった。

広報ではほかに、昭和二四（一九四九）年に復刊して以来、おおむね五年に一回刊行されてきた「市勢要覧」、五〇年から出ている生活情報誌「わたしの便利帳」、あるいは教育委員会が五六年五月に創刊した「教育むさしの」（年四回。平成五年、「きょういく武蔵野」に改題）なども、引き続き刊行されている。

#### 朗読奉仕の会むさしの

広報の発信元ではないが、伝達役としてボランティア団体「朗読奉仕の会むさしの」が果たしている役割に触れないわけにはいかない。

同会は昭和四七（一九七二）年、市内に住む二人の主婦が近所の目の不自由な人に市報を読んだ（音訳）テープを提供したのが始まり。五三年、「朗読奉仕の会」を結成、市報を中心とした活動は市議会だより、障害者福祉課の「つながり」などにも広がった。平成五（一九九三）年、会の名称を「朗読奉仕の会むさしの」と変更、二〇〇年現在、三人の会員が五つの媒体を手がけ五六人の利用者に無料で音訳テープを配布している。

市報に例を採ると、確定原稿のゲラを入手、障害者福祉センターの録音室を借りて二人一組で音訳、自分たちで読み違いないか確認もして、複製したテープを利用者に届けている。当初六〇分テープ一本で収まっていたが九〇分

一本となり、六〇分二本となり、一八年八月には九〇分二本になった。他の媒体を含め、年間六五本以上の吹き込みをしている。

「うまく聴いてもらうには」、「イラストやグラフをどう表現するか」——会員は自分たちで勉強会を開いて研さんを積んできた。市からの委託料や助成金で「利用者負担ゼロ」を維持している。

## (二) 広聴

### 市長と市民

「市民が主役」という言葉をよく耳にする。行政は主役の声をどう集約しているのだろうか。市長と市民をつなぐ回線から点検してみよう。

形式は違うが、歴代市長はそれぞれの方法で市民と直接話し合う場を持ってきた。前期末までは市長や市の幹部が街頭に出て「駅前移動市長室」を開催していた。

今期に入ってコミュニティセンター（コミセン）を会場にした「市長と語る会」が定例化し、第一回が昭和五九（一九八四）年二月境南コミセンで開かれた。市長と市の幹部職員が正面に陣取り、市側が司会を務めて毎回夕方から二時間余、活発な質疑が交わされた。資料編に年度毎の開催回数と参加者数を載せているが、土屋市長の在任中、七〇回開かれ、延べ四一四九人が参加した。

「語る会」は地元住民の要望事項が圧倒的に多かったが、もとより要望したことが必ずしも実現するわけではない。それよりも、地域の現状が具体的に市長の耳に届くことの意味が大きかった。

昭和二七（一九五二）年に始まった「市長への手紙」も、引き続き踏襲された。差し出し人が要望や意見を自由に

書いて自分で切手を貼っていたが、平成元（一九八九）年七月から市が受け取り人払い（無料）の封筒を市役所やコミセンに置くようになった。

手紙は窓口である広聴係（後に市民相談係）で仕分けされ、関係部課で検討のうえ返事を書き、最終的に市長が目を通して可能な限り早く返事を出す仕組みになっている。

手紙の内容は多岐にわたったが、たとえば今期のスタートした五八年は「行財政改革・退職金問題」に対する意見が圧倒的に多く、次いで「教育・文化・体育」に関する要望、「自転車対策を含む交通問題」が、また期末となる平成一七（二〇〇五）年は「学校教育」「交通問題」「子どもや青少年」に関する要望が上位を占めた。

「市長への手紙」は前述したように九年に市が開設したホームページや電子メール、ファクスでも扱うようになり、期末にはメールの利用が全体の半数を占めるようになった。

### 市政アンケート

市民の意向を知るうえで一番大がかりなものは、昭和三九（一九六四）年から全世帯を対象に毎年行われている「市政アンケート」である。往復ハガキ大のスペースに、「市政のなかで重点的にすすめてほしいこと」を項目別に提示した用紙（三つを選んでもらう）を新聞折り込みで配り、郵送で回収してきた。

今期に入って五九年、調査開始から二〇年経つたのを機に調査項目を改め、従来通りの三項目から選択のアンケートに加え、第二期長期計画第一次調整計画や老人福祉手当に関する調査も盛り込んだ。以降、アンケート項目が一部変わったりしているので時系列の比較は必ずしも正確ではないが、大まかな傾向は、上位三項目に五八年は自転車対策、駅周辺の都市計画、福祉対策、期半ばの平成五（一九九三）年が高齢者福祉、自転車対策の推進、廃棄物処理、

期末の一七年が安全な市民生活の確保、高齢者福祉の推進、自転車対策の推進、があげられた。

各年度の回収率は、平成三年を境に急速に上昇している。同年からアンケート用紙の配布をシルバー人材センターに委託して全戸配布するようになり、新聞を購読していない家にも用紙が届くようになった効果と見られる。郵便回収は従来通り。

### 市民意識調査

アンケートとは別に、市では昭和四五（一九七〇）年と五三年に「市民意識調査」を行ってきた。今期もおおむね四年おきに六回実施されたが、初回の五九年、従来の調査は「基礎的な市民意識調査の域をかなり逸脱していた」として、地域生活、コミュニティ意識、地域環境評価、市政評価など基礎的項目の比重を大きくして時系列の比較ができるように改め、同時に長期計画など行政運営の基礎資料に供するという目的をはっきりさせた。以降、同年の調査を「第一回」とカウントしている。

「市政アンケート」が全世帯対象なのに対し、「意識調査」は住民基本台帳から無作為抽出した満二〇歳以上の市民約一〇〇〇人が対象で、個別面接方式を採った。

しかし五八年の調査が第二期長期計画第一次調整計画に間に合わなかったため、二回目以降は長期計画や同調整計画策定に合わせて行われるようになった。

ここでは今期最後となった平成一五（二〇〇三）年の第六回調査の際の項目だけを列記しておく。

問1～6・地域意識、地域生活への関心その他、問7～9・ボランティア活動への参加、問10～12・市民生活の安全意識、問13～22・主要課題に対する意識、介護保険・高齢化社会対策その他、計一〇項目、問23・市の事業に対する認知、問24・行政の情報伝達について、問25・現在の市政に対する評価、市民の権利要求意識など、問26・武蔵野

市の将来像。回収率七二・一パーセント。調査と集計分析は外部の調査機関に委託した。

なお、市長が代わった一九年の第七回調査から調査項目を一部変更、対象者も三〇〇〇人に拡大し、調査法も郵送配布・郵送回収に変更した。「調査員を介することなく無記名で回答するため、率直な意見が表れている」としている。

### 市政モニター

市ではほかに、「市政に対する市民の意見、要望などを地域的、継続的に聴き、市政の民主的かつ効率的運営をはかる」ために昭和四五（一九七〇）年から「市政モニター」制度を取り入れた。

公募により、原則各町丁目から一人、全部で五人以内を選び（任期二年）、アンケート調査や市政への意見、要望などを寄せてもらってきた。活動内容は年度により一定しないが、たとえば平成一三（二〇〇一）年度の場合、意見、要望などを書いた連絡票が二五通あったほか、アンケート調査・施設見学・連絡会議が各二回、意見聴取の会が一回もたれた。

モニター制度は一四年六月からアンケート調査を年四回程度行い、そのたびに公募などで一〇〇〇～五〇〇〇人を選んで調査を実施する制度に変更した。以降毎年二回のアンケート調査を行ってきたが、同様の調査を市内の各課でも行うようになったことなどを理由に一八年度末で廃止された。

### 市民相談

市民協働推進課に属する「広聴係」は市役所二階にあるが、平成二一（二〇〇九）年四月に「市民相談係」と名称が変わった。広聴係の仕事は多岐にわたったが、昭和五八（一九八三）年に開設した「市政資料コーナー」も担当していた。同コーナーには市政に関する大方の資料がそろっていて、誰でも自由に閲覧できた。同コーナーは平成一九年四月、新築した西庁舎の七階に移ったが、広聴係は二階に残って、従来通り市政アンケートや市民意識調査の業務を統括しながら、同時に昭和三三（一九五八）年から続けている「市民相談」も担当している。

ひとくちに市民相談といっても間口は広く、平成二一年現在、「市民相談」「法律相談」「税務相談」「年金・社会保障・労務相談」「障害者法律相談」「人権の上相談」「行政相談」「家庭のもめごと相談」「交通事故相談」「女性総合相談」に分かれている。といっても毎日受け付けているのは市政に関する相談事で、専門的な相談の方は、たとえば法律相談は毎週月・水・金曜日、税務は水曜日、人権の上は毎月第二木曜日などと決まっっていて、窓口がごった返すことはない。が、相談ごとの中味は多種多様で、「広聴」の名にふさわしく市民の悩み、苦情、もめごと、怒りなどがストリートに伝わってくる。守秘義務があつて個々の内容は知りようがないが、市政にとつて貴重な「個別広聴」の役割を果たしている。また、相談窓口が増えたことは、市民の声が市政に確実に届いていることの証明と見ることできる。インターネットの威力が及ばない数少ない分野の一つである。

## 八 名誉市民・荒井源吉元市長の市葬

昭和五八（一九八三）年九月一日、本市の名誉市民であつた荒井源吉元武蔵野市長が、七九歳で死去した。

武蔵野市および武蔵野市議会では、故人の冥福を祈るとともに偉大な業績をたたえて市葬を執り行うため、市に、市葬実施本部を設置した。葬儀委員長には土屋正忠市長、同副委員長には望月彰夫市議会議長、実施本部長を第一助役が担当した。市葬は一〇月四日午後一時から、市宮緑町体育館で行われた。

市葬に先立ち、市長から、故人が九月一日に叙位（従五位）の位記が追賜されたとの披露があつた。

市葬には、約五〇〇人の市民をはじめ、東京都ほか行政関係者が参列。全員黙とうのあと、葬儀委員長の土屋市長

が「今日の武蔵野市政発展の基礎を築いた荒井元市長の業績をたたえ、市民を代表して永年のご労苦に感謝の意を表し、心から冥福を祈る」と弔辞を述べた。続いて望月議長、鈴木俊一東京都知事（代理）、東京都市長会会長、友人代表らが順次、故人の行政手腕や政治力をたたえる追悼の辞を述べた。

弔電披露に続き、献花に移り、葬送曲「英雄」が流れる中で、会葬者から故人の遺徳を偲び冥福を祈る白菊が遺影の前の献花台に粛々と捧げられ、市葬は滞りなくしめやかに執り行われた。（↓資料編）

荒井源吉は昭和二二年四月に第四代武蔵野町長に当選、同年一月の市制施行で初代武蔵野市長となつて、三八年四月までの四期一六年間にわたつて市政を担当した。

戦後の社会的にも経済的にも不安定な時代にあつて、市の人口が急増（二二年一月の武蔵野町の人口、六万三〇〇〇人余、三八年一月の武蔵野市の人口、一二万七〇〇〇人余）、教育施設を充実する（二部授業、スシ詰め学級解消など）ために、在任一六年間に一校の小中学校を新設した。

都市基盤の整備では、道路、駅前広場、上下水道の新設、ごみ焼却場、し尿処理場の建設を行い、特に吉祥寺駅周辺再開発の基盤となつたF&Fビル用地の早期取得を決断するなど、本市の繁栄の基礎を築いた。

また、二九年から三〇年に掛けて、市の財政が逼迫ひびした際には、「愛市公債」を発行し、財源確保を図り、財政運営に手腕を発揮した。

故人は、東京都市長会会長、関東市長会会長を歴任、三五年には、都知事より自治功労者として表彰され、四二年には藍綬褒章を、四九年には勲四等旭日小綬章を受章している。市は五五年八月三〇日に名誉市民に推挙した。